

以下に該当する情報は開示することができないので黒塗りしています。
・商業的に機微な内容（認証機関への要求事項 5.3.3（漁業、養殖）、5.3.5（CoC）
・認証活動の公平性を損なう圧力に結び付き得る情報（ISO/IEC17065 4.2.2）

年次・拡大審査

認証発効日	有効期間	有効期限	次回年次 審査期限
2021/2/4	5年間	2026/2/3	2023/1/13



審査報告書
マリン・エコラベル・ジャパン
漁業認証規格 Ver. 2.0

日本海かにかご漁業協会
日本海べにずわいがに漁業

公益社団法人日本水産資源保護協会
2022年1月12日

目 次

1. はじめに	1
2. 漁業規格及び適合の判定基準（審査の手引き）のバージョン	1
3. 審査結果の概要	1
4. 漁業の概要	2
5. 申請者	2
6. 認証対象となる漁業	3
7. 審査員	3
8. 審査経過	3
9. 審査方法	4
10. 審査基準	4
11. 審査基準に係る用語	4
管理点 1. 管理体制に関する要件	15
1.1 漁業許可の取得審査	15
1.1.1 漁業免許・許可等の取得	15
1.1.2 管理体制	18
1.1.3 漁業実態の把握	21
1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守	29
1.2.1 規制・取決めの遵守	29
1.2.2 「資源管理計画」の策定及び履行	38
1.2.3 参加型管理、透明性の確保	42
1.2.4 広域的な協力体制の構築	46
1.2.5 放流計画の策定	48
1.2.6 予防的アプローチ、順応的管理	49
1.2.7 多面的利用に関する合意形成	50
1.2.8 管理ルールの周知	51
管理点 2. 対象資源に関する要件	52
2.1 生物学的情報の把握	52
2.5 資源管理方策の設定	73
2.6 TAC（漁獲可能量）の遵守	79
2.7 過剰漁獲の防止	80
管理点 3. 生態系への配慮に関する要件	84
3.1 生態系に配慮した管理体制の確立	84
3.1.1 非対象種及び生態系への影響評価のための情報	84
3.1.2 生態系への配慮	89
3.1.3 漁場環境及び生息環境の保全	93
3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮	96
3.2.1 生態系に配慮した人工種苗の生産	96

3.2.3 種苗放流による対象資源および生態系への影響モニタリング	101
13. 是正措置	104
14. 審査の結果	104
15. 将来の審査に向けた提言	104
16. 根拠となる資料	106

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

1. はじめに

2016年12月、マリン・エコラベル・ジャパン（Marine Eco-Label Japan: MEL）協議会は、日本発の水産エコラベル認証に係るスキームオーナーとして発足した。本スキームは、「持続可能な水産物」を「将来の世代にわたって最適利用ができるよう、資源が維持されている水産物」と定義づけている。

本スキームの仕組みは、水産資源の持続的な利用や環境・生態系の保全管理に対し、積極的かつ効果的に取り組んでいる事業者を認証し、その製品にロゴマークを貼付して流通させることである。そして、本スキームの目的は、ロゴマークが付いている水産物を、多くの消費者から積極的に選んでもらうことで、資源・環境・生態系の保全管理に資する関係者を増やし、日本の水産業と食文化の持続的な発展へ寄与することである。

本スキームの規格や指標は、FAO責任ある漁業のための行動規範（1995）及びFAO水産エコラベルガイドライン（2005）に準拠した内容で、国際標準を満たすことを目指している。同時に、日本における、魚種・漁法・コミュニティ・食文化等の豊かな多様性に恵まれた水産業の特性を反映していることが、本スキームの主な特徴となっている。

本報告書は、認証の申請を行った漁業者に対し、漁業規格及び適合の判定基準（審査の手引き）に基づき、認証機関がその取り組み内容を審査・評価し、当該認証付与の可否を検討するためのものである。

2. 漁業規格及び適合の判定基準（審査の手引き）のバージョン

以下に示す、「漁業認証規格」及び「適合の判定基準（審査の手引き）」の管理点・要求事項・指標に沿って実施された審査結果に基づき、本報告書は作成された。

- ・ 漁業認証規格バージョン2.0（2017年10月7日制定、2018年2月1日発行）¹
- ・ 漁業認証規格適合の判定基準（審査の手引き）バージョン2.1（2019年1月23日発行）²

3. 審査結果の概要

審査結果は次表の通りであったため、漁業認証の決定を推薦する。

¹ http://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E6%BC%81%E6%A5%AD%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC_ver.2.0.pdf

² http://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/01/MEL%E6%BC%81%E6%A5%AD%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E8%A6%8F%E6%A0%BC_%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

評価	審査結果の数	指標の番号
全審査項目	55	
重大不適合	0	
軽微不適合	0	
観察事項	9 (2021 : 変更 14)	(2021 : 1. 2. 4①追加), 2. 1②③, 2. 3①②③, (2021 : 2. 4①②, 2. 5②③, 追加) 2. 7②③, 3. 1. 2①③
適合	28 (2021 : 変更 23)	
該当なし	18	1. 2. 4②, 1. 2. 5①, 1. 2. 7①, 2. 5④⑤, 2. 6①, 3, 2, 1①～⑤, 3. 2. 2①～③, 3. 2. 3①～④

4. 漁業の概要

認証対象である日本海べにずわいがに漁業は、日本海沖合の水深 500～2700mに生息するベニズワイガニを、800mより深い水深で「かご」を用いて漁獲する国の許可漁業（指定漁業）であり、鳥取県境港における主要な漁業の一つである。特に当地においては、水産物の流通・加工産業が盛んであり、その原魚を安定供給する本漁業は最重要漁業の一つとされている。2018 年に境港で水揚げされたベニズワイガニの漁獲量は 5,800 トンで、青森県から島根県における総漁獲量 11,900 トンのおおよそ 50%（2020 年の境港水揚げ量は 4,700 トン、青森から島根県の総漁獲量は 10,100 トンである）を占めており、認証対象漁船が根拠地とする境港は対象資源を利用する最大の漁業地域である。

対象資源であるベニズワイガニ日本海系群の漁獲量は、1984 年の 44,000 をピークに大きく減少し、2003 年に 12,000 トンとなったため、2005 年に「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」が策定され、休漁や漁獲量の上限設定などの資源管理措置が実施された。現在は、国の「海洋生物資源の資源管理指針」に基づいた「日本海ベニズワイガニ漁業における資源管理計画」により、継続的な資源管理措置が実施されている。

なお、本資源は国の資源管理指針は改正漁業法（2020.12.1 施行）に基づく「資源管理基本方針」に定める特定水産資源（TAC 対象資源）の指定に向けて、令和 4 年から検討されるスケジュールとなっている。

しかしながら、本漁業の主要な漁場である大和堆や新隱岐堆等は、1999 年に発効した日韓漁業協定による暫定水域（日韓両国が自国のルールに従って漁業をする海域：いわゆる旗国主義水域）に含まれる部分が多く、両国が独自に漁業・資源管理を行う中、本漁業と韓国漁業との競合・軋轢が大きな課題となっている。

5. 申請者

1) 名称

日本海かにかご漁業協会

2) 代表者

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

岩田 慎介

3) 所在地

鳥取県境港市松ヶ枝町10

4) 事業内容

任意団体（事業目的：かにかご漁業の振興と経営の安定、事業内容：かに類資源の維持及び有効利用、かにかご漁業の秩序維持、かにかご漁業の調査研究等）

所属漁船は青森県から島根県のべにずわいがに漁船16隻で、認証対象となる境港への陸揚げは所属船のうち新潟、鳥取、島根の10隻である。協会には専務理事1名と職員2名が常勤し事務業務を行っている。

6. 認証対象となる漁業

1) 認証対象魚種

ベニズワイガニ *Chionoecetes japonicus*

2) 漁獲方法

かごはえ縄漁法

3) 漁業種類

日本海べにずわいがに漁業（大臣許可漁業：漁業法に規定する指定漁業）

4) 漁場

日本海沖合の許可水域

5) 認証対象者

日本海かにかご漁業協会に所属する大臣許可漁船で、境港を漁獲物陸揚港として指定されている漁船（新潟、鳥取、島根の大臣許可船10隻、別紙資料：水産庁HPによる大臣漁業許可船名簿）

本審査では、認証対象者として第六十八西野丸を拡大した（上記10隻に含む）。

7. 審査員

1) 認証機関

公益社団法人日本水産資源保護協会

2) 審査員

[REDACTED]

8. 審査経過

1) 初回審査

年月	主な活動
2020年6月3日	審査開始
2020年6月3日	書面審査
2020年6月9~10日	現地審査

2) 年次・拡大審査

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

年月	主な活動
2021年11月22日	審査開始
2021年11月22日	書面審査
2021年11月29～30日	現地審査

9. 審査方法

- 1) 審査は、書面審査と現地審査を行った。
- 2) 書面審査は、当該漁業に関する文献及び実態に関連する書類等の審査である。
- 3) 現地審査は、事前に申請者から提出された資料に基づき、申請者からの聞き取り及び現場での踏査などにより、申請内容等の再確認を行った。
- 4) 現地審査では、行政機関や研究機関など関係者からの聞き取り調査も併せて行った。
- 5) 漁業認証の有効期間は5年間であるが、「認証機関への要求事項」に沿って認証機関は年次審査あるいは臨時審査を行い、MEL協議会へ報告する。

10. 審査基準

審査中に以下のいずれかが確認され、「認証機関への要求事項」³に定める是正措置が検証されなかった場合、MEL漁業認証を与えてはならない。

- ・ 重大不適合が1つ以上確認された。
- ・ 漁業認証規格の要求事項の1つの原則に対して、4つ以上の軽微不適合が確認された。

11. 審査基準に係る用語

・ 重大不適合 (Major Non-Conformity)

漁業認証規格の要求事項に対して、当該の漁業が適合していることを示す情報が完全に欠如している、または、漁業認証規格の要求事項と当該の漁業が矛盾することを示す情報・証拠が存在していると、審査チームが判断した場合。

・ 軽微不適合 (Minor Non-Conformity) :

漁業認証規格の要求事項に対して当該の漁業が適合していることを示す情報・証拠は存在するが、適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しないと、審査チームが判断した場合。

・ 観察事項(Observation) :

漁業認証規格の要求事項に対して不適合ではないが、改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性があると、審査チームが判断した場合。

・ 適合 (Conformity) :

³ http://www.melj.jp/wp-content/uploads/2019/02/%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%B8%E3%81%AE%E8%A6%81%E6%B1%82%E4%BA%8B%E9%A0%85%E6%BC%81%E6%A5%AD.Ver_.2.1.pdf

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

漁業認証規格の要求事項に対して当該の漁業が適合していることを示す情報・証拠が十分に存在すると、審査チームが判断した場合。

• **該当なし (Not Applicable) :**

漁業認証規格の要求事項に対して当該の漁業では該当しないと、審査チームが判断した場合。

1.2. 漁業認証に係る管理点・要求事項・審査項目・評価及び根拠

概要

申請対象資源は日本近海に分布するベニズワイガニ *Chionoecetes japonicus* 日本海系群である。対象資源は日本海の水深 500～2,700 m に広く分布し、分布の中心は 1,000～2,000 m である。分布域は日本と韓国の排他的経済水域、及び日本と韓国の共同漁場である暫定水域にまたがる。

1998 年に「日韓漁業協定」を締結し(1999 年発効)、同協定に基づき日韓漁業共同委員会が設置されている。同委員会は両国それぞれ 1 名ずつの代表及び委員から構成され、少なくとも毎年 1 回開催され、相互入会措置をとる水域での操業条件、暫定水域における資源管理措置等について協議し、両締約国に勧告すること等を任務とする。

当面の間は民間で資源管理の可能性及び手法を検討するとされたことから、日韓双方のベニズワイガニ漁業者団体の間で資源管理の協議が進められている。両国には独自に定めた甲幅 90 mm の制限体長という共通の規制はある。しかしながら、これまでのところ双方の主張に隔たりがあり、速やかに資源管理体制を確立できる現状にはない。このため自国の管轄水域を中心とした資源評価に基づく独自の管理を行っている。今後政府間の協議により協調したベニズワイガニ資源の管理体制の確立の実現が望まれる。

日本では、ベニズワイガニ漁業は漁場の違いから 2 つの水域で操業が許可されており、大臣許可漁業と知事許可漁業がある。大臣許可漁業は日韓暫定水域を含む冲合の海域で操業しており、公的規制としての IQ(Individual Quota: 個別割当)制度も導入されている。知事許可漁業の場合は日本沿岸の海域で操業する。申請対象漁業は大臣許可漁業で、大臣許可漁業を営む漁船(兵庫県籍のものを除く)は鳥取県境港市で水揚げをしており、同港の水揚げは全国漁獲量の約 5 割を占めている。

韓国では、ベニズワイガニは TAC(Total Allowable Catch: 漁獲可能量)対象となっており、韓国・江陵市の東海水産研究所が ABC(Allowable Biological Catch: 生物学的許容漁獲量)の算出を行い、2014 年の TAC は 38(千トン)となっている。どちらかというと韓国の TAC は漁協間や漁師同士の漁獲調整の意味合いが強いが、ベニズワイガニを TAC 指定していることは韓国側でも保護すべき資源という認識があることを示す。

上記のように両国の水域で独立した管理措置が行われている状況から以下では日本の資源管理について記す。

A. 対象資源の管理体制

A.1. 農林水産省(水産庁)

排他的経済水域内に分布する、対象資源を管理する組織は農林水産省(管理責任者：農林水産大臣)であり、資源管理の根拠法は水産基本法と漁業法である。水産基本法第 13 条で排他的経済水域等(日本管轄水域)において最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield: MSY)を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずる、同法第 14 条で排他的経済水域外(公海等)においては水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるとなっている。また漁業法第 6 条で、国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うと定められている。

具体的な資源管理の方法に関しては漁業法で定められている。生物学的管理基準(Biological Reference Point: BRP)に関しては、漁業法第 12 条で 1)目標管理基準(Target Reference Point) : MSY を実現するために維持し又は回復させるべき目標となる値、2)限界管理基準値(Limit Reference Point) : 資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するための資源水準となっている。

漁獲可能量に関しては、同法第 15 条で、農林水産大臣は、1)特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに漁獲可能量を定める、2)資源水準が目標管理基準値を下回っている場合は資源水準が目標管理基準値を上回るまで回復させる、3)資源水準が限界管理基準値を下回っている場合は資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させる、4)資源水準が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準が目標管理基準値を上回る状態を維持する、と定められている。

漁獲可能量は、農林水産大臣が、同大臣が管理している沖合・遠洋漁業への配分量(大臣管理枠)と、各都道府県の知事が管理している沿岸漁業への配分量(知事管理枠)に配分され、それぞれの配分量は大臣ないし知事が管理する仕組みになっている。大臣ないし知事はそれぞれの配分量を漁業種類別に配分し、必要に応じて個別に割当てる。漁業法により漁業を営む者は、漁業権、許可、承認、届け出のいずれかを認定を受けなければならないので、漁業者リストがある。個別割当のときには各漁業者の漁獲実績等に基づき配分する。

漁業法では、定置網漁業などのように特定の水面を占拠し排他的に利用する漁業権漁業、一定期間・特定水域内だけ漁業の操業が認められる許可漁業などを定めており、漁業を営むには漁業権や許可などが必要となっている。漁業権や許可などには漁具漁法や漁期漁場に関する制限や条件がつけられており、これが漁獲努力量の規制となっている。

本資源は大臣許可漁業である「日本海べにずわいがに漁業」及び知事許可漁業である「べにずわいがにかご漁業」によって漁獲されている。現在本資源は旧 TAC 法のもとで管理されており、旧管理基準に基づいた ABC が定められている。ABC は実績に基づき大臣管理漁業と知事管理漁業に配分され、大臣管理量は日本海べにずわいがに漁業にすべて配分され、IQ 制度により管理している。なお上述の改正漁業法(2020.12.1 施行)で導入された管理基準に基づく ABC の算定等は、2022 年から検討されるスケジュールとなっている。

A.2. 漁獲量の管理

A.2.1. 決定のプロセス

＜現行＞

現在行われている日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組は、国による「資源管理指針」と、それに基づく行動計画である「資源管理計画」の下で行われている。この計画に基づき資源の維持又は増大を図るため、操業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲量上限(以下 IQ という)の設定等を行う公的管理手段が導入されている。IQ 算定の基礎となる ABC の値は(国研)水産研究・教育機構資源評価が推定している。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

公的規制に加え、日本海べにずわいがに漁業を営む漁業者が締結する「日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定」において、保護区の設定、漁具規制、小型ガニの保護等の自主的管理に取り組んでいる。また漁業者や加工業者などの日本海沖合ベニズワイガニ関係者が参画する「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」が円滑な実施にむけた取組を行われており、同協議会は公的機関である「日本海・九州西広域漁業調整委員会」と連携して資源管理の推進を図っている。

<来年度以降>

今後導入される漁獲量管理では、TAC の科学的根拠は、漁獲管理ルール(Harvest Control Rule: HCR)に基づいて定められる ABC である。データが十分にあって持続生産量曲線や資源量推定が行われている場合は、HCR は MSY を基礎とした BRP に基づいて定められる。データが十分でない場合は BRP の代替基準を用いて ABC が定められている。

漁業法第 9 条で、農林水産大臣は国立研究開発法人水産研究・教育機構に、資源調査又は資源評価に関する業務を行わせることができるとされており、ABC の基礎となる資源評価や HCR の候補の策定は同法人が行っている。HCR の候補は利害関係者を集めた会合で意見聴取を行い、同候補を水産政策審議会で審議した後に農林水産大臣が決定する。

利害関係者会合は水産庁主導で行われる。水産庁職員と(国研)水産研究・教育機構の研究者以外の参加者は応募制で定められ、漁業者、利用加工業者、都道府県の試験研究機関の職員、大学関係者などで構成されていた。利害関係者会合は 1～数回、1 回 1～数日行われ、意見の聴取・集約などが行われる。

水産政策審議会は農林水産大臣の諮問機関で、水産基本法第 35 条で設置が義務付けられている。構成員は学識経験者で、同法に定める水産資源の適切な保存及び管理について同審議会が審議し、3～5 年間程度の ABC の計算式、TAC の大臣管理枠と知事管理枠への配分などを審議する。なお漁獲可能量の配分は概ね実績ベースである。

A.2.2. 漁業者の責務と罰則

漁業の許可を受けた者の責務として、1)漁獲量等の報告義務(漁業法第 30 条)、2)許可を受けた者による適切な資源管理の取組の実施(同法第 37 条)などがある。「漁業の許可及び取締り等に関する省令」で、日本海べにずわいがに漁業に関しては音波浮上式ブイその他の浮標の使用禁止(第 69 条)などの義務が課せられている。

罰則規定として、1)割当量超過の場合の翌年の漁獲割当割合の削減(同法第 29 条)の他、同法第 190 条で許可を得ず操業した場合や漁獲量の割当量を持たない者が漁獲した場合は 3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金が科せられる等の罰則も定められている。

A.2.3. 監視と割当量の調整

TAC を的確に守るために、漁業法で 1)割当量超過の恐れがある場合等における農林水産大臣あるいは都道府県知事による助言、指導又は勧告(第 32 条)、2)採捕停止命令(33 条)が定められている。漁獲量は陸揚げした日から原則 3 日以内の報告が義務付けられており、これを集計して割当量超過の可能性の有無を判断している。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

水産資源は自然変動が大きく不測の事態に備えるために、国が TAC の 10%を留保枠として保持している。この留保枠は大臣管理枠や知事管理枠を超過しそうな場合に提供される。特に回遊魚では漁場位置の変動も大きく、割当量を大きく超過する可能性が高い年やその逆で大幅な過小利用となる年が出てしまう。この問題に関しては留保枠の利用だけでなく、大臣管理枠や知事管理枠を互いに融通して TAC を超えないようにする取り組みも行われている。

許可に付随した漁具漁法の制限に関する監視は水産庁の監督官が立入検査等によって行っており、漁期漁場の制限の監視は漁業取締船(水産庁 45 隻(用船を含む)、都道府県各 1 隻程度)及び取締航空機(4 機)の巡視によって行われている。また近年、悪質かつ広域化している外国漁船の違法操業に対処するためには、水産庁と海上保安庁が連携を強化し、効率的かつ効果的な取締りを行っていく必要があり、このため両庁ではブロック会議を開催し、連携強化や情報共有の推進等について意見交換を行っている。

A.3. 申請者とその漁業

申請者は日本海かにかご漁業協会(任意団体)で、構成員はベニズワイガニを漁獲する沖合と沿岸の漁業者(16 隻)のうち、日本海べにずわいがに漁業を営み、かつ境港に水揚げを行う 10 隻の漁船の所有者(漁業者)である。

同漁業者は日本海べにずわいがに漁業の大蔵許可証を保有し、同漁業は東経 133 度 59 分 50 秒以西の鳥取県から島根県にかけての地先と大和堆・新隱岐堆などの沖合漁場で「かにかご」を使用して行われる大臣許可漁業であり、操業期間は 9 月から翌年 6 月までの 10 か月間である。1 航海の日数は操業水域によって異なるが、通常数日から 10 日程度、操業日数 5~7 日程度で、各操業船の漁場は周年ほぼ固定されている。また許可の「制限・条件」で漁具は 9 連及び 1,350 箬と制限されている。日本海西部(石川、福井、兵庫、鳥取、島根)で漁獲されるベニズワイガニは、約 7 割が鳥取県境港(島根・鳥取船による)、約 2 割が兵庫県香住港(兵庫船による)で水揚げされている。

日本の公式統計である農林統計では 2017~2019 年におけるベニズワイガニ日本海系群の平均漁獲量は 11,995 トンで、うち大臣許可漁業によるものは 6,115 トンであった。

B. 対象資源の資源評価と保存管理措置

B.1. 資源管理の目的・予防的措置

A.1 で述べたように、水産基本法で資源管理の目的は最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることとされている。また漁業法で資源水準が限界管理基準を下回った場合回復計画を策定し実行すること、資源水準が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準が目標管理基準値を上回る状態を維持すること、と定められていることから予防的である。

B.2. データの収集と資源評価の実施体制

資源評価に関しては、漁業法第 9 条で、1)農林水産大臣は、海洋環境、水産資源の生息又

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

は生育に関する情報、採捕及び漁労の実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための資源調査を行う、2)農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施する、」3)農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努める、4)農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、資源調査又は資源評価に関する業務を行わせることができる、とされている。

統計的データの編集及び科学的調査は、各都道府県の水産に関する試験研究機関及び各大学の協力のもとに、国立研究開発法人水産研究・教育機構を中心とした調査研究体制で実施されている。

B.3. 資源評価

60 系群以上の主要な水産資源の資源評価は毎年行われており、審査対象資源も含まれる。最新の資源評価は 2020 年に行われ、その結果は水産庁の HP 上で公開されている (<http://abchan.fra.go.jp/digests2020/index.html>)。しかしながら用いられている資源評価の手法は資源量指標による相対評価だけで、MSY などの代替管理基準はない。

このため、年齢構成余剰生産モデル(Age Structured Production Model: ASPM)による資源評価を用いる。表 1 に 2018 年の資源評価結果とそれ以降の相対指標から推定される現在の資源評価の概要を示す。2018 年の親魚量は 542(千トン)で目標管理基準(MSY 水準)の 608(千トン)の 89%であるが、水産教育・研究機構が推奨する限界管理基準(MSY の 60%のときの親魚量)の 2.4 倍以上で乱獲状態ではない。漁獲圧は目標管理基準の 1.1 倍と若干高いが限界管理基準の 0.29 倍位である。

以上のことから現在は資源水準乱獲ではないが、予防的な観点から観察事項が妥当である。

表 1. 資源評価結果の概要(資源量の単位は千トン、漁獲係数の単位は年当たり)

魚種	系群	B_{MSY}	B_{LIMIT}	B_{BAN}	$B_{current}$	$B_{current}$ $/B_{MSY}$	$B_{current}$ $/B_{LIMIT}$
ベニズワイガニ	日本海	608	219	34	542	0.89	2.47
魚種	系群	F_{MSY}	F_{LIMIT}	F_{BAN}	$F_{current}$	$F_{current}$ $/F_{MSY}$	$F_{current}$ $/F_{LIMIT}$
ベニズワイガニ	日本海	0.144	0.541	3.356	0.159	1.10	0.29

B.4. 資源の保存管理措置

対象資源の漁獲量の現行管理方式は、漁獲量・努力量を用いた Model-free アプローチによる HCR である。現在は移行期間で旧 TAC 法に基づいており、2024 年から今後改正漁業法に基づく TAC 管理に移行する予定である。同資源の現行の管理措置は以下の表 2 に示す。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

表 2. 資源管理措置

ア 公的管理措置

管理措置	内容等
操業区域	・漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令 1 の 12 に規定するイ及びロ以外の日本海の海域
操業期間	・9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
許認可隻数	・200 トン未満の船舶 12 隻（新潟県 2 隻、兵庫県 1 隻、鳥取県 3 隻、島根県 6 隻）
採捕制限	・雌ガニ及び甲幅 9 センチメートル以下の雄ガニの採捕禁止
水深規制	・水深 800 メートル以浅の水域での操業禁止
漁具規制	・かごの側面最下部に内径 9.5 センチメートルの円形脱出口を 3 個以上設けたかごの網目の内径 13 センチメートル以上
漁獲量の制限	・IQ の設定

イ 自主的管理措置

管理措置	内容等
保護区の設定	・毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、農林漁区 827 区（暫定水域を除く）での操業禁止 ・水深 1,700 メートル以深の水域での操業禁止
漁具規制	・同時に使用できる連及びかごの最高数は、25 連 4,500 かご（1 連当たりのかご数 180 かご） ・休漁期間中の残置かごの網裾の解放
小型ガニの保護	・かごを敷設した後は 3 日以上浸漬 ・甲幅 9 センチメートル以下のベニズワイガニ（混獲した小型ガニ）の速やかな海中還元
休漁	・毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで
※兵庫県のみ	・毎月 2 日間の停泊の実施（荒天又は事故で連続 2 日以上休業した場合は、後日 1 日停泊）
漁獲量の制限	・IQ を遵守 ・IQ を適切に管理するため 1 箱当たりの漁獲物重量は 30 kg

C. 生態系への影響評価と管理

混獲種のうち水産資源として利用される種は農林水産省が、CITES などの希少種の経済的取引に関しては経済産業省が、希少種の保存や環境保全に関しては環境省の所管となっている。したがって申請対象漁業によって混獲される水産資源は農林水産省が管理しており、それ以外の水圏の希少種等の生物の調査等は環境省が行っている。

C.1. 混獲種の管理主体

C.1.1. 農林水産省

農林水産省は水産資源として利用している水圏の動植物を管理しており、水産資源として利用される希少種、例えばサメ類や鯨類なども農林水産省の管理下にある。農林水産省で生態系への影響評価と管理に関する法律は A.1 に記載した漁業法と水産資源保護法である。水産資源保護法は同資源の保護培養を目的としたもので、有害物の遺棄の制限、爆発物等を使用した漁法の制限、MPA に関する保護水面、溯河魚類の保護培養などを規定している。混獲される水産資源の管理目的は、申請対象資源と同様に漁業法第 12 条により目標管理基準(最大持続生産量を実現するために維持し又は回復させるべき目標となる値で、この他は A.1 に要約されている通りである。

農林水産でも管理下にある種の絶滅危惧の有無に関し IUCN が行っているような基準に基づき、マイワシなどを含む多くの魚種と小型鯨類についての評価を行っている。大型鯨類の絶滅危惧の有無に関する評価は行われていないが、水産資源である鯨類の捕獲には漁業法に基づく許可が必要であり、ミンククジラ・イワシクジラ・ニタリクジラは許可のもとに捕獲されている。

一方、水産資源保護法でヒメウミガメ(卵含む)、オサガメ(卵含む)、シロナガスクジラ、スナメリ、ホッキョククジラ、コククジラ、ジュゴンは保護対象種に指定されており、試験研究等の特別許可がある場合を除き捕獲が禁止されている。またこれらの種を違法に採捕した個体の所持・販売も禁止されている。同法は水産資源の保護培養を目的としたもので、有害物の遺棄の制限、爆発物等を使用した漁法の制限、保護水面、溯河魚類の保護培養などを規定している。

C.1.2. 環境省

環境省は水産資源以外の水圏の生物、例えば海亀類や海鳥類などを管理している。環境省が関係する法律として「生物多様性基本法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、沖合海底自然環境保全に関する「自然環境保全法」、海洋公園に関する「自然公園法」などがある。このうち「生物多様性基本法」は生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法で、基本原則を策定すること、国・地方公共団体・事業者・国民及び民間の団体の責務、生物多様性国家戦略を策定すること等を定めているが、実際の目標、規制及び罰則などは個別の法案による。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」は、国内に分布する絶滅危惧種の保存及びその良好な自然環境保全などを目的とする。種の保存法は絶滅危惧種の保存に関する科学的知見の充実、生存個体の捕獲等の禁止(第 9 条)、違反して捕獲等をした生存個体に関する措置命令(第 11 条)、輸出入の禁止(第 15 条)、違法輸入者に対する措置命令等(第 16 条)、生息地等保護区(第 36~44 条)、保護増殖事業(第 45~48 条)、定期的な調査の実施(第 49 条)、取締り職員への権限移譲(第 50 条)、罰則規定(5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金等)(第 57 条の 2)などを定めている。具体的には選定された国内希少野生動植物種に関し、その保存の基本方針に沿って地方公共団体が保存計画を策定し管理している。

C.2. 混獲種への影響に関する調査・評価及び保存管理措置

C.2.1. 水産資源の混獲種への影響に関する調査・評価・保存管理措置

2015-2019 年における当該申請者の総漁獲量に占める非対象混獲種の比率は 5%未満で、混獲種の数も少ない(付表 A1)。付表 A1 に記載されているオオエッチュウバイは有用水産資源で本種を目的とした漁業はない。幽霊漁獲のための調査(浸漬時間 12 日)ではオオエッチュウバイの 1 箍当たりの混獲数は 150 個/箇であったとの報告もある。ズワイガニの混獲は分布する推進帶の違いからごく稀であり、漁獲が許可されていないので混獲があったとしても直ちに放流されている。また、ズワイガニは重要な水産資源であり改正漁業法に基づく TAC 管理が行われている。残りの資源については調査が進んでいない。

C.2.2. 種苗放流が個体群に与える影響に関する調査・評価・保存管理措置

対象資源に関しては種苗放流等の資源増殖措置は全く行われていない。

C.2.3. 希少種への影響に関する調査・評価・保存管理措置

外国の野生動植物の種は、通称「ワシントン条約」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)に基づいて規制されている。日本国憲法に掲げられている国際協調主義の立場から日本では国際条約は憲法の下位、国内法の上位に位置するので、異議申立てをしない限り、英國等と異なり日本では国会の承認を得ることなく CITES の決議が国内の規則として適用される仕組みとなっている。このため管理を円滑に行うため、上記の種の保存法で国内希少種と同様に外国産希少種の保全措置を定めている。

環境省はレッドリストを作成しておりそのリストに含まれる絶滅危惧種のうち、対象水域に分布する種は、アカウミガメ(*Caretta caretta*)(LC:IUCN レッドデータブック、EN:環境省レッドリスト)、アオウミガメ(*Chelonia mydas*)(EN:IUCN、VU:環境省)、ヒメクロウミツバメ(*Oceanodroma monorhis*)(LC:IUCN、VU:環境省)、コアジサシ(*Sterna albifrons*)(EN:IUCN、VU:環境省)、カンムリウミスズミ(*Synthliboramphus wumizusume*)(VU:環境省)、ヒメウ(Phalacrocorax pelagicus)(LC:IUCN、EN:環境省)である。対象漁業によるこれらの種の混獲の報告がないことを確認しており、リスクは極めて低いと言える。

なおウミガメは「種の保存法」において国際希少野生動植物種に指定されており、生きた個体だけでなく剥製やその一部についても、販売・頒布目的の陳列や、譲渡し等は原則として禁止されている。国立公園、国定公園の特別保護地区では、ウミガメの捕獲、卵の採取が禁止されている。また、特にウミガメの産卵地として重要な西表国立公園、霧島屋久国立公園・屋久島地域、沖縄海岸国定公園・慶良間地域においては、特別地域内においても捕獲・採取が禁止されている。

C.2.4. 生態系への影響に関する調査・評価・保存管理措置

流出あるいは投棄した箇による幽霊漁獲が問題となつたが、浸漬時間 12 日間の実験ではベニズワイガニの 1 箇当たりの混獲数は 10 尾/箇程度(99%以上が雄)であることなどがわか

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

っている。このほかオオエッチュウバイなども同時に漁獲される。こうした漁獲を避けるために生分解性繊維を用いたベニズワイガニかにかごの試作が行われている。

付表 A1. 対象漁業による混獲種の一覧と直近 5 ヶ年の平均推定採捕量

種群(Species group)	種または種群(Species or species group)	5 ヶ年の平均推定採捕量
エゾバイ科(Buccinidae)	オオエッチュウバイ(<i>Buccinum tenuissimum</i>)	50 トン未満 *
甲殻類(Crustacean)	ズワイガニ(<i>Chionoecetes opilio</i>)	1 トン未満**
スズキ目(Perciformes)	ゲンゲ亜目(Zoarcoidei)	1 トン未満**
タラ目(Gadiformes)	ソコダラ科(Macrouridae)	1 トン未満**
	チゴダラ科(Moridae)	1 トン未満**
その他魚類	不明	1 トン未満**

* 一部水揚げ

** 全て放流

管理点 1. 管理体制に関する要件

1.1 漁業許可の取得審査

1.1.1 漁業免許・許可等の取得

【要求事項】

国の法令に基づき、審査対象となる漁業を営むために必要な漁業免許、許可等を管理当局（国または都道府県）から受けている等、適法に漁業が行われている。

【審査項目 1.1.1 ①】

- ① 審査対象となる漁業を営むための以下を確認できるか。
- 国または都道府県知事発行の免許状あるいは許可証の取得
 - 上記が取得されていない場合、許可や免許が無くとも当該漁業が禁じられていないこと

【評価】

適合

【審査員の所見】

審査対象となる漁業は、漁業法 52 条に規定する農林水産大臣許可の指定漁業である。漁業法 52 条では指定漁業は政令によって定めるとあり、指定漁業を定める政令で「日本海べにずわいがに漁業」が規定されている。水産庁ホームページ（以下ホームページはHPと記す）により本漁業の許可船名簿を確認すとともに、対象漁船に対する農林水産大臣発行の漁業許可証を確認したので適合と判断した。

改正漁業法（2020 年 12 月 1 日施行）では、上述の「漁業法 52 条」は同 36 条に、「農林水産大臣許可の指定漁業」は農林水産大臣許可漁業に改正され、「指定省令」は「漁業の許可及び取締り等に関する省令」に改正され、「政令」は前記の「漁業許可省令」に統合されたが、本資源・対象漁業に関する内容はほぼ変わっていない。

【評価の根拠】

漁業認証規格 2.0

許可番号	べにずわい 第35号			日本海べにずわいがに漁業許可証
住所	[REDACTED]			
氏名又は名称	[REDACTED]			
船舶	船名	第六十八西野丸	総トン数	115トン
	漁船登録番号	S N I - 1 7 3	使用権の種類 及び期限	自己所有船
漁業区域	漁業法第52条第1項の指定漁業を定める令改正(昭和38年1月22日政令第6号)第1の2に規定する海域			
漁業期間	1月1日から6月30日の間及び9月1日から12月31日までの間			
漁業の方法	(自由)			
漁獲物販路	[REDACTED]			
漁獲物貯蔵場	[REDACTED]			
許可の有効期間	平成29年8月1日から平成34年7月31日まで			
制限又は条件	蟲面記載のとおり			
平成29年7月24日				
農林水産大臣				

日本海にすねいがに漁業許可船名簿

本件の箇別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可課業務第2班までご連絡下さい。

令和3年1月1日現在)		※機関区域は直下部参照。	
登録番号	船名	掛合数	機関区域
にずわい第2号	第八十八櫻丸	124	※
にずわい第3号	第八十八洋丸	145	※
にずわい第6号	八櫻丸	88.73	※
にずわい第13号	第五十五丸	122	※
にずわい第16号	第六十八櫻丸	102	※
にずわい第23号	第八十八明神丸	145	※
にずわい第24号	第二十二やいの丸	122	※
にずわい第26号	第八十八丸	79	※
にずわい第32号	第七十八丸中丸	145	※
にずわい第35号	第六十八西丸	115	※
にずわい第36号	第五五第三丸	137	※
にずわい第37号	第七十七丸	115	※

水産庁 H P 「 日本海漁業に於ける規制」

農農林水產大臣許可証（例示）

(指定漁業の許可) → (改正漁業法では、許可漁業で大臣許可漁業と規定)

第 52 条（改正漁業法第 36 条、条文は後記） 船舶により行う漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）

を営もうとする者は、船舶ごとに（省略）農林水産大臣の許可を受けなければならぬ

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

改正漁業法抜粋（第三章 許可漁業 第一節 大臣許可漁業）

（農林水産大臣による漁業の許可）

第三十六条 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。）のため漁業者及びその使用する船舶（船舶において使用する漁ろう設備を含む。）について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたることその他の政令で定める事由により当該措置を統一して講ずることが適當であると認められる漁業について定めるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

改正前漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令抜粋→改正漁業法で漁業の許可及び取締りに関する省令に統合

内閣は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条第 1 項に基づき（以下省略）、この政令を制定する。

1 漁業法第 52 条第 1 項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一から十一（省略）

十二 日本海べにずわいがに漁業 以下の省令に移行

改正漁業法第 36 条に規定する漁業の許可及び取締りに関する省令（以下、漁業許可省令という）抜粋

→第 2 条 漁業法第 36 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

十六 日本海べにずわいがに漁業 次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業

イ 北緯四十一度二十分九秒の線以北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水

ロ 北緯四十一度二十分九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域

(1) 北緯四十一度二十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線

(2) 北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点に至る直線

(3) 北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十三度五十九分五十秒の点に至る直線

(4) 北緯三十七度三十分十秒以南の東経百三十三度五十九分五十秒の線

資料 1：日本海べにずわいがに漁業 農林水産大臣許可証（例示）

資料 2：日本海べにずわいがに漁業許可船名簿（水産庁HPより）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/>

1.1.2 管理体制

【要求事項】

審査対象となる漁業を管理するための組織及び体制が確立されている。

【審査項目 1.1.2 ②】

審査対象となる漁業を管理する組織（漁協等）や体制（国、都道府県、水産試験場等）が確立されているか。

■ 当該漁業の管理体制を示す資料

【評価】

適合

【審査員の所見】

対象資源は国や地域をまたがって分布する広域水産資源として、国において、資源および漁獲の状況が把握され、資源管理指針が作成されるとともに、資源管理目標や国の許可漁業である「日本海べにずわいがに漁業」についての資源管理措置が定められている。また、その管理体制は水産庁のHP等で確認できることから、適合と判断した。

【評価の根拠】

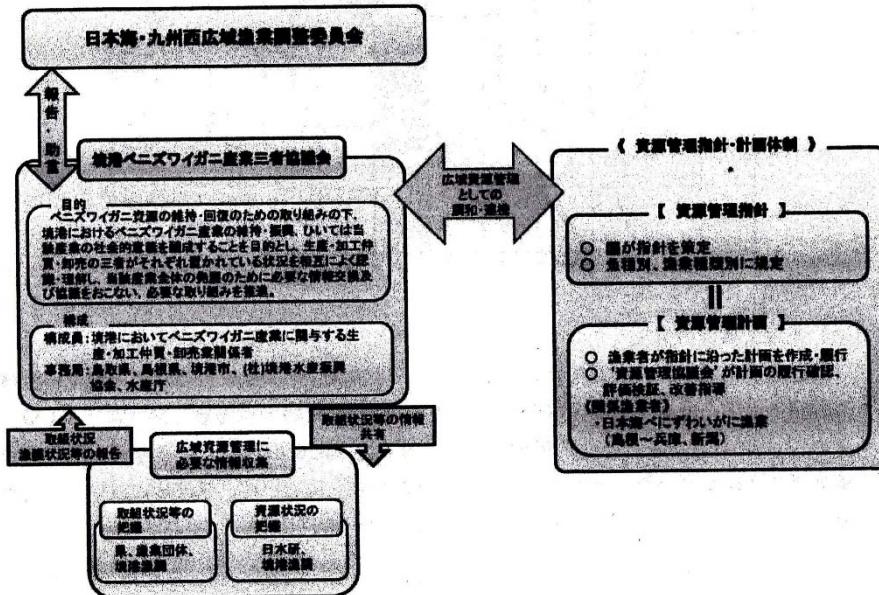
水産庁HPの「我が国海洋生物資源の資源管理指針」（資料3）で日本海べにずわいがに資源の管理の方向が記載されていることを確認し、水産庁境港漁業調整事務所HPで、「日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について」（資料4）が公表されており、広域漁業調整委員会に報告されていることを確認した。そこに示された管理体制は認証申請者から提出された境港での管理体制（資料5）と合致することを確認した。

なお、境港でのべにずわいがに資源管理の取組経過については、「日本海べにずわいがに漁業の資源とME Lジャパン認証」（資料6）に詳しく報告されている。

2021年次審査においても、国の資源管理指針が更新改正されていること、日本海・九州西広域漁業調整調整委員会で継続して資源管理の取り組みが報告されていることを 2021 資料3, 16 で確認した。

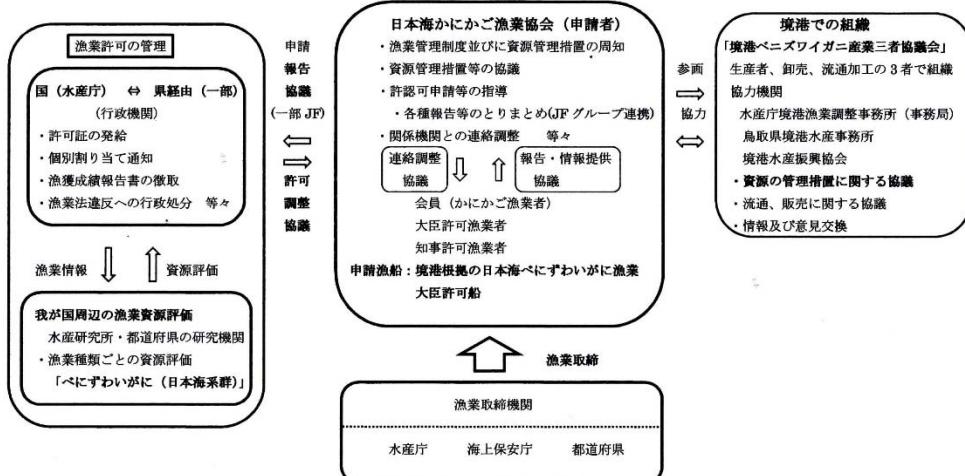
漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

日本海沖合ベニズワイガニの広域資源管理



日本海沖合ベニズワイガニの広域管理図（水産庁境港漁業調整事務所HPより）

日本海べにずわいがに漁業の管理体制



境港における管理体制申請者作成（申請書添付）

<資料>

資料 3：我が国の海洋生物資源の資源管理指針（水産庁：令和元年12月25日改正版）

https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-8.pdf

資料 4：日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について（水産庁境港漁業調整事務所：第34回日本海、九州西広域漁業調整委員会への提出資料）

https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-127.pdf

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

資料 5：認証申請者から提出された対象漁業の管理体制図

資料 6：西野・上田、日本海べにずわいがに漁業の資源とMELジャパン認証；日水誌 75 (6)、1089-1090 2009

<https://doi.org/10.2331/suisan.75.1089>

2021 資料 3：我が国の海洋生物資源の資源管理指針（令和 2 年 12 月最終改正、水産庁）

2021 資料 16：第 39 回日本海・九州西広域漁業調整委員会資料（令和 3 年 11 月開催、水産
　　府境港漁業調整事務所提出）

1.1.3 漁業実態の把握

【要求事項】

審査対象となる漁業の実態等が把握されている。把握すべき漁業実態の内容については以下の項目を含む。

- ① 漁業の概要
- ② 漁具・漁法
- ③ 漁獲量・漁獲努力量
- ④ 漁業経営形態及び経営状況

<p>【審査項目 1.1.3 ①】</p> <p>審査対象となる漁業の概要</p> <p>■ 審査対象となる漁業の概要（操業期間、漁場図など）を示す資料</p>
<p>【評価】</p> <p>適合</p>
<p>【審査員の所見】</p> <p>（初回審査）</p> <p>水産庁、鳥取県、島根県のHP等で、対象漁業の概要が分かる情報が収取・保存されていることを確認したので、適合と判断した。</p>
<p>【評価の根拠】</p> <p>① 許可隻数</p> <p>水産庁HPの「指定漁業の許可船名簿の公開について」で「日本海べにずわいがに許可船名簿」（資料前掲2）が公開されている。令和2年1月1日現在の許可船名簿では許可隻数が11隻、その後認可中の1隻が許可となり、当該漁業の許可隻数は12隻であるが、そのうち2隻は漁獲物陸揚げ港等により対象漁船から除かれている。</p> <p>令和4年1月1日現在の許可隻数は11隻で、うち1隻は漁獲物陸揚げ港が境港以外の為対象漁船となっていない。また、当初のMEL認証（Ver1.0）の対象漁船であった1隻はロシアの漁業取締船に拿捕され、Ver2.0の認証申請に際し対象漁船になることを自主的に辞退していたが、罰則が適用されない状況と判断され（水産庁境港漁業調整事務所聞き取り）、今回の年次審査において改めて認証の対象漁船として申請されたものである。</p> <p>② 漁場・漁期等</p> <p>水産庁境港漁業調整事務所のHP「日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組」（資料前掲4）の中で主要漁場が示されている。</p> <p>漁期については「<u>指定漁業の許可及び取締りに関する省令</u>」（資料7）で「毎年9月1日から翌年6月30日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。」とされており、操業期間は遵守されている。</p>

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

また、雌ガニ及び甲幅 9 cm以下の雄ガニの採捕は省令により禁止されている。

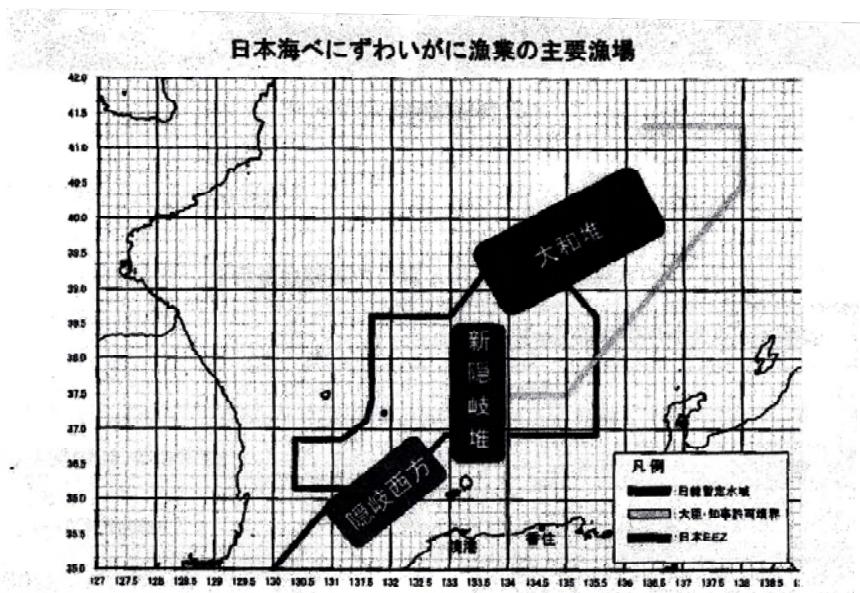
なお、漁場については、指定漁業を定める政令及び許可の制限又は条件で詳細に定められている（緯度経度表示、水深 800m以浅の水深での操業禁止）

2021 審査時において、上述の指定省令及び政令は、改正漁業法により漁業の許可及び取締り等に関する省令に統合されている。

③ 操業の概要

鳥取県のHP（資料 8）や水産庁（前掲資料 4）や漁業協同組合 JF しまねのHP（資料 9）等において、対象漁業の概要が紹介されている。

なお、ユーチューブでも実際の操業動画（かにかご漁業 2011 年）を見ることができる。



日本海べにずわいがに漁業の主要漁場 水産庁境港漁業調整事務所HP（資料 4）より

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

ペニズワイガニ漁業/水産試験場とりネット/鳥取県公式サイト 1/3 ページ

鳥取県
Tottori Prefecture Web Site

お問い合わせ 使い方 マイティマップ RSS

テーマでさがす 県の紹介 イベント/募 集 ネットで手続 県政情報 組織と仕事 県外の方へ

この漁業は知事許可漁業として操業されていたが、平成2年に施行された「べにずわいがに漁業の取締に関する省令」による大臣承認漁業を経て、平成14年、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」中に、「日本海べにずわいがに漁業」として位置づけられ、大臣指定漁業となった。

なお、資源の回復を図るため策定した「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」に基づき、全船で実施されていた6月（30日間）の追加休漁に代わる措置として、平成19年9月から、船舶ごとの年間漁獲量の上限を設定（個別割当て方式）している。

- 漁期 9月1日から翌年6月30日まで
- 漁獲物 ベニズワイガニ
- 漁場 水深800～2000メートルの浜田沖、日御崎沖、隱岐北方、北大和礁、大和礁、新隱岐礁周辺海域
- 漁具の構造 漁具は、「制限及び条件」により、かご数は9連及び1、350筆（一部6連及び900筆の船もある）とされている。図は1連1組とした構造図である。

■ 網目 網目の内径の長さ15cm以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の網目の対角線の長さ（縦、横とも）10cm以上。

※大臣許可においては、上記に関わらず、かごの側面最下部に内径9.5cmの円形脱出口を3個以上設けたかごについては、網目の内径の長さ13cm以上。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/92680.htm> 2020/06/04

日本海べにずわいがに漁業の漁具漁法概要（鳥取県水産試験場HPより）

<資料（前掲除く）>

資料8:鳥取県ホームページ（鳥取県水産試験場：ベニズワイガニ漁業）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/92680.htm>

資料9:漁業協同組合JFしまねHP
<http://www.jf-shimane.or.jp/gyogyo2.html>

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

【審査項目 1.1.3 ②】

審査対象となる漁業の漁具・漁法

■ 対象となる漁業の漁具の模式図

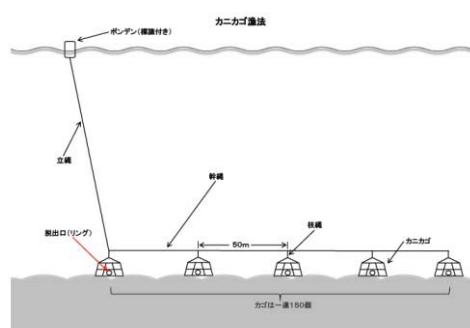
【評価】

適合

【審査員の所見】

前掲資料 8, 9 や水産庁境港漁業調整事務所による漁期前の漁具検査（参考資料）により、漁具漁法についての情報把握が確認できることから適合と判断した。

【評価の根拠】



かごの網目の内径の長さは 15 cm 以上
大臣許可においては、かごの側面最下部に内径 9.5 cm の円形脱出口を 3 個以上設けたかごについては、網目の内径 13 cm 以上

漁場に到着すると敷設された漁具を一連（約 180 かご）ずつ揚かごし、揚かご中に次の投かご準備（餌付等）を行い、揚かご終了後、海底地形等を考慮して投かごする。

図 1.1.3-② 使用漁具の写真と漁法模式図
(一航海は 1 週間～10 日程度、操業日数 5～7 日程度である。)

ベニズワイガニに係る検査状況：境港漁業調整事務所

1/2 ページ

境港漁業調整事務所



[ホーム](#) > [フォトギャラリー](#) > [ベニズワイガニ一斉取締](#)

ベニズワイガニに係る検査状況

ベニズワイガニ出漁前検査



ベニズワイガニ甲幅検査



https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/photo_benigani.html 2020/06/11

参考：水産庁境港漁業調整事務所による漁具検査状況写真

https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/photo_benigani.html

【審査項目 1.1.3 ③】

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

審査対象となる漁業の漁獲量・漁獲努力量

- 審査対象となる漁業の漁獲量データ、ヶ統数
- 審査対象となる漁業の漁獲努力量

【評価】

適合

【審査員の所見】

対象漁業は、指定漁業の許可及び取り締まりに関する省令（前掲資料7、以下指定省令という）第28条で、航海ごとの漁獲成績報告書の提出が義務付けられている。現地において、その実物に漁獲量及び漁獲努力量（操業日数やかご数）が記載されていることを確認し（資料10）、水産庁境港漁業調整事務において、対象漁船全ての漁獲成績報告書が着実に提出されていることを、口頭で確認したので適合と判断した。なお、稼働隻数は許可並びに漁獲成績報告書の提出により、水産庁で正確に把握されていると判断し、適合とした。

改正漁業法第52条（資源管理の状況等の報告）の規定による報告は、漁業許可省令14条で指定省令と同様の報告事項等が定められ、同省令で引き続き農林水産大臣に報告することが定められている。

【評価の根拠】

指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令（前掲資料7）抜粋

第二十八条 指定漁業者は、指定漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書又は事業成績報告書を同表に定める提出期限までに農林水産大臣に提出しなければならない。

指定漁業の名称	報告書の種類	提出期限
日本海べにずわいがに漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内

漁業許可省令では、報告書の提出期限及び様式は農林水産大臣が定め、告示することになっており、従前どおり対象漁業の漁獲量データ、漁獲努力量（操業日数、航海数、かご数等）は水産庁において把握されていることを確認した。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

様式第4号（第17条関係）																		
農林水産大臣 殿 日本海べにずわいがに漁業漁獲成績報告書																		
住所 [REDACTED] 郵便番号 第五十五吉久				報告年月日 令和2年4月10日														
報告者氏名 [REDACTED]				分報書 令和2年3月2月分														
漁業コード 漁種番号 誰名 渔業種別 渔船登録番号 トン数 馬力 手法 通常従業員数 種類 単位 船数 総魚獲金額 渔集地区																		
1 2~4 5~6 7~8 9~13 14~19 2.0~2.3 2.4~2.5 2.6~2.7 2.7~2.9 3.0~3.1 3.2~3.6 3.7~5.9 4.0~5.5																		
1 * * * 5 1 165 122.00 661 Kw * 12 境港 848 4 *																		
漁かご年月日			漁区番号			漁かご水深 (m)			漁かご数			漁獲量 (t+ft ³)			漁場港		備考	
5 6 5 7 5 8 5 9 6 0 6 1			6 2 6 3 6 4 6 5			6 6 6 7 6 8 6 9			7 0 7 1 7 2 7 3			7 4 7 5 7 6 7 7 8			7 9 8 0 8 1			
2.03.18						1353			172			1830						
2.03.16						1688			180			2460						
2.03.21						1673			180			4230						
2.03.22						1681			180			4260						
2.03.23						1678			178			1830			848		境港	
2.03.24						1679			180			2220						
						1675			180			3450						
						1677			180			3810						
						1681			180			4110						
						1645			180			2040						
						1399			180			1920						
						1430			180			1650						
						941			176			390						
						1354			177			9						
						1367			177			0						
						1072			180			1620			848		境港	
																	3/26日売り	
備考 1 用紙は、日本工業規格B4とすること。 2 ■印を付した欄は記入しないこと。																		
資料 10 漁獲成績報告書（事例の写し）																		
日本海べにずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書																		
農林水産大臣 殿				報告年月日				漁業対象範囲				漁業活動地図						
内河番号 第22号				年月日 令和2年3月1日				漁業登録番号 3NI-173				漁業区域						
船舶名 第6000番丸				漁業活動する場所 [REDACTED]				漁業方法				漁業日数						
船型番号 115トン				漁業員数				漁獲量				備考						
漁業日数				漁業時間				漁獲量				備考						
10 30				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 30						
10 1				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 1						
10 2				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 2						
10 7				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 7						
10 9				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 9						
10 10				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 10						
10 16				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 16						
10 17				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 17						
10 23				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 23						
10 24				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 24						
10 25				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 25						
10 26				10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00				1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				10 26						
2021年漁獲実績報告書（例示）																		
【審査項目 1.1.3 ④】																		

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

審査対象となる漁業の漁業経営形態および経営状況

■ 審査対象となる漁業の経営形態及び経営状況

【評価】

適合

【審査員の所見】

指定漁業の許可及び取り締まりに関する省令（前掲資料7）第4条で、許可申請に法人の場合は貸借対照表、法人以外の場合は財産状態を明らかにする書類の添付が義務付けられており、国において経営形態や経営状況が把握されていると判断。境漁調で対象漁業者の提出（法人の事業報告書）を確認したので適合と判断した。なお、漁獲成績報告書では総漁獲金額の報告も求められている。

改正漁業法により指定漁業の名称は大臣許可漁業に改正され、上記省令の第4条は漁業許可省令の第3条で規定されている。なお、初回審査時の指定省令は、漁業の許可及び取締まり等に関する省令に名称変更されている。

【評価の根拠】

指定漁業（→大臣許可漁業）の許可及び取り締まり等に関する省令（抜粋）（許可の申請）

第四条（→第三条） 法第五十二条第一項→法第三十六条第1項の指定漁業（以下単に「指定漁業」という。）につき同項→（大臣漁業）の許可を受けようとする者は、指定漁業→大臣許可漁業ごと及び船舶（母船式漁業にあっては、母船又は独航船等。以下同じ。→削除）ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）による漁船の登録の謄本

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し

三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六（以下改正削除で略） 申請に係る船舶が、第六条の漁船の設備基準に適合する船舶であることを明らかにする書類

七 申請に係る船舶が母船である場合には、別記様式第二号による母船設備明細書

八 母船式漁業に係る申請（起業の認可に基づく許可の申請を除く。）の場合において、母船に係る許可の申請者と当該母船と同一の船団に属する独航船等に係る許可若しくは起業の認可の申請者とが異なるとき、又は独航船等に係る許可の申請者と当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る許可の申請者若しくは許可を受けている者とが異なるときは、当該申請につき当該異なる者の同意を証する書面

九 申請が法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者による同項第一号の許可に係るものである場合には、第五条の五第三項の認定を受けている新技術の企業化に関する実績を記載した書類

十 申請が法第五十九条の規定によってする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めことがある。（3項略）

1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守

1.2.1 規制・取決めの遵守

【要求事項】

審査対象となる漁業について、効果的かつ適切な監視及び取締りが行われ、国、地方公共団体による規制、取決め等が遵守されている。

【審査項目 1.2.1 ①】

審査対象となる漁業を含む、当該漁業全体に関連する規制や取決め等を遵守するための、実効ある管理体制（監視体制を含む）があるか。

- 当該漁業に関連する法体系
- 法令・規則を遵守させるための実効ある管理体制

【評価】

適合

【審査員の所見】

日本海べにずわいがに漁業は漁業法 52 条による指定漁業（改正漁業法第 36 条による大臣許可漁業に変更）と規定され、農林水産大臣の許可を受けて操業、漁業者は漁業法及び「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」（漁業の許可及び取締り等に関する省令に変更）等の遵守が義務。遵守させるための管理体制は水産庁（境港に漁業調整事務所）、海上保安庁（境海上保安部）により取締り体制が構築されている。以上から適合と判断した。

【評価の根拠】

1.1.1 漁業許可の取得及び 1.1.2 管理体制で述べたように、日本海べにずわいがに漁業は国の管理漁業であり、漁業法およびそれに基づく政令や（省令に統合）省令等により、関連する規制や取り決めが国の法体系で定められている。法令や規則の遵守については、水産庁漁業取締本部や海上保安庁によって漁業全般の監視取締りが行われており（資料 1-1）、境港現地では境港ベニズワイガニ産業三者協議会等も含めて関係者で取決めの遵守が図られている（資料 1-2）。

なお、改正前の指定省令においては、農林水産大臣により漁業者別・船舶別に、べにずわいがにの年間の漁獲量の上限を定めることができる規定になっており、改正後の漁業の許可及び取締り省令においても、附則により効力を有すると規定されている。

以上のことから審査対象となる漁業を含む、当該漁業全体に関連する規制や取決め等を遵守するための、実効ある管理体制（監視体制を含む）があると判断できる。

漁船・船員の安全管理については、海上保安部のほか中国運輸局も毎年出漁前に訪船指導を実施している（資料 17：中国運輸局鳥取運輸支局からの出漁前指導実施通知書、2021 参考資料 1）。

<資料>

資料 11：水産庁HP 漁業取締本部パンフレット（令和3年度漁業取締方針を確認）

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/pamph/attach/pdf/index-10.pdf>)

水産庁の漁業取締業務内容・実績等が記載されている。

資料 12：境港ベニズワイガニ産業三者協議会による自主規制状況記録表（例示）

自主規制記録ではなく自主検査記録というべきもの（境港漁業調整準所で適宜職員の立会があることを確認） 繼続を確認（2021 資料 1-①）

前掲参考：水産庁境港漁業調整事務所HP ベニズワイガニに係る検査状況（漁具、甲幅）

(https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/photo_benigani.html) 2021 年次審査で継続を確認

資料 13：中国運輸局からのベニズワイガニ漁船船舶所有者への指導実施通知文（令和元年 8 月 20 付け）、令和 3 年の指導・検査状況を確認（2021 参考資料①）

資料 14：漁業取締方針、水産庁漁業取締本部、令和 2 年 4 月、水産庁HP、令和 3 年 4 月更新を確認

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/R2_torishimari_houshin.pdf

海上保安庁関係は下記参照

https://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/kouhou/anken/01_1kanku/190118_kaijouhanzitorisimarijoukyo.pdf

ベニズワイガニに係る検査状況：境港漁業調整事務所

1/2 ページ

境港漁業調整事務所



[ホーム](#) > [フォトギャラリー](#) > ベニズワイガニ一斉取締

ベニズワイガニに係る検査状況

ベニズワイガニ出漁前検査



ベニズワイガニ甲幅検査



https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/photo_benigani.html

2020/06/11

水産庁境港漁業調整事務所による検査状況（境漁調HPより）

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

令和2年3月18日 6時30分

2020 03/18 WED 8:30 FAY

境港支所 境港かにか

001/001

境港ベニズワイガニ産業三者協議会
自主規制状況記録用紙

現認者署名	[REDACTED]
立会生産者署名	[REDACTED]
立会仲買者署名	[REDACTED]

102

① 船名	55号ルリ	
前	○9cm超	尾
1	□8.5cm超~9cm	0 尾
尾	△8cm超~8.5cm	尾
33	kg × 8cm以下	尾
kg		
中	○9cm超	74 尾
✓	□8.5cm超~9cm	0 尾
24	△8cm超~8.5cm	尾
尾	kg × 8cm以下	尾
33	kg	
後	○9cm超	79 尾
✓	□8.5cm超~9cm	0 尾
79	△8cm超~8.5cm	尾
尾	kg × 8cm以下	尾
33	kg	

④ 船名		
前	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾
中	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾
後	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾

② 船名	88番洋アリ	
前	○9cm超	74 尾
14	□8.5cm超~9cm	0 尾
尾	△8cm超~8.5cm	尾
33	kg × 8cm以下	尾
kg		
中	○9cm超	21 尾
✓	□8.5cm超~9cm	0 尾
71	△8cm超~8.5cm	尾
尾	kg × 8cm以下	尾
33	kg	
後	○9cm超	23 尾
✓	□8.5cm超~9cm	0 尾
23	△8cm超~8.5cm	尾
尾	kg × 8cm以下	尾
33	kg	

⑤ 船名		
前	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾
中	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾
後	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
33	△8cm超~8.5cm	尾
kg	kg × 8cm以下	尾

③ 船名		
前	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	
中	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	
後	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	

⑥ 船名		
前	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	
中	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	
後	○9cm超	尾
尾	□8.5cm超~9cm	尾
△8cm超~8.5cm	尾	
kg × 8cm以下	尾	

境港ベニズワイガニ産業三者協議会による自主規制状況記録表（例示）

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

境港ペニズワイガニ産業三者協議会 自主規制状況記録用紙																	
令和3年10月28日 6時30分																	
現認者署名 立会生産者署名 立会仲買者署名																	
(5)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ① 船名 38-10-11丸 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	① 船名 38-10-11丸		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ④ 船名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	④ 船名		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾
① 船名 38-10-11丸																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
④ 船名																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ② 船名 68-10-11丸 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	② 船名 68-10-11丸		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ⑤ 船名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	⑤ 船名		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾
② 船名 68-10-11丸																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
⑤ 船名																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ③ 船名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	③ 船名		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> ⑥ 船名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">前</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">後</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾 </td> </tr> </table>	⑥ 船名		前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾	後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾
③ 船名																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
⑥ 船名																	
前	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
中	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
後	<input type="checkbox"/> 9cm超 尾 <input type="checkbox"/> 8.5cm超~9cm 尾 <input type="checkbox"/> △8cm超~8.5cm 尾 kg × 8cm以下 尾																
2021 自主検査表（例示）																	
【審査項目 1.2.1 ②】																	
審査対象となる漁業を含む、当該漁業全体に関連する規制や取決め等を遵守していない場合にとられる措置（罰則等）があり、実施されているか。																	
■ 法令・規則を遵守しなかった場合の措置（罰則）																	
【評価】																	
適合																	
【審査員の所見】																	
漁業法 138 条並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（前掲資料 7）第 106 条～109 条に罰則規定があり、違反した場合は罰金や懲役に処される。また、法令違反に対し同																	

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

省令第 19 条では、別に許可船舶に対する停泊命令（いわゆる行政処分）についても規定している。前掲資料 14 によれば、沖合域では沖合底引き網漁業や大中型まき網漁業等の違反事案が年間 3 件程度とのことである。なお、令和 3 年度漁業取締方針では、大臣許可漁業が平均 1 件、令和 2 年では 2 件が報告されているとのことである。

改正漁業法における罰則規定は第 189 条～198 条、指定省令改め漁業許可省令においては第 117 条～120 条に罰則規定があり、許可船舶に対する停泊命令は改正魚漁法第 131 条、省令第 104 条では船長等の乗組み禁止命令が規定されている。

【評価の根拠】

法令による罰則規定は以下の通り

漁業法抜粋（罰則：無許可操業の禁止）

第十章 罰則

第一百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定に違反した者
- 二 漁業権、第三十六条の規定による漁業の許可又は指定漁業の許可に付けた制限又は条件に違反して漁業を営んだ者
- 三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定漁業若しくは第三十六条の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者
- 四 第五十二条第一項の規定に違反して指定漁業を営んだ者
- 五 指定漁業の許可を受けた者であつて第六十一条の規定に違反した者
- 六 第六十五条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者
- 七 第六十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者

改正漁業法抜粋

（停泊命令等）

第百三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（第二十七条及び第三十四条に規定する場合を除く。）は、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ぜることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分（第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るもの）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（罰則）

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕した者
- 二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第百三十一条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

- 四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者
- 五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者
- 六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだ者
- 七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだ者
- 八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者

第百九十一条 第百二十条第十一項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百九十二条 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

前掲資料7（令和2年改正前、改正後従前のとおり）抜粋（罰則）

（罰則）

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項（第四十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十二条の二から第九十二条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二 第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十二条第二項、第九十二条の五第一項、第九十二条の六第一項、第九十三条第二項、第百条第二項、第百二条第二項又は第百四条第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 第二十条第一項、第二十条の二第一項又は第九十八条第一項の規定による命令に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十九条第一項又は第六十九条の二の規定に違反した者

二 第二十八条の二第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

第一百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一百六条第一項、第一百七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

前掲資料 7 抜粋（いわゆる行政処分による操業停止）

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第十九条 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該指定漁業者の使用に係る船舶の停泊を命ぜることがある。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項前段の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項前段の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。

漁業許可省令抜粋

(船長等の乗組み禁止命令)

第一百四条 農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(漁業監督官の乗船)

第一百五条 漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

(罰則)

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七条又は第一百九条第一項の規定に違反した者
- 二 第百四条第一項又は第一百八条第一項の規定による命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百十八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者
- 二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者
- 三 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第百十七条第一項、第百十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

1.2.2 「資源管理計画」の策定及び履行

【要求事項】

審査対象となる漁業及び対象資源について、科学的根拠を勘案し、国及び地方公共団体が作成した「資源管理指針」（管理目標及び管理措置を含む）に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成している、あるいはこれと同等の資源管理措置を遵守する実効ある管理ルールが確立されている。また、その履行状況が確認されている。

【審査項目 1.2.2 ①】

漁獲努力量と漁獲量の包括的規制に関する「資源管理指針」及び左記に沿った当該漁業及び対象資源の「資源管理計画」（または同等の資源管理措置）が作成されているか。

- 「資源管理指針」（同等のものを含む）の作成
- 「資源管理計画」（同等のものを含む）の作成

【評価】

適合

【審査員の所見】

国による「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」（令和元年12月改正、令和2年12月最終改正版を確認：2021資料3）で「日本海のべにずわいがに」に係る資源管理目標や資源管理措置を確認、また水産庁の資源管理指針・計画作成要領に基づく日本海べにずわいがに漁業の資源管理計画が、日本海かにかご漁業協会により作成されていることを確認した。以上から適合と判断した。

【評価の根拠】

前掲資料3では、「べにずわいがに」の資源管理目標について、「その主たる生息域に日韓漁業協定による日韓北部暫定水域が含まれ、韓国漁船によつても漁獲されていることから、同国との協調管理に取り組みつつ、資源を引き続き中位水準以上に維持することを基本方向として管理する」（令和2年度も同様の記述）と謳っている。また、令和2年段階での資源管理措置として、「許可内容、制限又は条件等の公的措置の遵守のほか、自主的措置として、漁業者別及び船舶別の漁獲量上限を定める必要がある等」としている（なお水産庁では、平成19年からIQ制度を導入）。

資源管理計画については、国の資源管理指針・計画作成要領（https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-4.pdf）に基づき、日本海かにかご協会が「日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画」（資料15、2021資料5で令和3年版を確認）を作成している。以上のことから「資源管理指針」及び左記に沿った当該漁業及び対象資源の「資源管理計画」が作成されていると判断できる。

〈資料〉

前掲資料3：「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」（第2 海洋生物資源ごとの動向及び資源管理の方向【魚種別資源管理】9 べにずわいがに）

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

資料 15： 日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画（日本海かにかご漁業協会：平成 31 年 4 月変更確認）

2021 資料 3：我が国の海洋生物資源の資源管理指針（水産庁：令和 2 年 12 月改正）

同上資料 5：日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画（日本海かにかご漁業協会：令和 3 年 4 月改正）

【審査項目 1.2.2 ②】

「資源管理計画」の履行状況が、漁業を管理する組織によって確認されているか。

■ 「資源管理計画」の履行報告書

【評価】

適合

【審査員の所見】

資源管理計画の履行状況は、国の資源管理指針により、国が設置した資源管理協議会によって履行確認されることとされており、日本海かにかご漁業協会から資源管理協議会に資源管理計画の履行確認資料が提出されていることを確認した（資料 16、2021 資料 6）。また、資料の基となる漁獲日報（正午位置報告）等も確認したので（資料 17、2021 資料 1-②）、適合と判断した。

【評価の根拠】

日本海かにかご漁業協会長から資源管理協議会長に、資源管理計画にかかる履行確認資料（資料 16、2021 年次審査資料 6）が提出され、対象となる漁船の漁獲量の管理状況が報告されており、第 3 者による確認を得ている（2021 資料 7）。また、現地審査で履行確認資料の基となる漁獲日報、漁獲成績報告書等（資料 17）も確認した。また計画書に記された漁場のモニタリングや対象資源の科学的情報の収集のための研究機関による調査への協力も鳥取県水産試験場で確認した（資料 18、2021 資料 12）。

〈資料〉

前掲資料 3. 我が国の海洋生物資源の管理指針抜粋（第 4 その他）

第 4 その他

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したこと示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。さらに、水産基本計画（2017 年 4 月）では、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った IQ 方式の活用方法について検討を行うこととしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組む

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

ことが重要である。なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。

令和 2 年 12 月改正の資源管理指針（2021 資料 3）資料抜粋

第 4 その他

1 本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同 計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措 置を履行したこと示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認 するものと する。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国に行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならな い。

2 以下略

資料 16：日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行確認資料の提出につ
いて（令和 2 年 2 月 10 日、日本海かにかご漁業協会）

資料 17：漁獲日報（正午位置報告）等の裏付け資料

資料 18：平成 29 年度鳥取県水産試験場年報（2018.3）3-(6)ベニズワイガニ資源調査
(https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1138784/H29_3-6.pdf)

2021 資料 1-②：漁獲日報（正午位置報告、漁船→鳥取県漁業無線局→協会）

2021 資料 6 : 日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画に係る履行確認報告書（令
和 3 年漁期）

2021 資料 7 : 第 41 回資源管理協議会による資源管理計画履行確認状況

2021 資料 12 : 鳥取県水産試験場令和 2 年度年報、ベニズワイガニ資源調査

令和 2 年 2 月 10 日

資源管理協議会会長 殿

日本海かにかご漁業協会
会長理事 [REDACTED]

日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行確認資料の提
出について

日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画について、別添のとおり自
主的資源管理措置の実施状況を報告します。

かにかご協会履行確認送付文

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

別紙1(確認書類比較表)

県	参加者名	船名	正午位置・漁獲数量通報(kg)	漁獲成績報告書(kg)	販売仕切書(kg)
			(R1年10月1日～12月30日)	(R1年10月1日～12月30日)	(R1年10月1日～12月30日)
新潟	[REDACTED]	第八十八賀盛丸	123,630	46,530	46,530
	[REDACTED]	第八十八興洋丸	156,930	10,890	10,890
	[REDACTED]		153,180	202,932	202,932
鳥取	[REDACTED]	第五十五吉丸	265,020	274,170	274,170
	[REDACTED]	第八十八明神丸	154,460	169,440	169,440
	[REDACTED]	第三十二やよい丸	136,600	141,870	141,870
島根	[REDACTED]	第八八大岩丸	44,840	45,180	45,180
	[REDACTED]		203,520	212,100	212,100
	[REDACTED]	第二十五菊栄丸	29,880	30,480	30,480
	[REDACTED]	第二十八常盤丸	12,000	15,270	15,270
	[REDACTED]	第七十八丸中丸	272,450	273,510	273,510
	[REDACTED]	第六十八漁徳丸	131,940	135,192	135,192

※ 販売仕切書等については、日本海かにかご漁業協会事務局が保管する。

様式2(個別漁獲量上限)

県	参加者名	船名	所得捕獲の有無	今回の漁獲量(kg) (R1.10.1～R1.12.31)	前回までの漁獲量(kg) (R1.9.1～R1.9.30)	累積漁獲量(kg) (R1.9.1～R1.12.31)	個別漁獲量上限(kg) (R1.9.1～R2.6.30)
							(R1.9.1～R1.12.31)
新潟	[REDACTED]	第八十八賀盛丸	○	46,530	12,090	58,620	781,000
	[REDACTED]	第八十八興洋丸	×	10,890	4,710	15,600	781,000
	[REDACTED]		○	202,932	62,281	265,193	895,000
鳥取	[REDACTED]	第五十五吉丸	○	274,170	56,040	330,210	781,000
	[REDACTED]	第八十八明神丸	○	169,440	27,060	196,500	781,000
	[REDACTED]	第三十二やよい丸	○	141,870	22,260	164,130	781,000
島根	[REDACTED]	第八八大岩丸	○	45,180	0	45,180	694,000
	[REDACTED]		○	212,100	60,960	273,080	781,000
	[REDACTED]	第二十五菊栄丸	○	30,480	0	30,480	781,000
	[REDACTED]	第二十八常盤丸	○	15,270	3,810	19,080	716,000
	[REDACTED]	第七十八丸中丸	○	273,510	62,130	335,640	781,000
	[REDACTED]	第六十八漁徳丸	○	135,192	31,670	166,882	843,000

かにかご協会履行確認書（例示）

令和3年11月8日

資源管理協議会会長 殿

日本海かにかご漁業協会
会長理事 岩田慎介

日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行確認資料の提出について

日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画について、別添のとおり自
主的資源管理措置の実施状況を報告します。

別紙1(確認書類比較表)			(対象魚種:ベニズワイガニ)		
県	参加者名	船名	正午位置・漁獲数量通報(kg) (R1年10月1日～12月30日)	漁獲成績報告書(kg) (R1年10月1日～12月30日)	販売仕切書(kg) (R1年10月1日～12月30日)
新潟	[REDACTED]	第八十八賀盛丸	85,400	27,390	27,390
	[REDACTED]	第八八大岩丸	13,100	11,230	11,230
	[REDACTED]	第五十五吉丸	67,720	38,917	38,917
	[REDACTED]	第八十八明神丸	13,800	13,000	13,000
	[REDACTED]	第三十二やよい丸	0	0	0
	[REDACTED]	第八八大岩丸	44,860	80,460	80,460
	[REDACTED]	第二十五菊栄丸	12,000	11,230	11,230
	[REDACTED]	第二十八常盤丸	0	0	0
	[REDACTED]	第七十八丸中丸	272,450	273,510	273,510
	[REDACTED]	第六十八漁徳丸	56,010	58,320	58,320
	[REDACTED]		56,020	67,240	67,240

注) 船名等に記載のない場合は、該当する船の記載を用いています。
記載箇所内については、付記。

2021年かにかご協会履行確認書（例示）

1. 2. 3 参加型管理、透明性の確保

【要求事項】

審査対象となる漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が参画しており、その合意形成プロセスが透明性を有している。

【審査項目 1. 2. 3 ①】

審査対象となる漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が参画しているか。

■ 利害関係者が参加する組織図あるいは概要

【評価】

適合

【審査員の所見】

1. 1. 2 管理体制で示したように、国においては広域漁業調整委員会（資料 19）や資源管理協議会（前出）で有識者等の意見を聴取し、境港現地では漁業者、市場（荷受け）、流通加工業者による「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」が組織され（資料 20）、資源の管理措置や流通形態等について意見交換・協議がされている（経緯については前掲資料 6 参照）。以上のことから適合と判断した。

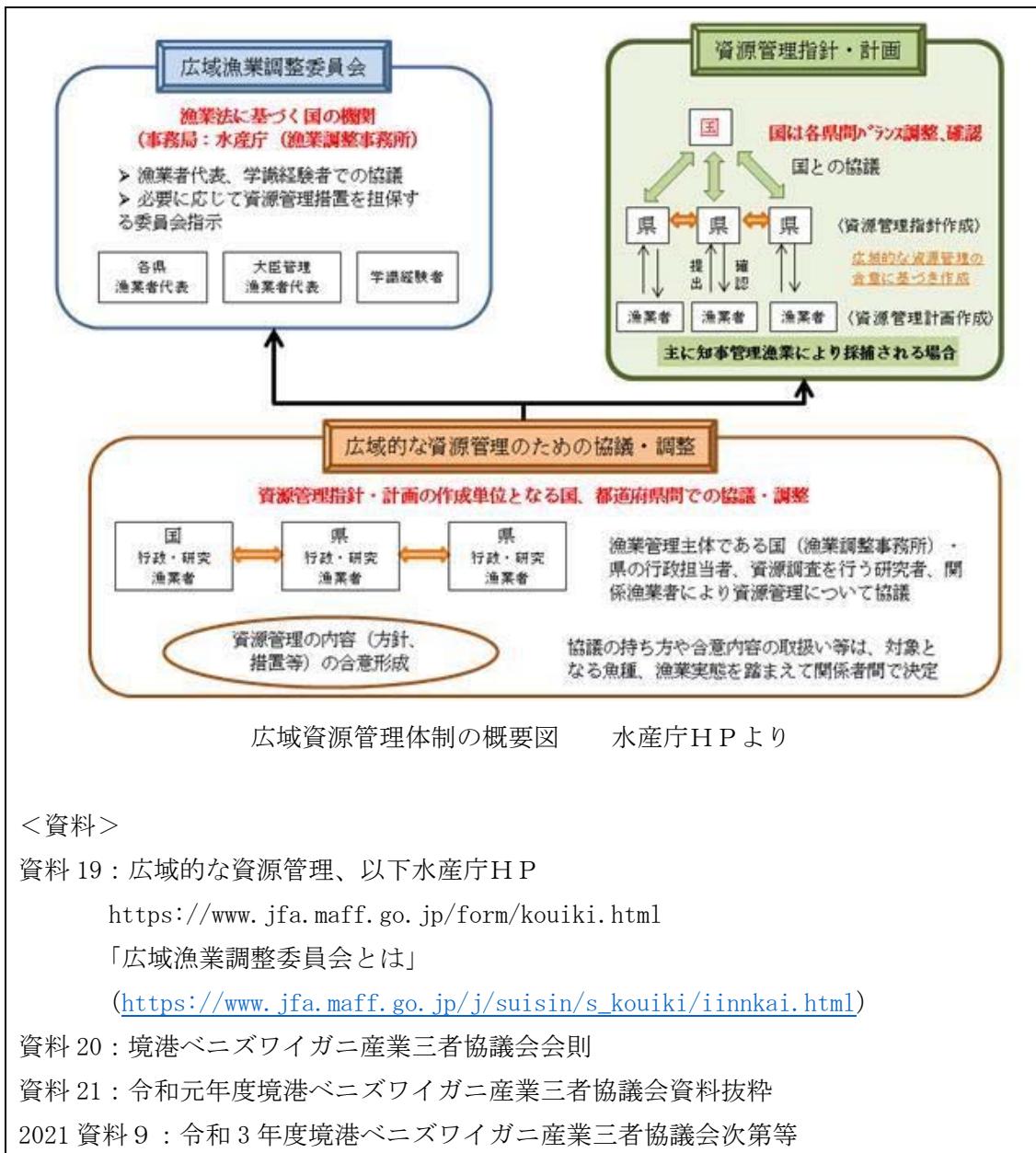
【評価の根拠】

漁業法に従って設置される日本海・九州西広域漁業調整委員会は、都道府県ごとに互選する海区漁業調整委員会代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成されている。また、資源管理協議会は水産庁が事務局となり、有識者で組織されている。

境港現地での三者協議会は、水産庁境港漁業調整事務所が事務局となり、研究機関による資源評価や漁獲量の上限、個別割当て量などについての意見交換が行われており（資料 21）、審査対象となる漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が参画していることが確認できる。

令和 3 年においても 8 月の漁期前に、令和 3 年度境港ベニズワイガニ産業三者協議会が開催されたことを確認した（2021 資料 9：三者協議会次第と資料）。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業



【審査項目 1.2.3 ②】

合意形成プロセスが存在するか。

■ 合意形成プロセスのルール、協議の記録

【評価】

適合

【審査員の所見】

資料から、関係漁業者等で合意形成が諮られており、協議の記録も作成されていることが分かる。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

【評価の根拠】

「日本海・九州西広域漁業調整委員会」は公開で行われ、協議の記録も残されている。例えば、第34回日本海・九州西広域漁業調整委員会議事録は下記により確認できる。
(https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-118.pdf)

一方、資源管理協議会並びに三者協議会においては、個人情報保護の観点から公開されている議事録はないが、協議の記録は内部資料として存在する（水産庁境港漁業調整事務所による説明）。

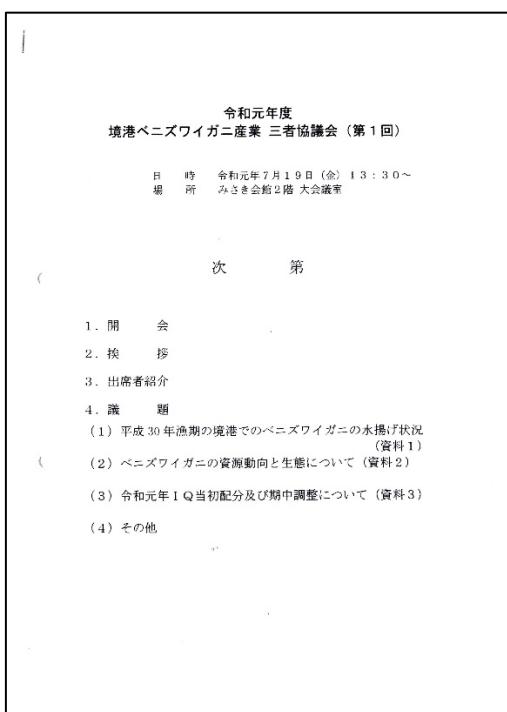
資源管理計画の履行（漁業管理）については、利害関係者や行政、研究機関の協力と連携が不可欠であることから、関係者がこれらの会議を通して情報共有し、合意形成が図られていると判断した。

〈資料〉

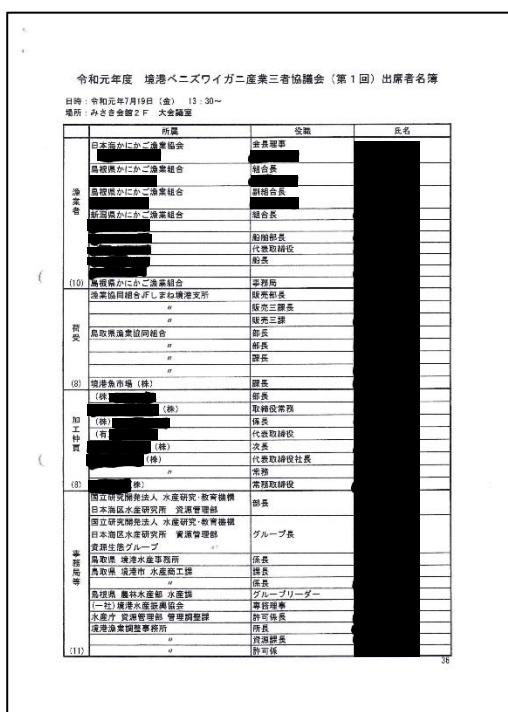
前掲資料 21：直近の境港ベニズワイガニ産業三者協議会の次第と参加者名簿（令和元年 7 月 19 日）

2021 資料 9：令和 3 年度三者協議会次第、参加者名簿、資料

議題や参加者名簿から、ABC による漁獲量の上限設定や IQ について、利害関係者の理解が必要なことが分かる。



令和元年度三者協議会次第



右記會議參加者名簿

漁業認証規格 2.0 適合の判定基準（審査の手引き）2.1 日本海べにずわいがに漁業

令和3年度
境港ベニズワイガニ産業 三者協議会

日 時 令和3年8月17日(火)13:30~
場 所 横浜港港湾合同庁舎2階 会議室

次第

1. 開
 2. 挨
 3. 出席者報
 4. 議題
 - (1) 令和2年
 - (2) ベニズ
 - (3) 县營壩
 - 漁業協
 - (4) 日本海
 - 分配 (
 - (5) その他

12月度実績		12月度予算		12月度実績		12月度予算	
月別	実績	月別	予算	月別	実績	月別	予算
1月	0	1月	0	1月	0	1月	0
2月	0	2月	0	2月	0	2月	0
3月	0	3月	0	3月	0	3月	0
4月	0	4月	0	4月	0	4月	0
5月	0	5月	0	5月	0	5月	0
6月	0	6月	0	6月	0	6月	0
7月	0	7月	0	7月	0	7月	0
8月	0	8月	0	8月	0	8月	0
9月	0	9月	0	9月	0	9月	0
10月	0	10月	0	10月	0	10月	0
11月	0	11月	0	11月	0	11月	0
12月	0	12月	0	12月	0	12月	0
合計	0	合計	0	合計	0	合計	0
備考		備考		備考		備考	

令和3年境港ベニズワイガニ産業三者協議会次第と出席者名簿

1.2.4 広域的な協力体制の構築

【要求事項】

対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制が構築されている。対象資源が、国際的に管理されている場合（越境性魚類資源、跨界性魚類資源あるいは高度回遊性魚類資源等）、当該機関等の定める資源管理措置を遵守している。

【審査項目 1.2.4 ①】

審査対象となる漁業を管理する国（または地方公共団体）に加え、対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制があるか。

- 地域間の資源管理体制
- 国家間の資源管理体制

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

ベニズワイガニ日本海系群を利用する漁業には、対象漁業である日本海べにずわいがに漁業と知事許可によるべにずわいがにかご漁業（青森、秋田、山形、新潟、石川、兵庫各県で許可）がある。国の資源評価では、大臣許可水域と知事許可水域に区分してABCを算定（資料 22）し、系群全体の資源評価を実施している。また、前出の「日本海・九州西広域漁業調整委員会」では、広域に分布するベニズワイガニ（日本海系群）の資源管理を対象に、同系群の資源回復計画（資料 23）の作成に係る審議や資源管理措置を所掌している。さらに、日本海かにかご協会には知事許可漁業者も所属し、資源管理方策については懸案の日韓漁業関係などを中心に協議していることを、日本海かにかご漁業協会の通常総会資料（資料 24、2021 資料 8）により確認した。以上から我が国では広域的な資源管理体制があると判断した。

韓国とは「日韓漁業協定」を締結し(1999 年発効)、同協定に基づき日韓漁業共同委員会が設置されている。同委員会は両国それぞれ 1 名ずつの代表及び委員から構成され、少なくとも毎年 1 回開催され、相互入会措置をとる水域での操業条件、暫定水域における資源管理措置等について協議し、両締約国に勧告すること等を任務とする。

当面の間は民間で資源管理の可能性及び手法を検討するとされたことから、日韓双方のベニズワイガニ漁業者団体の間で資源管理の協議が進められている。しかしながら日韓の主張に隔たりがあり、速やかに資源管理体制を確立できる現状はない。このため自国の管轄水域を中心とした資源評価に基づく独自の管理を行っている。今後政府間の協議により協調したベニズワイガニ資源全体の管理体制の確立の実現が望まれることから、観察事項と判断した。

【評価の根拠】

所見に記したように、下記資料から審査対象となる漁業を管理する国（または地方公共団体）に加え、対象資源を利用する国内の広域的な資源管理体制があると判断でき

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

る。

<資料>

資料 22：令和元年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価、水産庁HP

<http://abchan.fra.go.jp/digests2019/index.html>

資料 23：日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画、水産庁、平成 21 年 3 月一部改正

https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/sigen/pdf/beni_keikaku.pdf

資料 24：日本海かにかご漁業協会、第 44 回通常総会（令和元年 6 月）資料抜粋、日本海かにかご漁業協会、所属船の動向（平成 31 年 4 月 1 日現在）、業務報告

2021 資料 8：日本海かにかご漁業協会、第 46 回通常総会資料（令和 3 年）

【審査項目 1.2.4 ②】

対象資源が国際的に管理されている場合、審査対象となる漁業を管理する国（または地方公共団体）に加え、該当する国際的な機関等の定める資源管理措置を遵守しているか。

管理措置を遵守しない場合の措置（罰則等）・違反状況

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

対象資源の主要分布域が含まれる日韓暫定水域（資料 25）は、旗国主義（両国がそれぞれ自国管理する）で漁業並びに資源が管理されており、日本側からは協調した漁業秩序の維持や資源管理の協議を韓国側に働きかけているものの、国家間の資源管理体制は確立できていないのが現状であり、該当なしと判断した。

【評価の根拠】

日韓北部暫定水域のベニズワイガニ資源管理については、日韓漁業者の民間協議や研究者も含めた日韓政府で継続協議されていたが 2017 年以降交渉が中断し、資源管理体制まで構築されていないことを確認（資料 26）したので、該当なしと判断した（2021 年次審査でも水産庁境港漁業調整事務所ヒアリング、2021 資料 8 により確認した。）。

<資料>

資料 25：水産庁境港漁業調整事務所HP 日韓漁業協定の概要

<https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/gaiyo.html>

資料 26：水産庁「水産白書」二国間等の漁業関係

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h29_h/trend/1/t1_2_3_6.html

前掲 2021 資料 8：日本海かにかご漁業協会、第 46 回通常総会資料

1. 2. 5 放流計画の策定

【要求事項】

対象資源の種苗放流が行われている場合は、国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上、放流計画等が策定され、実施されている。

【審査項目 1. 2. 5 ①】

国または地方公共団体と関係漁業者等と協議を経て、放流計画等が策定され、実施されているか。

- 「放流計画」（同等のものを含む）
- 実施状況（報告書）

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

対象種の種苗放流実績は聞いたことが無い（鳥取県水産試験場ヒアリング）とのことであり、該当なしと判断した。

【評価の根拠】

2021 年次審査でも対象種の種苗放流は確認できなかった。

<資料>なし

「ベニズワイガニ種苗生産」でインターネット検索したが、富山県での人工飼育試験（成長に関する知見収集のため）以外の情報は得られなかった。

1.2.6 予防的アプローチ、順応的管理

【要求事項】

水産資源や生態系、資源管理に伴う様々な不確実性を考慮し、漁業管理が予防的に行われている。また、対象資源や生態系の状態に応じて、管理施策の内容を順応的に修正、改善する仕組みを有していること。

【審査項目 1.2.6 ①】

環境変動等に伴う様々な不確実性を考慮し、臨機応変な対応ができる体制ができているか。

■ 予防的措置、順応的管理の仕組みの有無

【評価】

適合

【審査員の所見】

国においては、環境変動や漁業状況等の変化に伴う不確実性を考慮した資源評価を行っており、その評価に応じて、少なくとも毎年1回は順応的に資源管理方針（資源管理目標及び資源管理措置の方向を示すもの）を見直すこととしている。対象資源の資源管理計画では、その具体的取組を検討・実施する仕組みが構築されていることが、1.2.2～1.2.4 ①から確認できるので、適合と判断した。

【評価の根拠】

対象資源の管理基準では、資源変動の可能性やデータの誤差による評価の不確実性が考慮されたABCが算定されていること（前掲資料22）、また国の管理指針（資料3）や漁業者による資源管理計画（前掲資料15）で、漁獲量の上限を守る予防的な措置（日々の漁獲量の集計等から上限超過を予防）を主要措置とし、休漁又は減船、保護区の設定等の取組みを検討又は実施することとしている。以上から臨機応変な対応ができる体制ができると判断した。

2021年次審査時においては、資源評価のABCのLimitを上回る漁獲可能量が設定されており（2021資料10、18）、臨機応変な体制の機能的運営が注視される。

<資料>

資料3：前掲「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」（第2 海洋生物資源ごとの動向及び資源管理の方向【魚種別資源管理】9 べにずわいがに）

資料15：前掲「日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画（日本海かにかご漁業協会：平成31年4月変更確認）」、日本海かにかご漁業協会

資料22：前掲「令和元年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価」、水産庁他

2021資料10：令和2年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価、水研センター

同上 18：日本海べにずわいがに漁業の資源管理について、水産庁管理調整課、令和3年8月

1.2.7 多面的利用に関する合意形成

【要求事項】

審査対象となる漁業の操業水域において、漁業生産以外の活動が行われている場合、管理措置の実効性について当事者間の継続的な話し合いが持たれており、その内容が記録されている。

【審査項目 1.2.7 ①】

(該当する場合には、) 漁業以外の幅広い関係者も参画した協議の場が設定されており、協議内容が記録されているか。

- 協議の場の有無
- 協議の結果が管理に反映されている記録

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

当該漁業の操業水域は日本海でもかなり沖合であり、漁業生産以外の活動はほとんどないと考えられ、該当なしと判断

【評価の根拠】

日本海かにかご漁業協会（専務理事）への聞き取りは下記の通りである。
メタンハイドレートの調査や電話線の海底敷設等が休漁期中に単発的に行われ、その都度、同意確認があるぐらいとのことである。

2021年次審査においても同様である。

1. 2. 8 管理ルールの周知

【要求事項】

管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されている。

【審査項目 1. 2. 8 ①】

管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されているか。

■ 情報発信・開示の有無

【評価】

適合

【審査員の所見】

水産庁のホームページ等で一般に公表されており、漁業者以外にも情報発信されていると判断した。

【評価の根拠】

対象資源の資源管理指針や資源回復計画については水産庁HP（前掲資料3、23）、取組の経過等については日本水産学会誌で公表（前掲資料6）されている。直近の状況については、鳥取県HP（前掲資料18）で情報発信されていることが確認できる。

〈資料〉

資料：前掲3, 6, 18, 23

鳥取県水産試験場の年報は2019年版がHPに近々UPされることである。

2021年次審査資料11：鳥取県水産試験場HP、令和2年度版水産資源レポート（ベニズワイガニ）

管理点 2. 対象資源に関する要件

2.1 生物学的情報の把握

【要求事項】

対象資源の生物学的情報（以下の項目を含む）が把握されている。

- ① 分布と回遊
- ② 年齢・成長・寿命
- ③ 成熟と産卵審査対象となる漁業を管理するための組織及び体制が確立されている。

【審査項目 2.1 ①】

対象資源の分布と回遊

- 対象資源の分布に関する知見・文献
- 対象資源の回遊に関する知見・文献

【評価】

適合

【審査員の所見】

国立研究開発法人水産研究・教育機構の日本海区水産研究所の資源評価に関する報告書から対象資源の生物情報は把握されていることが分かる。

【評価の根拠】

対象資源であるベニズワイガニ日本海系群については、国立研究開発法人水産研究・教育機構の日本海区水産研究所が中心となって、データの収集と資源評価を行われており、漁獲成績報告書に記された操業漁区による地理的分布や「けた網」による生物調査、標識放流実験から、同系群の分布水深帯や移動が推定されている。この報告によると同系群は日本海の水深 500～2,700mに広く分布し、分布の中心は 1,000～2,000mとなっている。回遊（移動）については、垂直的には小型個体が深場、大型個体が比較的浅場に分布し、成長につれ浅場に移動すること、水平的には標識放流の結果から、成体の場合でせいぜい 50 kmと報告されている（資料 22）。

以上のことから同系群の分布と回遊についての知見はあると判断した。



日本海我が国EEZにおけるベニズワイガニの分布

<資料>

資料 22：水産庁の HP、令和元年度魚種別系群別資源評価（ベニズワイガニ日本海系群）

（ <http://abchan.fra.go.jp/digests2019/details/201978.pdf> ）

ベニズワイガニ日本海系群の生態や資源状況が掲載されており、毎年更新されている。

なお、評価に引用されている根拠となる論文は日本水産学会誌など学術誌に掲載されている。

【審査項目 2.1 ②】

対象資源の年齢・成長・寿命

- 対象資源の年齢・寿命に関する知見・文献
- 対象資源の成長に関する知見・文献

【評価】

観察事項

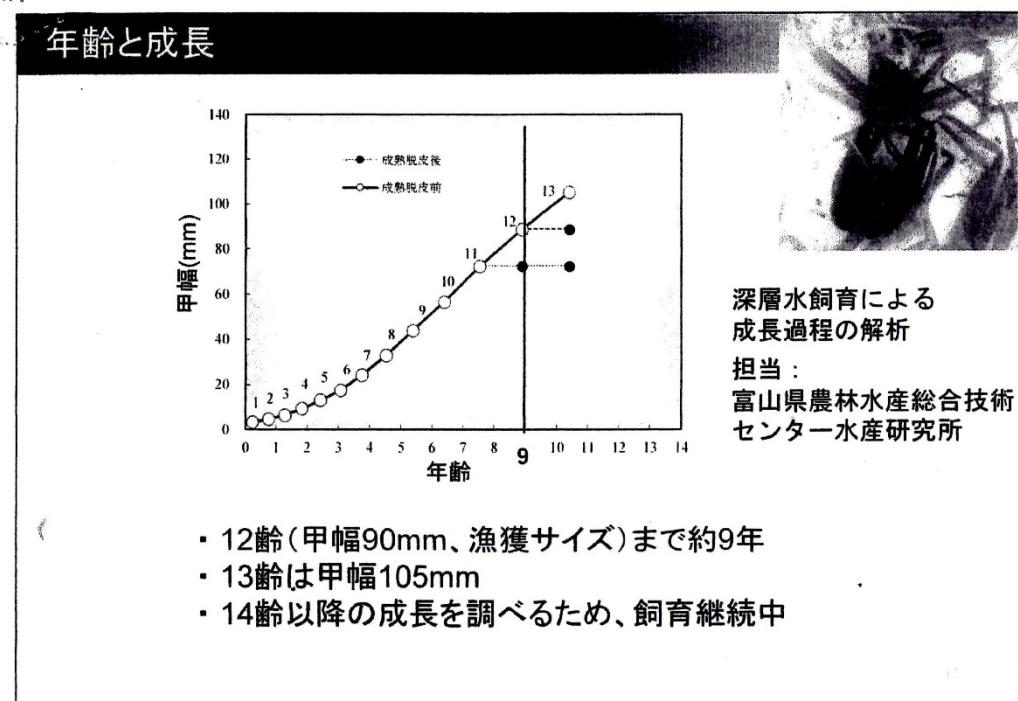
【審査員の所見】

国立研究開発法人水産研究・教育機構の日本海区水産研究所の資源評価に関する報告書から対象資源の項目にある生物情報はある程度把握されていることが分かる。しかしながら、年齢形質が明確でないことから絶対年齢は不明であり、寿命や再生産に係る平均世代時間等は分かっていない（雌雄とも）。以上のことから、今後研究の蓄積が必要であり、存在するが改善の余地があると判断した。

【評価の根拠】

日本海区水産研究所の同系群の資源評価の報告書によると、同系群の雄の成長が甲幅

と脱皮齢の関係で示され（下図）、漁獲対象の甲幅 9 cm 超に達するのに 9~11 年とされている。また、雌については成熟するまでに 7~8 年とされ、寿命はともに 10 年以上と推定されている。



年齢と甲幅の関係（雄）、第 14 歳以降の成長は不明
(令和元年境三者協議会日水研資料)

<資料>

資料 22：(前出)

資料 27：養松郁子、日本海におけるベニズワイガニの生態特性と資源管理に関する研究
東北大学学位論文 (<http://hdl.handle.net/10097/39956>)

【審査項目 2.1 ③】

対象資源の成熟と産卵

- 対象資源の成熟に関する知見・文献
- 対象資源の産卵に関する知見・文献

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

国立研究開発法人水産研究・教育機構の日本海区水産研究所の資源評価に関する報告書や鳥取県水産試験場年報から、対象資源の成熟、産卵に関する知見・文献がかなりの部分確認できるが、成熟後の産卵回数や雄の産卵への関与など不明な点もあることから、改

善の余地があると判断し、観察事項とした。

【評価の根拠】

日本海区水産研究所の同系群の資源評価の報告書（資料前掲 22）によると、雌の成熟サイズは甲幅 63～70mm に達する 10～11 歳期への脱皮が成熟脱皮（最終脱皮）となること、成熟脱皮後に卵巣が発達し初産となることがわかる。雄の成熟サイズについては甲幅 70mm 以上（7 歳以上、11 歳期以上）であることが分かる。また鳥取県水産試験場の資源調査では、市場に水揚げされたべにずわいがにの形態的未熟個体（養松（資料前掲 27）に従って鉗脚の小さい個体を未成体と規定）の情報も蓄積され、成熟に関する知見の収集が確認できる（鳥取県水産試験場年報では平成 17 年度以降、成体・未成体を甲幅組成で区分表示している）。

産卵については初産、経産ともに主産卵期は 2～4 月、隔年産卵で、抱卵機関が 2 年であるとされている。

以上のことから同系群の成熟と産卵に関する知見はかなりあると確認できる。しかし寿命や雄の産卵への関与が不明との指摘もある（前掲資料 22、資料 29、参考資料 2）

<資料>

資料 22：（前掲）

参考資料 1：鳥取県水産試験場年報（平成 17～平成 29 年：ベニズワイガニ資源調査）

（ <https://www.pref.tottori.lg.jp/101122.htm> ）

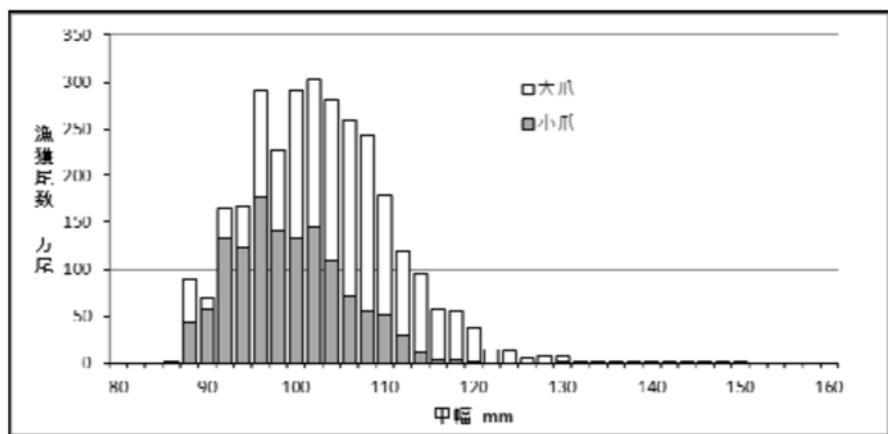
資料 29：養松郁子（1994）、日本海ブロック研究集録第 31 号、17-23

http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/publication/shuuroku/shuuroku-31_17-23.pdf

参考資料 2：水深 2000m からの大移動—ベニズワイの生活史と漁場水深の関係—

日本海 リサーチ&トピックス 第 4 号 6－7 2009

<http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/pub/rt/4/all.pdf>



境港での漁獲物甲幅組成の事例（平成 29 年度鳥取県水産試験場年報より）

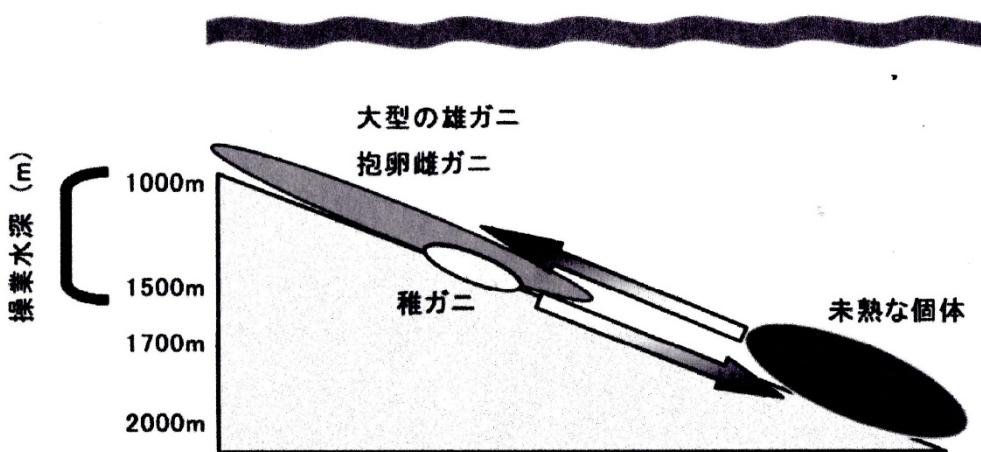


図3 ベニズワイの成長・成熟段階別深度分布パターン

ベニズワイの成長・成熟段階別深度分布パターン

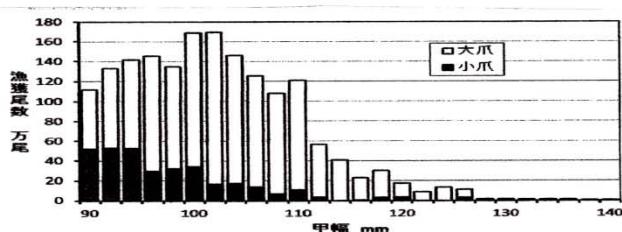


図3 境漁港に水揚げされたベニズワイガニの甲幅別の推計漁獲尾数(2020年)

表1 推定漁獲尾数と小爪個体の割合

	2019	2020	平年(過去5年平均)
推定漁獲尾数(万尾)	2,054	1,853	2,652
小爪(万尾)	576	408	816
割合(%)	28.1	22.0	30.8

2020年境港漁港水揚げベニズワイガニの甲幅組成

2.2 科学的根拠

【要求事項】

対象資源の現状と傾向を判断するための科学的根拠が収集・維持されている。

【審査項目 2.2 ①】

- ① 対象資源の管理にあたっては、国際的な基準に沿った、科学的な根拠に基づく以下のデータが、収集・維持されているか。（国際的な基準とは、FAO Guideline for the routine collection of capture fishery data 等のこと。）
- 漁獲量のデータ
 - 漁獲努力量のデータ
 - その他対象種の資源評価に必要なデータ

【評価】

適合

【審査員の所見】

対象資源の資源評価書では、使用した基礎情報として、漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省）、日本海べにずわいがに漁業漁獲成績報告書、公的研究機関による生物測定情報、韓国漁獲統計資料等が記載され、漁区別漁獲量や漁獲努力量（かご数）及びそれを基にした CPUE、資源量指標値がデータセットとして使用されていることを確認できる。漁獲成績報告書から漁区ごとの漁獲量や揚かご数（漁獲努力量）を確認した。以上から各種データの存在を確認できると判断した。

【評価の根拠】

下記の各種資料から、審査項目 2.2. ①のデータが時系列で収集・維持されていることが確認できる。2021 年次審査においても上記資料の最新版を確認した。資源評価に使用したデータを下の表に示す。

表. 資源評価に使用したデータ

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

データセット	基礎情報、関係調査等
漁区別漁獲量	漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省) 日本海べにずわいがに漁業漁獲成績報告書(水産庁、青森～福井(7)県、兵庫～島根(3)県) 県別漁獲量(青森～福井(7)県、兵庫～島根(3)県) 韓国漁獲統計資料 (URL: http://fips.go.kr/)
漁獲努力量	日本海べにずわいがに漁業漁獲成績報告書(水産庁、青森～福井(7)県、兵庫～島根(3)県)
CPUE、資源量指標値	日本海べにずわいがに漁業漁獲成績報告書(水産庁、青森～福井(7)県、兵庫～島根(3)県)
漁獲物の平均体重、漁獲物の甲幅組成	生物測定(鳥取県、富山県、水研機構)
主漁場における甲幅組成	桁網調査(富山県) 日本海ベニズワイ資源生態調査(水研機構)

<資料>

資料 30：平成 29 年度漁業・養殖業生産統計年報及び平成 30 年漁業養殖業・生産統計抜粋（例示）

前掲資料 10：「漁獲成績報告書」事例の写し

前掲資料 22：「令和元年度 ベニズワイガニ日本海系群資源評価」（国立研究開発法人 水産研究・教育機構 日本海区水産研究所）

前掲参考資料「鳥取県水産試験場年報」（平成 17～29 年）、鳥取県水産試験場 H P

2021 資料 10：「令和 2 年度 ベニズワイガニ日本海系群資源評価」（国立研究開発法人 水産研究・教育機構 日本海水産研究所）

海面漁業生産統計調査：農林水産省 (maff.go.jp)

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

2 大海区都道府県振興局別統計

(2) 魚種別漁獲量

1 全国統計
(2) 漁業種別・魚種別漁獲量

に 総			
都道府県・振興局	べにずわいがに	がざみ類	その他のに類
全 国 (1)	14,063	2,211	3,619
北 海 (2)	2,168	115	2,647
青森県 (3)	227	72	105
岩手県 (4)	x	26	1
福島県 (5)	13	747	105
宮城県 (6)	866	1	6
山形県 (7)	461	0	10
秋田県 (8)	0	25	2
長野県 (9)	x	30	1
岐阜県 (10)	-	x	8
愛知県 (11)	-	9	348
静岡県 (12)	-	x	13
神奈川県 (13)	2,088	4	23
新潟県 (14)	447	5	5
富山県 (15)	957	1	33
石川県 (16)	59	0	4
福井県 (17)	-	5	19
滋賀県 (18)	-	165	79
京都府 (19)	-	15	10
大阪府 (20)	-	2	2
兵庫県 (21)	-	28	1
奈良県 (22)	1,965	78	2
和歌県 (23)	-	1	4
三重県 (24)	2,728	0	1
愛知県 (25)	2,039	0	2
山梨県 (26)	-	73	15
島根県 (27)	-	30	10
鳥取県 (28)	-	66	3
島根県 (29)	-	4	2
鳥取県 (30)	-	58	17
島根県 (31)	-	128	59
知 能 岸 (32)	-	2	2
高知県 (33)	-	219	0
香川県 (34)	-	13	0
徳島県 (35)	-	54	4
高知県 (36)	-	53	9
分 岐 関 (37)	-	77	13
愛 岐 岛 (38)	-	2	2
愛 岐 岛 (39)	-	4	4
愛 岐 岛 (40)	-	7	5
北海道 大平洋 北区 (41)	12	62	1,374
北海道 大平洋 北区 (42)	18	895	173
北海道 大平洋 中区 (43)	-	224	478
北海道 大平洋 南区 (44)	-	10	17
北海道 日本海 北区 (45)	2,175	53	1,273
北海道 日本海 北区 (46)	4,089	17	134
北海道 日本海 北区 (47)	7,795	3	44
北海道 日本海 北区 (48)	-	305	23
北海道 日本海 北区 (49)	-	643	163
本 一 フ ク (50)	519	-	692
本 一 フ ク (51)	-	-	571
本 一 フ ク (52)	-	-	782
本 一 フ ク (53)	5	-	216
本 一 フ ク (54)	-	-	325
本 一 フ ク (55)	7	0	121
本 一 フ ク (56)	-	24	74
本 一 フ ク (57)	500	38	67
本 一 フ ク (58)	-	1	1
本 一 フ ク (59)	-	6	5
本 一 フ ク (60)	669	45	31
本 一 フ ク (61)	488	0	1
青 釜 (大 釜) (62)	-	95	14
青 釜 (大 釜) (63)	227	7	90
兵 川 (日 釜) (64)	1,965	0	2
兵 川 (日 釜) (65)	-	28	0
和 歌 山 (大 釜) (66)	-	1	3
和 歌 山 (大 釜) (67)	-	0	1
山 口 (大 釜) (68)	-	6	1
山 口 (大 釜) (69)	-	61	1
德 島 (大 釜) (70)	-	0	1
德 島 (大 釜) (71)	-	4	1
武 佐 (大 釜) (72)	-	4	2
武 佐 (大 釜) (73)	-	124	45
福 岡 (大 釜) (74)	-	108	0
福 岡 (大 釜) (75)	-	111	-
大 分 (大 釜) (76)	-	1	7
大 分 (大 釜) (77)	-	76	7

昭和30年 渔業・養殖業生産統計

漁業・養殖業生産統計年報抜粋(ベニズワイガニ)

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

1 海面漁業・養殖業生産量（続き）

(5) 海面漁業都道府県別魚種別漁獲量

令和2年

海面漁業・養殖業生産量（続き）

(3) 海面漁業漁業種類別・魚種別漁獲量

都道府県・ 大・海・区	か に す わ い が に				漁業種類	か に す わ い が に			
	計	すわい が に	べ に す わ い が に	べ に す わ い が に		計	すわい が に	べ に す わ い が に	べ に す わ い が に
全北青岩宮秋山福茨千東神新富石福靜愛三京大兵和島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖	(1)	199	28	121	計	(1)	199	28	121
	(2)	42	3	20	遠洋底びき網	(2)	x	x	x
	(3)	5	-	2	以西底びき網	(3)	0	-	-
	(4)	1	-	-	沖合底びき網	(4)	21	20	0
	(5)	5	0	0	小型底びき網	(5)	14	5	0
	(6)	10	0	10	船びき網	(6)	0	0	-
	(7)	4	0	4	1そうまき遠洋かつお・まぐろ	(7)	-	-	-
	(8)	0	0	0	2そうまきその他(8)	-	-	-	-
	(9)	0	x	0	3中型まき網(10)	0	-	-	-
	(10)	0	-	-	4きかけ・ます流し網(11)	x	x	x	-
	(11)	3	-	-	5かじき等流し網(12)	-	-	-	-
	(12)	0	x	-	6その他の刺網(13)	15	2	0	-
	(13)	18	2	17	7さんま棒受網(14)	-	-	-	-
	(14)	4	0	4	8定置網大型定置網(15)	0	-	-	-
	(15)	12	3	9	9さけ定置網(16)	0	-	-	-
	(16)	4	3	1	10小型定置網(17)	1	0	-	-
	(17)	0	-	-	11その他網漁業(18)	0	-	-	-
	(18)	7	-	-	12まぐろはえ網遠洋まぐろはえ網(19)	-	-	-	-
	(19)	1	-	-	13近海まぐろはえ網(20)	-	-	-	-
	(20)	0	0	-	14沿岸まぐろはえ網(21)	-	-	-	-
	(21)	0	-	-	15その他のはえ網(22)	0	-	-	-
	(22)	27	8	18	16かつお一本釣遠洋かつお一本釣(23)	-	-	-	-
	(23)	0	-	-	17近海かつお一本釣(24)	-	-	-	-
	(24)	30	8	22	18沿岸かつお一本釣(25)	-	-	-	-
	(25)	16	1	15	19いか釣沖合いか釣(26)	-	-	-	-
	(26)	1	-	-	20沿岸いか釣(27)	-	-	-	-
	(27)	0	-	-	21ひき網(28)	-	-	-	-
	(28)	1	-	-	22その他の釣(29)	0	-	-	-
	(29)	0	-	-	23その他の漁業(30)	147	1	120	-
北海道太平洋北区	(41)	12	1	0					
太平洋北区	(42)	7	x	0					
太平洋中区	(43)	12	x	-					
太平洋南区	(44)	0	-	-					
北海道日本海北区	(45)	30	2	20					
日本海北区	(46)	40	2	36					
日本海西区	(47)	88	23	65					
東シナ海区	(48)	3	-	-					
瀬戸内海区	(49)	6	-	-					

- 26 -

- 10 -

令和2年漁業養殖業生産統計

2.3 対象漁業以外の漁獲及び回復力の考慮

【要求事項】

資源評価にあたっては、対象資源の分布範囲における、審査対象となる漁業以外による漁獲の影響、及び資源の回復力についても考慮されている。

【審査項目 2.3 ①】

- ① 対象資源の現状と動向の評価にあたっては、対象資源の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲と、それに起因する致死（投棄、未確認の致死、意図的な致死、未報告の漁獲、漁獲等含む）を考慮しているか。

- 審査対象となる漁業による対象漁業の漁獲データ
- 審査対象となる漁業以外による対象資源の漁獲データ

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

- 審査対象となる漁業の漁獲データは要求事項 2.2. ①で示したように確認できる。対象資源については、漁業法（前掲第 52 条、同 65 条）及び取締り省令（前掲資料 7）により、大臣または知事の許可なく、対象資源を採捕目的とする漁業が禁止されており、国内漁業については対象漁業である大臣漁業と審査対象とならない知事許可のべにずわいがに漁業（漁獲データは資料 22 で確認）以外の漁業はほとんど考慮する必要がないと考えられる。両者の漁業以外による対象資源の漁獲データも農林水産省の海面漁業生産統計（資料 30）で、漁業種別・魚種別、県別・魚種別統計により確認できる（日本海西及び北の海区漁獲量の合計が対象資源の漁獲量とされる。）が、資料 30 に示された両許可漁業（その他漁業で表示）以外の漁獲量は、底びき網や刺し網で 30 トン程度であり、ほとんど無視できる量と考えられる。

資源評価に当たっては、対象の大臣許可漁業のデータと知事許可漁業のデータ、および青森～島根のベニズワイガニ漁獲量を基に、対象資源であるベニズワイガニ日本海系群全体が評価されている。

一方、旗国主義である日韓暫定水域（前掲資料 25）を含めた韓国船の漁獲についてであるが、韓国ではベニズワイガニは TAC 管理（資料 31）されており、漁獲量も公表されている（前掲資料 22）。日本水研の資源評価でも韓国の漁獲量に注視しているが、暫定水域での漁獲量等、沿岸・沖合が区分集計されていない上、漁獲努力量も不明確であり、資源評価のデータとして利用できないことから、我が国の資源評価には考慮していないと記載されている。

これは国際的な問題（前掲資料 26）であり、我が国のみ、特に対象漁業者団体が解決できるものでないこと、また我が国の CPUE には、韓国漁船の漁獲によるものも含め、当該水域での全漁獲圧が反映されていると考えても、あながち間違いではないと思われる

ことから、「考慮されているが、改善の余地（国によるデータ内容の情報収集）がある」と判断した。

【評価の根拠】

上記所見に記した資料から、現状と動向の評価にあたっては、同系群の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲と、それに起因する致死（投棄、未確認の致死、意図的な致死、未報告の漁獲、漁獲等含む）がある程度考慮されていると判断できるが、韓国の漁獲データの内容を充実させる必要があると考えられることから観察事項とした。

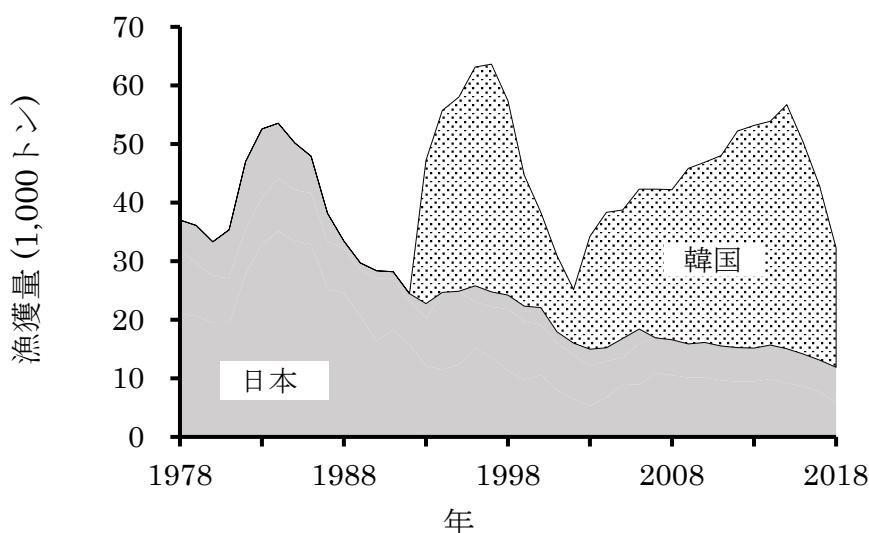


図 1. ベニズワイガニ日本海系群の漁獲量

<資料>

資料 22：(前掲) ベニズワイガニ日本海系群の資源評価

資料 30：前掲、漁業・養殖業生産統計年報（毎年発行）

(元の統計調査は https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/)

資料 36：日韓民間漁業者会議（2015.2.27）による韓国漁業者団体の提出資料抜粋

【審査項目 2.3 ②】

② 対象資源の「資源管理措置」は、対象資源の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲に関する影響を考慮しているか

- 対象資源を漁獲するすべての漁業による対象資源の影響の有無

<p>【評価】</p> <p style="text-align: center;">観察事項</p>
<p>【審査員の所見】</p> <p>前記 2.3. ①の評価状況から、我が国の資源評価は妥当と考えられ、それに基づく資源管理措置（漁獲量の上限設定）は全ての漁業による対象資源の漁獲に関する影響を考慮していると考えられる。しかし、暫定水域における韓国漁業の影響度合いが十分評価できていないと考えられることから、「考慮しているが改善の余地がある」観察事項と判断した。</p>
<p>【評価の根拠】</p> <p>日本海区水産研究所がデータの収集と資源評価を行っており、分布域全域の漁獲統計（前項目 2.3①）を考慮している（前掲資料 22）。その評価を基にした我が国の対象漁業の資源管理措置は妥当と判断される。しかし、韓国漁業（前掲資料 31）の影響もさらに詳しく評価する必要があると考えられる。</p>
<p><資料></p> <p>資料 22：（前出）</p> <p>資料 31：前掲、日韓民間漁業者会議（2015. 2. 27）による韓国漁業者団体（慶北ベニズワイガニかご協会）の提出資料抜粋</p>
<p>【審査項目 2.3 ③】</p> <p>③ 対象資源の現状や動向の評価は、対象資源の回復力に寄与する生物学的特性（寿命など）を考慮しているか。</p> <p>■ 回復力に寄与する対象資源の生物学的特性（寿命など）の考慮の有無</p> <p>【評価】</p> <p style="text-align: center;">観察事項</p>
<p>【審査員の所見】</p> <p>本種は成長が遅く性成熟までに 8 年程度もかかるので一度枯渇すると回復に長期間を要することになる。この意味で産卵親魚資源の保護は重要であるが、省令（資料 7）により雌ガニの捕獲は禁止されているため成熟雌は完全に保護されていること、漁獲対象である雄についても、概ね性成熟に達する甲幅 9 cm 以上とされており、資源の回復に大きな注意は払われている。</p> <p>前掲資料 22 に成長や成熟など対象資源の生物特性とともに、資源調査による甲幅別の現存量指數等も示され（資料 22-図 11）、加入群の動向把握が一部海域で行われていることを確認、評価に当たって、回復力に寄与する漁獲加入前の状況等の生物学的特性を考慮していると判断できるが、加入前個体の主分布域水深が 2,000m 付近とされ（資料 32）、対象資源の分布範囲も広いため、加入前個体の資源動向を全域的に把握するのは困難とされている（資料 22）。以上のことから、「考慮しているが、改善の余地がある」と判断した。</p> <p>【評価の根拠】</p>

対象資源の分布域の一部では、調査船による現存量調査も行われ、漁獲加入前の資源状況が資源動向の評価でも重要とされていることを確認できる。

<資料>

資料 22：前掲、ベニズワイガニ日本海系群資源評価、水産庁

資料 32：養松、白井（2007）。日本海大和堆北東部におけるベニズワイガニの深度分布と移動。日水誌 73 (4) 674-683

https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/73/4/73_4_674/_article/-char/ja

2021 資料 9：境港ベニズワイガニ産業三者協議会資料、水研センター及び鳥取県水産試験場提出

2.4 資源評価及び結果の開示

【要求事項】

収集された情報をもとに対象資源の現状と傾向に関する評価が行われ、評価結果が管理のための意思決定に反映されている。また、評価結果及びその手法について、適時情報が開示されている。

【審査項目 2.4 ①】

「最良の科学的根拠」に基づいた対象資源の評価が実施されているか。また、その評価結果に基づき、予防的措置や順応的管理が実施されているか。

- 「最良の科学的根拠」に基づいた対象資源の評価
- 「最良の科学的根拠」に基づく評価結果が反映された、予防的措置及び順応的管理

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

漁業認証規格「適合の判定基準（審査の手引き）Ver. 2.1(本書 P3 脚注 2)」では、国内の科学者、漁業者、行政官が集まる資源評価会議（資料 33）で検討し、毎年作成・公開される「我が国周辺水域の漁業資源評価」を「最良の科学的根拠」と定義している。対象資源は、その評価により資源水準を中位とし、令和元年度 ABC 算定のための基本規則（資料 35、算定規則 2. 2-1 を適用）で、資源量指標値等から ABC が算定されている。評価書においては、管理基準により許容される最大レベルの漁獲量である ABCLimit とともに資源変動の可能性等を考慮した ABCtarget も示されている。なお、本対象資源は再生産関係や推定資源量が不明のため、管理基準は毎年見直されており順応的管理と考えられる。

以上のことから「実施されている」と判断した。

しかしながら、令和 3 年漁期においては、資源評価で示された ABCLimit を超える漁獲割り当ての合計を漁獲量の上限にしており（2021 資料 18）、予防的措置及び縦横的管理について注視していく必要がある。

【評価の根拠】

国立研究開発法人 水産研究・教育機構による ABC 算定のための基本方針（資料 34）では、対象資源は資源評価に係る我が国水産資源の分類で、「2 系：漁獲量や努力量などの情報は有効であるが、個体群動態モデルの当てはめが難しく、絶対資源量や漁獲率、管理基準値の推定値が利用できない場合」になる。それにより ABC 算定のための基本規則（資料 35）では、ABC 算定規則 2 が適用されている。日本海区水産研究所を中心となって実施している資源評価（資料前掲 22）によると、資源評価は漁獲量と資源量指標値および資源水準の最新のデータを利用したものであることが確認できる。

一方、ごく最近の研究では最終脱皮を考慮した雌雄別の年齢構成を資源動態モデルの内部に組み込んだ余剰生産型の資源動態モデルを用いた資源評価により、初期資源量や持続生産量曲線、MSY なども推定されている（資料 60）。神戸プロットも作図されており、この図によると（国研）水産教育・研究機構が推奨している $B_{target} (= B_{MSY})$ 、 $B_{limit} (= B_{SY} \text{ at } SY = 0.6\text{MSY})$ 、 $B_{ban} (= B_{SY} \text{ at } SY = 0.1\text{MSY})$ の値はそれぞれ 61 万トン、23 万トン、4 万トンで、2018 年の B_t は 54 万トンで $B_{limit} < B_{2018} < B_{target}$ で、目標管理基準の 89% と理想よりは若干低い資源水準であるが、禁漁水準の資源量の 15 倍以上の水準である、とされる。

以上のことから、同系群に関する現在利用可能な「最良の科学的根拠」に基づいた資源評価については、評価手法に議論があると考えられ、その評価結果に予防的措置や順応的管理が反映されているか、今後の推移を注視する必要があると判断した。

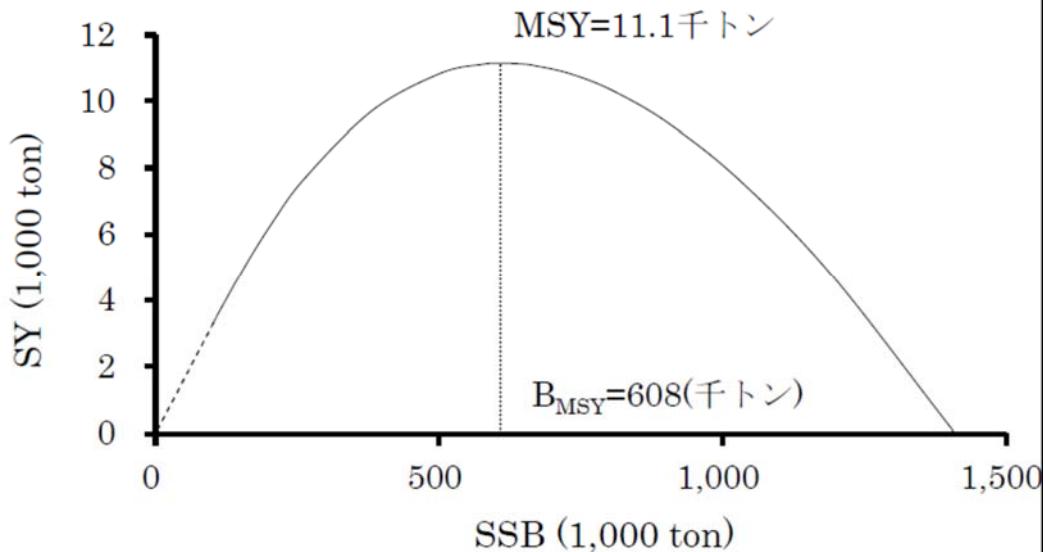


図 1. 持続生産量曲線

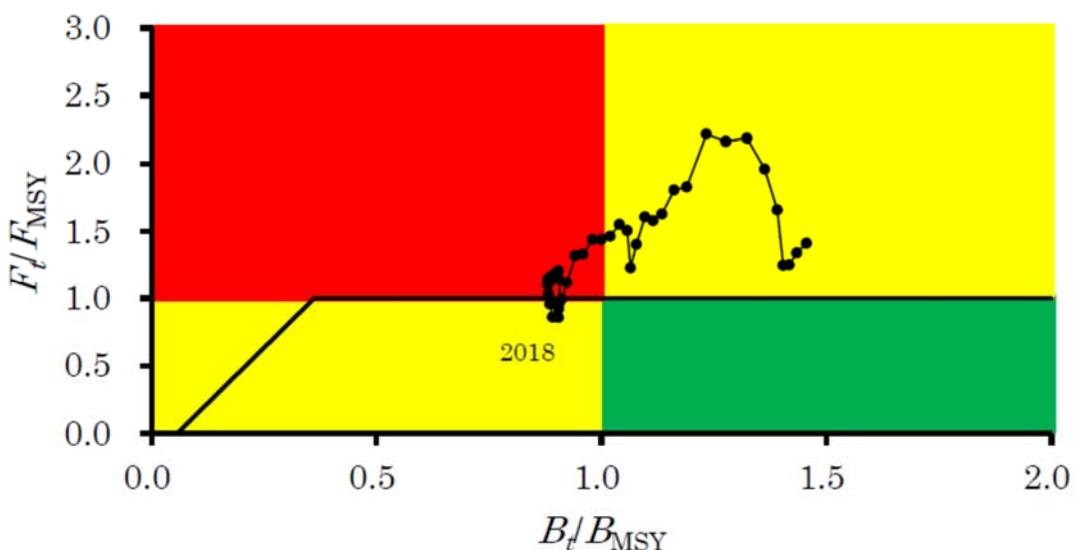


図2. 神戸プロット

〈資料〉

資料 33：我が国周辺の水産資源に関する資源評価会議の開催について、2019、国立研究開発法人 水産・教育研究機構

https://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/2019/index.html

資料 34：令和元年度漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針、2019、国立研究開発法人 水産・教育研究機構

<https://www.jfa.maff.go.jp/study/attach/pdf/kentoukai-9.pdf>

資料 35：令和1年度ABC算定のための基本規則、2019、国立研究開発法人 水産・教育研究機構

<http://abchan.fra.go.jp/digests2019/rule/rule2019.pdf>

資料 60：田中栄次、ベニズワイガニの資源量推定 未発表（2020）

2021 資料 13：令和3年度ABC算定のための基本規則、水産庁・水研機構

同 14：令和3年度漁獲管理規則およびABC算定のための基本方針、水研センター

【審査項目 2.4 ②】

対象資源の評価結果が、「資源管理指針」及び「資源管理計画」の作成のための意思決定に反映されているか。

■ 評価結果の意思決定への反映を示す報告書、議事録

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

資源評価が資源管理指針及び管理計画の意思決定に反映されていることは、下記により確認できることから初回審査では適合と判断した。

しかしながら、令和 3 年漁期の漁獲割当量の合計は、令和 2 年資源評価書の ABCLimit を超えるものであり、令和 3 年資源評価においてはさらに ABCLimit が低くなると考えられる（2021 資料 15）。漁獲総量上限の設定について、評価結果はある程度反映されているとは言えるものの、今後の推移を注視する必要がある。

【評価の根拠】

初回審査では以下の記述を評価の根拠とした。対象資源について国が定めている「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」は前掲資源評価結果に基づいて作成されたものであり、その反映は参考資料の議事録で確認できる。また、決定された指針に基づいて作成される資源管理計画にも、評価結果が反映されることは自明であり、資源管理計画の中の、個別割当遵守という意思決定に資源評価結果が反映されていることを確認できる（根拠資料としては個別割当の公的担保として農林水産大臣の割り当て通知（資料 36）がある）。

2021 年次審査における所見の根拠は以下のとおりである。

国においては、評価結果を踏まえつつ、外国漁船との競合状況や漁業経営その他事情を勘案し、漁獲量の上限を評価以上に設定することができる（2021 資料 17）。令和 3 年漁期では令和 2 年資源評価の ABClimit（約 4300 t）を超える IQ 総枠（5930 t）が国から示され（資料 18：水産庁管理調整課）、対象漁船に対し、漁獲量の上限として個別割り当てされている（前掲資料 9 の資料 4、前掲資料 6 の令和 3 年漁期個別漁獲量上限）。なお、この IQ 総枠は当面 3 年間固定とされ、資源量指数が最低であった 2002 年を下回った場合は見直すこととされている（前掲資料 18）。

以上のことから、資源評価結果は反映されているが改善の余地があると判断し、観察事項とした。

<資料>

資料前掲 3：我が国の海洋生物の資源管理指針

参考資料：第 98 回水産政策審議会資源管理分科会議事録（資源管理指針改正）

<https://www.jfa.maff.go.jp/study/attach/pdf/kentoukai-9.pdf>

資料前掲 15：日本海ベニズワイガニ漁業における資源管理計画

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

資料 36：農林水産大臣の個別割り当て指令書（例示、写し）

2021 年次審査資料 17：日本海べにずわいがに漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限
の設定等に係る基準、水産庁 令和 2 年 11 月改正

同上 18：前掲

同上 9 の資料 4：日本海べにずわいがに 令和 3 年漁期の IQ 総枠、当初及び追加配
分、水産庁境港漁業調整事務所

同上 6 「日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行
確認資料」から

【審査項目 2.4 ③】

漁業管理を行う組織が、対象資源の状況や、審査対象となる漁業による対象資源や生態系への悪影響の見込みや程度について、時宜を得た最良の科学的根拠を受けとれるか。また、漁業管理を行う組織が定期的に（あるいは必要に応じて）、情報収集、資源評価、管理対象・目標・計画・措置の策定、あるいは漁業規則の設定等を行うために、総合的なプロセスを運営するための機会を設けているか。

- 時宜を得た科学的根拠を受けとるための包括的な体制
- 総合的なプロセスを運営するための包括的な体制

【評価】

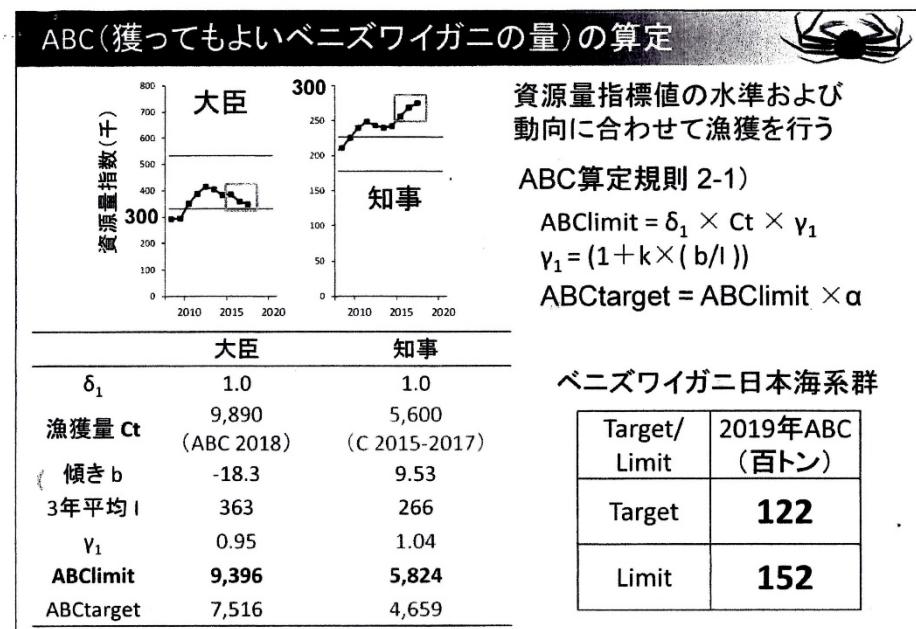
適合

【審査員の所見】

毎年開催される境港ベニズワイガニ産業三者協議会において、日水研の資源評価担当者が資源状況等を報告し、対象漁業が所要の事項に対応していることを、下記により確認できることから、時宜を得た包括的な運営体制が存在すると判断した。

【評価の根拠】

日本海かいなかご漁業協会の事業報告（前掲資料 24）により、申請書に添付された管理運営体制の運営状況を確認でき、同協会が総合的なプロセス運営するための機会を設けていることを確認した。また、三者協議会では対象資源の状況や評価の報告等（資料 37）が行われ、時宜を得た科学的根拠を受け取るための包括的な体制の下、個別割当てされていることが確認できる（資料 37）。



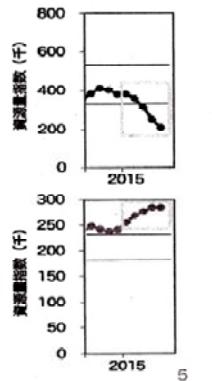
A B C (獲ってもよいベニズワイガニの量) の算定

(令和元年境港三者協議会、日水研説明資料より)

昨年度の資源評価結果

大臣許可水域

2020年ABC … 6,700トン
資源量指標の傾向 … $\times 0.80$
低位水準の係数 … $\times 0.80$
= 2021年ABC 4,288 トン



知事許可水域

2017-19平均漁獲量 … 5,879トン
資源量指標の傾向 … $\times 1.01$
高位水準の係数 … $\times 1.00$
= 2021年ABC 5,938 トン

2021年ABCの算定（令和3年第三者協議会資料より）

<資料>

資料前掲24：前掲日本海かにかご漁業協会通常総会資料、事業報告

資料37：上田祐司、ベニズワイガニの資源動向と生態について、令和元年境港ベニズワイガニ産業第三者協議会資料

2021資料9：令和3年度境港第三者協議会資料

【審査項目 2.4 ④】

対象資源の評価結果及びその手法について、適時情報が開示されているか。

■対象資源の評価手法及び結果の開示

【評価】

適合

【審査員の所見】

評価結果及びその手法等は、毎年水産庁ホームページで開示されており適合と判断した。

【評価の根拠】

水産庁HPで、評価会議が公開で実施されていること（資料33）や資源評価書が公開されていることを確認した（2021 資料10, 15）。

<資料>

資料前掲33：我が国周辺の水産資源に関する資源評価会議の開催について、2019
前掲資料22（資源評価）は水産庁HPで公開されている。

2021 前掲資料10：令和2年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価

2021 資料15：ベニズワイガニ日本海系群 令和3年度資源評価結果ダイジェスト版、
水産庁HP

2.5 資源管理方策の設定

【要求事項】

最大持続生産量 (MSY) または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、公的機関によって設定された維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）、あるいは科学的根拠に基づき代替水準が設定されている。

【審査項目 2.5 ①】

管理目標において、予防的措置や最良の科学的根拠に基づき、「対象種」、「限界管理基準」、あるいは「代替水準」を定義しているか。また、「目標管理基準」は、平均して MSY（あるいは代替水準）を達成するよう定義され、「限界管理基準」は、加入乱獲や回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を避けるよう定義されているか。

- 管理目標等において、「対象種」、「限界管理基準」、「目標管理基準」、あるいは「代替水準」の適切な定義

【評価】

適合

【審査員の所見】

対象資源を評価するため基礎となる「漁獲管理規則および ABC 算定のための基本指針（資料前掲：国立研究開発法人 水産研究・教育機構）」ならびに「令和元年度 ABC 算定のための基本規則」で適切な定義を確認できることから適合と判断した。

2021 年次審査においても上記基本指針及び基本規則は令和 3 年度版まで更新を確認。

【評価の根拠】

審査項目 2.4.1①で述べたように国立研究開発法人水産研究・教育機構は資源評価に際し、「漁業管理規則および ABC 算定のための基本指針」（前掲資料 34）、「ABC 算定のための基本規則」（前掲資料 35）を毎年定めている（順応的対応）。これらは、資源評価における我が国水産資源の分類（資源評価に利用できる情報等による区分）ごとに、限界管理基準値や目標管理基準値等の生物学的管理基準を定めるなど予防的措置の考えに基づいている。

管理基準は上記の分類ごとに算定方法が定められ、限界管理基準値が算定されている。資源水準・動向によって安全率が乗じられて目標管理基準値が算出される。

対象資源であるベニズワイガニ日本海系群の資源評価では、資源量の絶対値や推定値は不明であり、再生産関係も明らかとなっていないため、MSY の推定は行われていない。そこで資源動態モデルに依存しない資源管理の方法である漁獲量改定による、試行錯誤的な方策を用いている。この手法は、漁獲量と資源量の指標値および資源水準を利用して ABClimit（限界管理基準値）や ABCtarget（目標管理基準値）を試算する方法であり、単純化すれば資源量指標値（CPUE から求める）が減少傾向であれば ABC も減少し、増加傾向が

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

統けばABCも増加し、資源の適正利用を図ろうとするものと考えられる(ABCが減少すれば採算ベースに合わない漁獲努力量は減少するか資源管理措置として減少させ、資源回復が図られる。)。

以上のことから同系群の管理目標において、予防的措置に基づいた「限界管理基準」、「目標管理基準」等の代替水準が定義されていると確認できる。

令和2年度、3年度においても初回審査時の下記資料が更新されていることを確認した。

管理基準	Target/ Limit	2020年ABC (百トン)	漁獲割合 (%)	F値
0.8・大臣許可 ABClimit2019・0.89 1.0・知事許可 Cave 3-yr・1.03	Target	100	—	—
	Limit	125	—	—

Limitは、管理基準の下で許容される最大レベルの漁獲量である。Targetは、資源変動の可能性やデータ誤差に起因する評価の不確実性を考慮し、管理基準の下でより安定的な資源の維持が期待される漁獲量である。 $ABC_{target} = \alpha ABC_{limit}$ とし、係数 α には標準値0.8を用いた。知事許可Cave 3-yrは過去3年間(2016~2018年)の平均漁獲量5,625トンであり、大臣許可ABClimit2019は、2018年評価時の9,400トンである。

令和元年度ベニズワイガニ日本海系群の管理基準

管理基準	Target/ Limit	2021年ABC (百トン)	漁獲割合 (%)	F値
0.8・大臣許可 ABClimit2020・0.80 1.0・知事許可 Cave 3-yr・1.01	Target	82	—	—
	Limit	102	—	—

Limitは、管理基準の下で許容される最大レベルの漁獲量である。Targetは、資源変動の可能性やデータ誤差に起因する評価の不確実性を考慮し、管理基準の下でより安定的な資源の維持が期待される漁獲量である。 $ABC_{target} = \alpha ABC_{limit}$ とし、係数 α には標準値0.8を用いた。知事許可Cave 3-yrは過去3年間(2017~2019年)の平均漁獲量5,879トンであり、大臣許可ABClimit2020は、2019年評価時の6,700トンである。

令和2年度ベニズワイガニ日本海系群の管理基準

<資料>

資料前掲34：令和元年度 漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針

資料前掲35：令和元年度 ABC算定のための基本規則

2021資料13：令和3年度ABC算定のための基本規則、令和3年6月、水産庁

2021資料14：令和3年度漁獲管理規則およびABC算定のための基本方針、令和3年6月水研センター

【審査項目 2.5 ②】

長期的かつ持続的な資源の利用に向けた「管理目標」及びその達成に向けた「管理措置」が、最良の科学的根拠に基づいて設定されているか。

- 「管理目標」の設定（同等のものを含む）
- 「管理措置」の設定（同等のものを含む）

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

我が国の海洋生物資源の資源管理指針（前掲資料 3）では、「資源管理目標として日本海べにずわいがに資源の資源水準を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。」との管理目標が設定され、資源管理措置についても、対象漁業者の漁業者別船舶別の年間の漁獲量上限の設定（ABClimit に基づくもの）等の取組みが示されていることを確認したので適合と判断した。以上、初回審査所見

2021 年次審査所見

我が国の海洋生物資源の資源管理指針（2021 前掲資料 3）では、「資源管理目標として日本海べにずわいがに資源の資源水準を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。」との管理目標が設定され、資源管理措置についても、漁業者別船舶別の年間の漁獲量上限の設定等の取組みが示されていることを確認した。日本海べにずわいがに資源は、知事許可水域も合わせると資源水準は中位であるものの、大臣許可水域のそれは低位になっている。また、令和 3 年漁期については資源評価による ABClimit を超える IQ 合計枠が設定されており（2021 前掲資料 18）、今後の動向を注視する必要がある

【評価の根拠】

審査項目 2.5 ①で述べたように、国立の研究機関が関係機関等の意見を聞いて、毎年、対象系群の資源評価を行っているが、MSY 等の数値は推定されていない。対象系群は TAC 対象種ではないものの、対象資源の資源評価で示された ABClimit に基づいて、対象漁船の漁獲量を個別割当てすることにより（資料 36）、資源管理されている。

以上のことから、同系群の長期的かつ持続的な資源の利用に向けた「管理目標」及びその達成に向けた「管理措置」が、最良の科学的根拠に基づいて設定されていると判断できる（以上、初回審査）。

2021 年次審査において、令和 2 年度は初回審査時と同様に ABCLimit 内の IQ 合計枠であるが（2021 資料 20）、令和 3 年漁期は IQ 合計枠が資源評価の ABCLimit を超えており、観察事項と判断した。ただし、管理目標としては「漁獲を現状レベルに抑制」することとし、2018 年の漁獲量である 5,930 トンを上限として設定、管理措置では大臣許可水域において過去最低の資源量指数（2002 年の 132,266）を下回った場合は、当該数量を見直す（前掲資料 18）としている。これについては、最良の科学的根拠と言えるか議論のあるところである。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

	<p>農林水産省令元水質第 [REDACTED]</p> <p>鳥取県境港市 [REDACTED]</p> <p>貴社が受有するべにずわいがにに年次漁獲量の配分については、以下のとおりです。</p> <p>なお、この部分に付して不服がある場合は、この処分があつたことを知った日（以下「裁算日」という。）から起算して3か月以内に、農林水産大臣に對して審査請求することができます。</p> <p>また、この処分の取消しの請求は、裁算日から起算して6か月以内に、国を被告として提起しなければならない。（ただし、裁算日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を超過すると処分の取消しの訴えはできない。）</p> <p>なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかるらず審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月（又は裁決の日から1年）を超過したときは提起することができない。</p> <p>ただし、上記の審査請求権は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。</p> <p style="text-align: center;">令和元年8月19日</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣 吉川 貴司 [REDACTED] 記</p> <p>1. 渔獲量の上限 781トン 2. 許可船名 第五十五吉丸 3. 渔獲量の上限の有効期間 令和元年9月1日から令和2年6月30日まで</p> <p style="font-size: small;">備註事項 本命令書については、原本を内該船舶の船内に所持し、漁業監督官から要求があったときはこれを提示しなければならない。</p>	
--	---	--

個別割り当て指令書（写し）

<資料>

資料前掲 22：ベニズワイガニ資源評価書

資料 36：農林水産大臣による個別漁獲量割当指令書（写しを例示）

2021 年次審査資料 20：日本海べにずわいがに漁業漁獲量上限の消化状況（令和 2 年漁期）、日本海かにかご漁業協会、令和 3 年 6 月

【審査項目 2.5 ③】

「管理目標」、「限界管理基準」、「目標管理基準」、あるいは「代替水準」に合致した、「アウトカム（成果）指標」（あるいは同等のもの）が設定されているか。

■ アウトカム（成果）目標の設定（同等のもの含む）

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

対象資源の資源評価を基に、成果指標として「限界管理基準」である ABClimit が設定され、対象漁業においてはそれを上限として個別割当が配分されているので、成果指標が設定されていると判断した。（以上初回審査）

2021 年次審査では、令和 3 年漁期から ABClimit を超える基準値で管理されているが、その基準値が「代替水準」に当たるものとしても、妥当性については議論のあるところであり、観察事項と判断した。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

【評価の根拠】

国立研究開発法人 水産研究・教育機構の日本海区水産研究所が中心となって実施する資源評価は毎年行われており、管理目標は中位の資源水準の維持となっている。成果指標としては、限界管理基準として設定された ABClimit を対象漁業が遵守することであり、対象漁業の個別割当てが公的に制限されていることが確認できる（資料 36）。なお、個別割当て指令書の合計数量が令和元年の A B C limit と合致することを確認した。

2021 年次審査では、令和 2 年漁期については初回審査の内容を確認したが、令和 3 年漁期においては代替基準（過去の漁獲動向）を基にした成果指標を設定しており、今後の漁獲動向を注視する必要がある。

なお、令和元年以降の漁獲量はそれぞれの年の ABClimit を下回っているにもかかわらず漁獲量は減少しており、韓国漁業の影響や対象水域内の漁場による資源格差（漁船間の漁獲量格差）などの対象漁業の特殊性を踏まえた資源評価手法についての議論が望まれる。

農林水産省指令 3 水管第 523 号

農林水産省指令 2 水管第 2436 号を取り消し、貴社が受有するべにずわい第 3 号に係る指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 48 号）附則第二条の規定に基づき定めるべにずわいがに年の年間の漁獲量の限度については、以下のとおりとする。
なお、この処分に対する不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して 6 か月以内に、国を被告として提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）
なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかるはず審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月（又は裁決の日から 1 年）を経過したときは提起することができない。
ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。

令和 3 年 5 月 24 日

農林水産大臣 野上 浩太
記



1. 渔獲量の上限 164 トン
2. 許可船舶名 第八十八興洋丸 (NGI-130)
3. 渔獲量の上限の有効期間：令和 3 年 5 月 24 日から令和 3 年 6 月 30 日まで

留意事項

本指令書については、原本を当該船舶の船内に所持し、漁業監督官から要求があつたときはこれを提示しなければならない。

令和 2 年漁期の個別割り当て通知書（最終）

<資料>

資料前掲 36：割り当て通知書

2021 資料 20-①、②：令和 2 年漁期の農林水産大臣による IQ 指令書

【審査項目 2.5 ④】

小規模漁業やデータ不十分な漁業の場合、リスクマネジメントを踏まえつつ、小規模漁業やデータ不十分な漁業のための管理・運営体制が構築され、その体制に基づき管理が行われているか。

- 小規模漁業やデータ不十分な漁業の存在
- 小規模漁業やデータ不十分な漁業のための管理・運営体制の存在

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

対象漁業は日本海沖合の広域操業の漁業であり、小規模漁業ではなく、ABC 算定規則で算定に用いるデータもあることから、該当なしと判断した。

2021 年次審査においても同じ所見である。

【評価の根拠】

【審査項目 2.5 ⑤】

管理システムに活用される、伝統的な漁業、漁業者、または漁業地域に関する知識が、客観的に検証できるようになっているか。

- 検証する手段の存在

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

伝統的な漁業、漁業者、または漁業地域に関する知識によって資源管理を行うような小規模漁業に該当しないと判断する。

2021 年次審査においても同じ所見である。

【評価の根拠】

2.6 TAC（漁獲可能量）の遵守

【要求事項】

対象資源に漁獲可能量（TAC）制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されている。

【審査項目 2.6 ①】

対象資源に漁獲可能量（TAC）制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されているか。

- 審査対象となる漁業によるTACの遵守

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

現在のTAC魚種8種には含まれていないので、該当なしとした（初回審査所見）。

2021年次審査においても、改正漁業法による資源管理基本方針別紙にあるTAC管理の特定水産資源にも本資源は含まれていないことを確認した。

【評価の根拠】

対象漁業が漁獲するベニズワイガニは、現行のTAC制度に定める第1種特定海洋生物資源に含まれないことを下記により確認できる（初回審査所見根拠）。

漁業法の改正と「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（いわゆるTAC法）」の廃止に伴い、2020年12月1日から漁獲可能量（TAC）制度の根拠法がTAC法から漁業法に代わり、国においては資源管理基本方針（下記2021参照）別紙で、従来の8種の他マグロ類を特定水産資源とするとともに、令和5年度末までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標に、本資源についても令和4年度から検討される（2021資料21-②）。

〈資料〉

参考資料：海洋生物の保護及び管理に関する基本計画（令和2年12月1日廃止）

https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_tac/attach/pdf/index-143.pdf で

漁獲可能量を定めているのは、第1種特定海洋生物の8種である。

2021参考資料：資源管理基本方針

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-12.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-12.pdf)

2.7 過剰漁獲の防止

【要求事項】

対象資源に対して過剰な漁獲は行われておらず、資源回復措置を講じる必要のある基準を下回る場合には、加入乱獲を避けるため適時必要な措置が講じられている。

【審査項目 2.7 ①】

過剰漁獲の定義が定められているか。

- 過剰漁獲とみなされる基準値等、定義の設定（同等のもの含む）

【評価】

適合

【審査員の所見】

本対象資源の過剰漁獲とみなされる基準値は、下記根拠により ABClimit を上回る漁獲と定義されるので、適合と判断した。

【評価の根拠】

前掲資料 34 「ABC 算定のための基本指針」の用語集には過剰漁獲という定義はないが、一般的には乱獲とされ、成長乱獲や加入乱獲などがある。水産庁 HP による「国際漁業資源の現況」用語解説（資料 38）では、乱獲行為（過剰漁獲）を「狭義には、漁獲係数が最適水準より高くなることをいい、漁獲割当量よりも実際の漁獲が上回る場合にも使われる」とされている。対象資源は我が国水産資源で 2 系（漁獲管理規則「ABC 算定規則 2 2-1）使用する情報：漁獲量 C と資源量の指標値および資源水準」で ABC 算定）に分類され、推定資源量や再生産関係を基にした管理基準値、漁獲率等は利用されていない。そのため、成長乱獲や加入乱獲などの定義はなく、一般的な漁獲割当量よりも実際の漁獲量が多い場合を過剰漁獲と定義しているものと考えられる。

2021 年次審査改訂

水産庁 HP による用語の定義では、過剰漁獲（乱獲行為）を漁獲係数が最適水準より高くなることや漁獲割当量よりも実際の漁獲量上回る場合などが定義されている。対象資源は我が国水産資源で 2 系（漁獲管理規則「ABC 算定規則 2 2-1）使用する情報：漁獲量 C と資源量の指標値および資源水準」で ABC 算定）に分類、推定資源量や再生産関係を基にした管理基準値、漁獲率等は利用されていない。そのため、成長乱獲や加入乱獲などの定義はなく、一般的な漁獲割当量よりも実際の漁獲量が多い場合を過剰漁獲と定義していると判断。なお、MEL 協議会では資料 22 により、過剰漁獲状態の解釈を示している。

<資料>

資料前掲 33：「算定のための指針」

資料 38：「国際漁業資源の現況」用語解説

（ http://kokushi.fra.go.jp/R01/R01_a006.pdf ）

2021 資料 22：マリン・エコラベル・ジャパン協議会、漁業認証規格に係る過剰漁獲状態の解釈について、2021.8月

【審査項目 2.7 ②】

審査対象資源が、過剰な漁獲の状態になっていないか。

■ 対象資源の資源状態

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

境港現地の漁業管理体制で、漁獲日報による個別漁獲割当ての遵守確認がされており、個別割当て量を上回る漁獲はないことから、対象漁業による 2.7①の定義による過剰漁獲はないと確認できる。また、審査対象資源の資源水準は系群全体で中位が維持されており、禁漁措置が妥当であるような過剰漁獲はないと考えられる。

しかし、大臣許可水域については、直近 5 年間（2014～2018 年）の資源動向が減少し、2018 年の資源水準は 8 年ぶりに低位に低下し、資源状態が悪化していることが示唆されており（前掲資料 22）、対象漁業の操業水域において過剰漁獲の状態（加入乱獲や成長乱獲の可能性を踏まえ）になっていないか、今後の推移を注視する必要があると考えられることから、観察事項と判断した。

【評価の根拠】

日本海区水産研究所が中心となって実施している資源評価（資料前掲 22）によると、審査対象資源の資源水準は系群全体で中位が維持されており、禁漁措置が妥当であるような過剰漁獲はないと考えられる。また神戸プロット（前出）も目標管理基準を若干下回った程度の水準にありこの評価結果を支持している。

日本海かにかご漁業協会では、対象漁船が漁獲量上限を上回ることがないように漁獲日報等を収集しており、平成 27 年～令和元年の 7 月（漁期末で年計となる）の漁獲量上限の消化状況表（資料 39）から、上限を上回る漁獲のないことが分かる。

一方、資源評価書（資料 22）では「6. ABC 以外の管理方策の提言」で、近年、暫定水域内の日本漁船（対象漁船）が漁場としている海域での韓国船（ベニズワイガニかご）による操業が目立ち、漁獲努力量が増加している可能性があるとし、さらに暫定水域内で行われている韓国のバイ籠漁業による小型ベニズワイガニの混獲等の影響も示唆されている（参考資料）。

これら漁業の実態把握や今後の推移を注視する必要があると考える。

2021 年次審査追記

審査項目 2.4 ①で示した神戸プロットから過剰漁獲でないと判断されるが、漁獲実績は Model-free アプローチによる ABClimt を 7 年も連続して下回っているにもかかわらず

資源水準は回復傾向でないことから引き続き観察事項とした。

、
審査項目 2.4 ①

<資料>

資料前掲 22：資源評価書 6 項

資料 39：日本海かにかご協会作成、日本海べにずわいがに漁業（大臣許可船）漁獲量上限の消化状況表（平成 27 年～令和元、9 月～翌 6 月漁期計分）

参考資料：養松他、2019、韓国製バイ籠によるベニズワイ漁獲特性と混獲防止策の検討
水産技術、11 (2)、39–48

https://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/fish_tech/11-2/110201.pdf

2021 年次審査資料 18：前掲

【審査項目 2.7 ③】

対象資源が、合理的な時間枠のなかで、その資源回復が見込まれる管理目標の水準を下回った場合に発動される管理措置が準備されているか。なお、措置の設定に当たっては、過去に移入され自然の生態系の一部になっている種も考慮する。

■ 資源回復に向けた措置の準備（同等のもの含む）

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

資源回復計画（資料 23）で実施された資源回復措置である休漁等により、当時低位であった資源水準が中位まで回復したことから、現在の計画で準備（検討）されている管理措置（休漁、減船）は有効に働く可能性が高い。

しかしながら 2012 年以降の漁獲量は今まで毎年 ABC（当初）を超えていなかったにもかかわらず、未だ資源回復の兆しが見えていない。実際、資源評価書では 2016 年以降大臣許可水域での資源量指数が減少傾向、資源水準も直近では低位となっていることから、算定された ABC が過大であった可能性がある。また対象漁業の漁獲努力量削減のみで有効に働くか確認できない部分もあると判断し、観察事項とした。

【評価の根拠】

資料 22「ベニズワイガニ資源評価書」の図 7 でベニズワイガニ資源回復計画（資料 23）が策定・実行された 2005 年～2011 年の間に、それまで低位であった資源水準が中位に回復し、その後継続された資源管理計画（主要な資源管理措置は個別漁獲割り当ての遵守）により、最近まで中位の資源水準が維持されてきたことが分かる。したがって、現在の資源管理計画（資料 15）に記された資源管理措置（2）（休漁や減船等の漁獲努力量削減）を強力に検討・実施することにより、対象漁業の漁獲の影響で資源状態が悪化しているとした場合は、資源回復の可能は高いと判断できる。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

しかしながら、韓国漁業の影響が示唆されていることから（前出、資源評価書）、日韓政府等による資源管理の協議が大きな課題になると考えられる（資料 26）。

2021 年次審査においても、水産庁による「日本海べにずわいがに漁業の資源管理について」（前掲 2021 年次審査資料 18）2 の中で、当面 3 年間固定するとした漁獲量の上限の数量（I Q）見直しを、過去の資源量指数と比較して実施することを確認した。

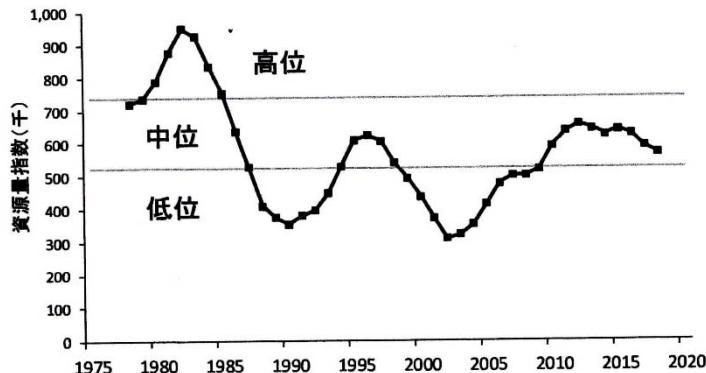


図 6. 本系群対象海域全域における資源量指数
資源量指数の最高値と最低値の間を三等分して、上から高位、中位、低位とし、それぞれの境界を赤線で示した。高位／中位、中位／低位の境界値はそれぞれ 738 千と 524 千である。

ベニズワイガニ日本海系群の資源量指数の経年変化（2005～2011 資源回復計画で増）

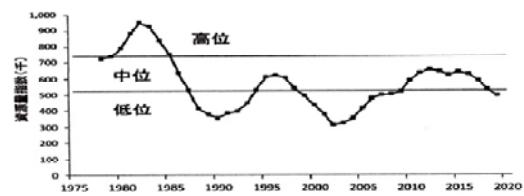


図 6. 本系群対象海域全域における資源量指数
資源量指数の最高値と最低値の間を三等分して、上から高位、中位、低位とし、それぞれの境界を赤線で示した。高位／中位、中位／低位の境界値はそれぞれ 738 千と 524 千である。

資源量指数の経年変化（2002 年が最低でその後回復）

<資料>

資料 15：前掲「日本海べにずわいがに資源管理計画」

資料 22：前掲「ベニズワイガニ資源評価書」

資料 23：前掲「ベニズワイガニ資源回復計画」

資料 26：前掲 「水産白書 二国間関係 韓国との関係」

2021 年次審査資料 18：前掲

管理点 3. 生態系への配慮に関する要件

3.1 生態系に配慮した管理体制の確立

3.1.1 非対象種及び生態系への影響評価のための情報

【要求事項】

審査対象となる漁業が非対象種及び生態系に与える影響を評価するため、以下の項目に関し、科学的根拠に基づいた情報が収集・維持されている。

- (i) 対象資源以外の漁獲及び投棄
- (ii) 当該漁業による希少種の混獲及び保全・保護の取り組み
- (iii) 対象資源にとって重要な生息域に関する情報（産卵場や稚魚の生育場など）
- (iv) 当該漁業が使用する漁具が生態系（海底環境など）に与える影響
- (v) 対象資源の被食関係
- (vi) 生態系全体のバランス（生態系の攪乱を起こしていないか）

【審査項目 3.1.1 ①】

以下全てについて、十分に信頼できる最新の情報が存在しているか。

- (i) 審査対象となる漁業による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）に関する情報と評価。
- (ii) 審査対象となる漁業による、希少種への影響に関し、国際的な基準に沿って収集された情報と評価。
- (iii) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域、及び左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域への影響の情報と評価。（左記漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間を含む。）
- (iv) 対象資源が、生態系の中で主要な被食種であるか、もしその場合には、対象資源の漁獲が捕食種への深刻な悪影響を与えていないかを判断するため、対象資源の食物網における役割に関する情報と評価。
- (v) 審査対象となる漁業が、生態系の構造・機能へ与える影響の可能性や程度に関し、時宜を得た科学的助言を得るための、国際的な基準に沿って収集された情報と評価。

■ 上記 (i) ~ (v) の情報の存在

【評価】

適合

【審査員の所見】

- (i) 漁獲・混獲等については下記資料にあるとおり情報は継続して収集され、存在している。

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

- (ii) 希少種の混獲等については、環境省のレッドリストに含まれる生物の捕獲は確認できないが、レッドリスト対象生物と本漁業の漁具等との接触は、漁具へのエサ入れ及び投入方法や敷設水深から考えられない。
- (iii) 重要な生息域に関する情報（雌の分布水深や稚ガニの生育場など）については、資料により確認されている。また、逸失かごによる影響の情報は確認できるが、かごの目合から、雌や加入前の小型ガニ及び稚ガニへの影響はほとんどないと判断できる。
- (iv) 対象資源の食物網への役割については、資料から被食及び捕食の食物網に関する情報が確認できる。そのうち対象資源の捕食生物とされるツチクジラについては、資源評価され、国により捕獲管理されている（資料 49）。
- (v) 生態系の構造・機能へ与えうる影響の可能性や程度については、下記の資料により、情報が収集・維持されている。

以上のことから所要の情報が収集・維持されていることを確認したので、適合と判断した。

【評価の根拠】

対象漁業による対象生物以外の混獲については、各種調査報告・聞き取り調査等から、混獲が確認されている生物はオオエッチュウバイのみであり（資料 40）、その他に聞き取り情報や対象水域での桁網による採集生物からゲンゲ類、ビクニン類などの魚類も考えられるが（資料 41 表 3）、対象漁具の網目の大きさ等から混獲されても無視できる程度と判断する。なお、桁網調査は日本海区水産研究所により資源調査の一環として毎年実施されており、引き続き情報収集されていることが確認できる（資料 42）。また、鳥取県水産試験場の「ベニズワイガニ資源調査」（対象漁船による試験籠装着採集）も継続される（鳥取県水産試験場での聞き取り）、混獲生物の情報収集は引き続き可能と考える。

2021 年次審査においても調査が継続されていることを確認した。

(i) 非対象種の混獲（投棄を含む）の情報について

動画画像（参考資料）から選別台に広げられた漁獲物にベニズワイガニ以外の混獲物は確認できない。対象水域の水深 800m と 1,000m で採集された生物中で、13 cm 目合で混獲される可能性のある魚種はゲンゲ類やビクニン類であり（前掲資料 41）、聞き取り情報（前掲資料 40）とも一致する。また、オオエッチュウバイの成熟サイズ（資料 43）からその混獲量は少ないと判断できる。ただ、1990 年に島根県で実施されたかご網によるゴーストフィッシング影響調査（浸漬時間 12 日）では、本種が多数（150 個／かご）混獲された事例が報告されている（平成 2 年度島根県水産試験場事業報告 P35-43）。

〈資料〉

参考資料：ユーチューブ動画「かにかご漁業」（2011）境港べにずわいがに漁業操業風景等

資料 40：鳥取県水産試験場からの情報提供

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業

資料 41：深海生物採集用桁網の開発、水研センター研報 17 抜粋表 3 2006

資料 42：日本海区水産研究所資源管理部資源生態グループホームページ

(<http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/soshiki/fmd/fbg/index.html>)

資料 43：富山水試研究報告第 17 号 (2006)：土井他、オオエッチュウバイの成熟サイズ

http://taffrc.pref.toyama.jp/nsgc/suisan/webfile/t1_ad1115864383bf4d8edc4ee42a414f64.pdf#search=%27%E3%82%AA%E3%82%AA%E3%82%A8%E3%83%83%E3%83%81%E3%83%A5%E3%82%A6%E3%83%90%E3%82%A4%27

(ii) 希少種の混獲等の情報について

(i) より混獲が確認されているオオエッチュウバイ及び可能性のある魚類等については、最新の我が国の環境省レッドリスト（希少性等の評価含む）には含まれていない。今後もレッドリストは更新されるが、鳥取県水産試験場のベニズワイガニ資源調査等で情報収集は継続される。

〈資料〉

資料 44：環境省レッドリスト

(<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozon/redlist/index.html>)

資料 45：環境省報道発表資料 海洋生物レッドリストの公表

(<https://www.env.go.jp/press/103813.html>)

(iii) 対象資源の重要な生息域への影響に関する情報について

海底を損壊する可能性がある底曳網漁業と異なり、対象漁業は海底にかごを敷設する漁法であり、海底環境に重大な影響は与えないと考えられる。ただし、漁具の遺失等の影響によるゴーストフィッシングなどは考えられる（資料 46）。その点、(i) で記したように混獲種がほとんどない状況から、対象資源であるベニズワイガニ資源に対する影響が問題と考えられる。また、構造物として海洋生物の寄せ効果も考えられる（資料 47）。しかし、下記理由により対象資源に大きな影響を与えるとは考えにくい。

- ・入籠したベニズワイガニの餌としての誘因効果はないだろうとの指摘（前掲資料 47）がされていること。
- ・対象資源の加入前の小型サイズ（稚ガニ含む）や雌については、使用籠の網目（参考資料 1：渡部 2005）や分布様式（参考資料 2：養松他）から、ゴーストフィッシングの可能性は低いとかんがえられること。

したがって、他生物も含めた生息域への影響は軽微と考えられるが、逸失商業籠によるベニズワイガニ成体雄のゴーストフィッシングは、長期間にわたって少ないながらも漁獲が継続し、再生産に与える影響は否定できない（資料 47）との指摘もある。

〈資料〉

資料 46：渡辺、ベニズワイガニ籠漁業におけるゴーストフィッシングについて（2006）

https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/72/5/72_5_930/_pdf
資料 47：渡辺、ズワイガニ類資源の保全型漁業生産技術に関する研究（2006）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/72/5/72_5_835/_pdf/-char/ja
参考資料 1：渡部、逸失した状態におけるベニズワイガニ籠のサイズ選択制（2005）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/71/1/71_1_16/_pdf/-char/ja
参考資料 2：養松他、水深 2000mからの大移動—ベニズワイの生活史と漁場水深の関係
—
<http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/publication/R&T/R&T-4.pdf> 6-7

(iv) 対象資源の生息域における食物網での役割について

資源評価書（資料 22）で記された対象種の捕食生物は、イカ類、エビ類、カニ類、ヨコエビ類、小型の貝類や魚類と報告されているが、対象生物の捕食行動は緩慢と考えられ、その多くは死骸や脱皮殻である可能性が示唆されている（資料前掲 27）。また被食についてはベニズワイガニの生息水深帯には、ベニズワイガニを捕食するような大型生物の分布密度が低いとされている（前掲資料 22）。評価書に記載された大型捕食種のドブカスベとツチクジラの食性を他の文献等（資料 48、資料 49）で確認すると、主要な被食生物とは評価されていない。対象生物の被食は、より大型の同種によるものと評価されている（資料 50）。

また、浮遊幼生期や稚ガニの捕食についての情報も収集されているが、未解明なところが多い（参考資料）。

以上、ベニズワイガニの生息環境の中での食位置は情報収集・評価されていることが確認できる。

<資料>

資料 22：前掲ベニズワイガニ資源評価書

資料 27：前掲、養松、日本海ベニズワイ生態特性と資源管理、東北大学学位論文

資料 48：谷内透（2009）、日本海におけるガンギエイ類 2 種の生態と重要魚介類に与える影響、科学研究費補助金研究成果報告書

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-19580218/>

資料 49：国際漁業資源の現況 49 ツチクジラ、国立研究開発法人 水産研究・教育機構
http://kokushi.fra.go.jp/H29/H29_49.html

資料 50：養松他（2008）、水深によって異なるベニズワイのエサ環境—ベニズワイの敵はべにずわい—、日本海 リサーチ＆トピックス 第 3 号 14-15、日水研

<http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/publication/R&T/R&T-3.pdf>

参考資料：小西他、日本海の中深層底棲魚に捕食されたズワイガニ属幼生と稚ガニの水深分布について、日水誌 78 (5)、976-978 (2012)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/78/5/78_12-00025S/_pdf/-char/ja

(v) 生態系の構造・機能へ与えうる影響の可能性や程度についての情報と評価

対象漁業による操業水域における生物環境に与える影響については、(1)～(iv)に示したように情報が収集され、影響を与えるリスクは少ないと考えるが、情報の収集については、日本海区水産研究所等で引き続き調査が行われ、合わせて評価もされると考える。

次に、対象漁業が海洋環境や大気環境に与える影響についてであるが、国においては、国連広報センターの「海洋環境の保護」(資料 51) 等に示された各種条約の基準に基づき、海洋ごみ対策や海洋汚染の防止対策、海洋環境のモニタリングが講じられている (資料 52、環境省、環境白書)。

操業水域を管轄する第 8 管区及び第 9 管区海上保安部では、船舶の安全及び海洋汚染の防止のため、MARPOL 条約 (国際海洋汚染防止条約) に対応する国内法として制定された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制する AFS 条約 (船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約) を受けた船舶安全法関係法令等 (参考資料 1) により、海洋汚染等の防止に関する設備や防汚塗料に関する監視取締りや指導などを実施している (参考資料 2)。

また、漁船からの CO₂ 排出については、対象漁業ではないが、排出量の試算 (資料 53) やその削減への取組み (資料 54) の情報を確認でき、影響の評価と削減の取組みが図られていることを確認できる。

資料 51：海の豊かさを守ろう、国連広報センターHP

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/oceans/

資料 52：令和元年度環境白書 (海洋環境の保全)、環境省HP

http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/pdf/2_4.pdf

参考資料 1：有機スズ化合物に関連する主な法規、スズ化合物環境技術協議会

<http://www.teta.jp/t-Regulations.htm>

参考資料 2：海洋環境の保全、海上保安庁HP

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/seisaku/kankyou.html>

資料 53：わが国における漁船尾燃油使用量と CO₂ 排出量の試算、長谷川勝男、水産技術 22, 2010

<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010792523.pdf>

資料 54：漁船排出 CO₂ の削減を目的とした ICT を活用した定置網漁支援に関する研究開発、ICT イノベーションフォーラム 2017

<https://research-er.jp/projects/view/954397> 概要

3.1.2 生態系への配慮

【要求事項】

3.1.1 (i)～(v)の結果を踏まえ、非対象種及び生態系への悪影響を最小限に抑えることに配慮して漁業が行われている。

【審査項目 3.1.2 ①】

3.1.1 の評価結果を考慮して、以下に示す「管理目標」と「アウトカム（成果）指標」が全て存在するか。

- (i) 審査対象となる漁業による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (ii) 審査対象となる漁業による、希少種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (iii) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域、及び左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域において、審査対象となる漁業の影響を除外、最小化、あるいは緩和するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (vi) 対象資源の漁獲による主要な捕食種への深刻な悪影響を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (v) 審査対象となる漁業が、生態系の構造・機能へ与える影響を最小限に抑えるための管理目標とアウトカム（成果）指標。

上記 (i)～(v) の管理目標及びアウトカム（成果）指標（左記相当含む）の存在

【評価】

観察事項

【審査員の所見】

3.1.1 の評価結果を踏まえれば、対象漁業による混獲物がほとんどなく、対象漁業は無機的な環境も含めた生態系に、他の漁業種（及び他の海洋産業）と比べて大きな影響を与えることは考えられず、管理目標として設定されるべき事項がないのが現状である。これは「管理目標が存在しない」ではなく、「存在する必要がない」と解釈できる。したがって、法的基準がある海防法や防汚法に抵触する事項をゼロにするとか、燃料油の消費を抑制し、CO₂の排出を削減するという公的管理目標を除けば、審査の対象外になると考えられる。以下に各審査項目別に記述するが、新たな知見や新たな技術開発に基づく管理基準の変更も考えられることから、予防的観点で観察事項と判断する。

(i) 混獲生物で確認されている生物のオオエッチャウバイであるが、ベニズワイガニと同様に日本海深底層の代表種とされており（資料 55）、あってもわずかな混獲（資料前掲 40）で過剰漁獲になるとは考えられない。次に非対象「種」ではないが、同種である

ベニズワイガニの雌と甲幅 9 cm 以下の小型ガニは法令で採捕が禁じられているし、操業水深や網目規制や脱出口付き漁具の導入で混獲そのものがないか、あってもごく僅かである（資料 56）。管理目標の設定では速やかな再放流になる。

(ii) 希少種については、対象漁業の操業水域において資料 48 の希少種で関係する動物は海鳥と考えられるが、調査事例は確認されず、漁具の構造や操業水深からオオミズナギドリやクロマグロ、二ホンウナギなどいわゆる絶滅危惧が注目される種と同様に「混獲される」とは考えにくい。審査対象外の事項と思われるが、成果目標は混獲ゼロである。

(iii) 渡辺（資料前掲 46）によれば、逸失籠では大型オスの入籠（入籠したベニズワイガニが餌となることではなく、籠の構造的トラップ効果）が確認されているため、籠の逸失を防ぐことは対象資源への影響を少なくするため重要である。漁業者にしても 1 万円強／個、一連の漁具だとロープ等も入れて 4～500 万円もする漁具を、逸失するわけにはいかず、逸失を防ぐ努力は図られている（漁具交錯防止のための漁労長申し合わせ：投籠時の船間距離等）。また、ロープの切断等で漁具を逸失した場合は、可能な限りサデ（道具回収の副漁具）による回収に努められている（かにかご漁業協会専務理事から聞き取り）。

この他ゴーストフィッシングを軽減させるために生分解性繊維を用いた漁具の研究が進められている（<https://www.iri.jp/randd/theme/h11/025.htm>）。

(iv) 3.1.1 (iv) で述べたように、関連する種への影響を考慮しなければならないような被捕食者ではないと考えられることから、本項目は審査の対象外と考える。

(v) 生態系の構造・機能への悪影響を与えないような管理目標等については、3.1.1 v で記したように、対象漁業が生息域の生物環境に与える影響のリスクは低いと考えられる。また、生息水域で大きな生態的位置を占める（資料 27、55）対象資源は、資源評価により漁獲の上限を定めており、生態系への影響を最小限にする管理目標となる。海洋汚染等の環境への負荷については、法令遵守が最小限の管理目標となり、法令違反なしが成果指標である。

【評価の根拠】

所見で述べたように、本漁業では非対象種の混獲はほとんどなく、混獲種に対する管理目標は設定されていないのが現状であるが、かご漁業の特性から混獲されても生きた状態で船上に取り込まれると考えられるため、再放流による非対象種（ベニズワイガニ雌や小型ガニも含む）への影響回避が原則とされる（協会専務からの聞き取り）。

また、海洋環境や大気環境に対しては、国において管理目標が定められ、成果を評価されている。

(i) 非対象種の過剰漁獲等の回避に関する管理目標とアウトカム指標について

混獲種はほとんどないが、原則は再放流することが申し合わされている（日本海かにか

ご協会専務からの聞き取り)。

(ii) 希少種に過剰漁獲等の回避に関する管理目標とアウトカム指標について

希少種は確認されていないが、上記（i）に準じる。

(iii) 生息域等への影響の最小化に関する管理目標とアウトカム指標について

生息域への影響については、逸失漁具が大きい課題と言える。ロープ切断等による比較的大規模な逸失については経営的な観点からも回収が図られているが、少数の場合は放置されていると考えられる。例示した漁獲成績報告書（前掲資料 10）にある揚かご数で 180 個に満たないかご数が落ちかご（180 から減じた数）と考えられるが、これを少なくするために漁労技術（幹縄への装着、揚かご作業中の不注意落下等）の向上が取り組まれている（専務聞取り）。なお、逸失かごをすくなくするために、まず現状の逸失漁具の数量を把握し、その数を減少させるという指標の設定が必要と考えられ、改善の余地はあると判断される。

(iv) 主要な捕食種への悪影響の回避に関する管理目標とアウトカム指標について

3.1.1 で述べたように、対象資源を主要に捕食している種はないと考えられることから、審査の対象外事項と判断した。

(v) 生態系の構造・機能への影響を最小限にする管理目標とアウトカム指標について

所見で記したように、対象漁業は、生息水域で大きな生態的地位を占める対象資源（資料前掲 55）を漁獲としている漁業であり、対象資源の維持・管理ができれば、生息域の生物環境に与える影響のリスクは高くないと考えられる。このことから対象資源の漁獲量上限の遵守が管理目標であり、成果とも考えられる。また、物理的環境については、海洋汚染防止法、船舶安全法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等による規制の遵守が当然のことであり、違反のないことが成果指標になる。なお、CO₂排出削減については、対象漁業が独自に開発できる技術は少なく（航行速度等による燃油消費量の削減ぐらいか？）、目標や指標を設定できるものではないため、審査対象外事項と判断した。

上記のように審査基準をほぼ満たしていると考えられるが、一部について不確実性に対する予防的措置及び科学的データの蓄積の観点から、改善の余地があると判断し観察事項とする。

2021 年次審査においても新たな知見は収集できず、引き続き観察事項とした。

〈資料〉

資料 27：前掲、養松学位論文

資料 55：前掲、西村、「日本海の成立」

資料 56：倉長他（2016）、脱出口付ベニズワイかに籠の逃避効果について、鳥取水試報告第 39 号

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1019387/kuranaga.pdf>

【審査項目 3.1.2 ②】

3. 1. 2. ① (i) ~ (v) に示した管理目標の達成に向けた「管理措置」が設定されているか。また、必要に応じて、不要な混獲（投棄を含む）を最小限に抑える、あるいは、偶発的な混獲が不可避な場合には再放流等、混獲された資源の致死率を抑えるための管理措置が存在するか。

■ 管理措置の存在

【評価】	適合
------	----

【審査員の所見】

漁業者による再放流の申し合わせが、漁期前の漁労長会議等で確認されており、管理体制・管理措置がある。しかし、操業水域は沖合域であり、相互確認などの確認措置はない。さらに、申し合わせ事項が文書化されていないこと、管理措置の実施確認が記録されていないこと（かにかご漁業協会専務への聞き取りでは、再放流等の記録はないとのことである。）などにより、対象漁業者以外の評価を受けにくい面はあるが、鳥取県水産試験場の資源調査結果（資料 40）からも、混獲がほとんどないと確認されたので、適合と判断した。

2021 年次審査においても、鳥取県水産試験場の調査継続と混獲状況を確認し、適合と判断した。

【評価の根拠】

前記の 3.1.2 (i)~(v) に記したように、審査対象外の事項と考えるが、混獲された場合には再放流され、必要な管理措置は設定されていると考えられる。

なお、甲幅 9 cm 以下の小ガニ等の混獲を抑えるため、資源回復計画で自主的管理措置とされた脱出口付きの籠（資料前掲 56）は対象漁船すべてが導入している（かにかご協会専務聞き取り、水産庁境港漁業調整事務所で確認）。

資料：前掲 56 倉長他（2016）、脱出口付ベニズワイかに籠の逃避効果について、鳥取水試報告第 39 号

【審査項目 3.1.2 ③】

審査対象となる漁業による、生態系への最も可能性の高い悪影響について分析するための方法と結果が、適切な守秘の下、時宜を得て開示されているか。

■ 生態系に最も可能性のある悪影響についての分析手法及びその結果の開示

【評価】

観察事項
<p>【審査員の所見】</p> <p>対象漁業は深海トロールのように海底地形を損壊することなく、深海底はえ縄や刺し網のように混獲物も（ほとんど）ないことから、「着底漁業が脆弱な海洋生態系に及ぼす影響の評価」（資料 57）のような方法の適用は考えられない。対象漁業について一般的に考えれば、①対象資源を漁獲することによる対象生物の生態的位置が影響を受けるかどうか（漁獲による対象生物の減少による生態系への影響）、②逸失した漁具が、その後も漁獲機能等を保持し、生態系に影響を与えるか、の 2 点が重要な問題と考えられる。</p> <p>このうち①については 3.1.1 及び 3.1.2 及び管理点 2 により、分析・報告・開示がなされていると判断できる。②についても 3.1.1①（並）に記したように影響が調査・報告・開示されている。しかし、分析手法については開発途中で情報収集できなくなり、十分に調査出来ていない事例もあり（資料 58）、開示されているが改善の余地があると判断した。</p> <p>2021 年次審査においても、新たな知見は収集できず、引き続き観察事項とした。</p>
<p>【評価の根拠】</p> <p>漁獲による対象資源の生態的位置への影響については、所見に記したように、3.1.1 及び 3.1.2 及び管理点 2 に示した【評価の根拠】から、対象資源の適正な漁獲水準を維持できれば、対象漁業による生息域の生態系への悪影響は最小限に抑えられると評価できるものと考えられる。</p> <p>しかし、逸失漁具については、日韓暫定水域での外国漁船の資料が得られないことから、日本海でのゴーストフィッシング死亡量の推定という、研究目標が変更された事例も報告されている（資料前掲 58）。</p> <p>以上のことから審査対象となる漁業による、生態系への最も可能性の高い悪影響について、分析するための方法と結果が、改善の余地はあるものの、適切な守秘の下、時宜を得て開示されていると判断できる。</p> <p>〈資料〉</p> <p>資料 57：清田、着底漁具が脆弱な海洋生態系に及ぼす影響の評価と管理、2019 https://www.jstage.jst.go.jp/article/suisan/85/6/85_18-00057/_article/-char/ja/</p> <p>資料 58：松岡、ゴーストフィッシング死亡量広域推定のための標準手法の日本海国際漁場への適用、2013 https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-21580231/21580231seika.pdf</p>

3.1.3 漁場環境及び生息環境の保全

【要求事項】

申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献している。

【審査項目 3.1.3 ①】

- ① 申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献しているか（藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化・保全、河川・湖沼の生態系保全、漁業活動による環境保全等）。

■ 申請者による対象資源の生息環境の保全に対する貢献の有無

【評価】

適合

【審査員の所見】

資料 59-1, 2 から、対象漁船が操業海域の海底清掃を実施しており、対象資源の生息環境の保全に貢献していると確認できるので、適合と判断した。

2021 年次審査においても、初回審査の所見根拠となった「海底清掃事業」が継続実施されていることを確認（2021 資料 24）したので、適合と判断した。

【評価の根拠】

外国漁船等による投棄または流出した漁具を、海底から引揚げる海底清掃事業を実施している。対象漁船が回収した投棄漁具等は資料 59 にあるように記録されている。

以上のことから申請者（日本海かにかご漁業協会）が漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献していることは明らかであると判断した。

なお、対象漁業の操業水域の中で、日本の EEZ を除き、主漁場である日韓暫定水域での海底清掃は、日韓漁業協議の中止により、近年実施できない状況とのことである（協会専務からの聞き取り）。

〈資料〉

資料 59-1：過去の投棄漁具回収量（日本海かにかご協会作成）

資料 59-2：令和元年の投棄漁具回収量（日本海かにかご協会提供）

漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業



対象漁船（船橋の赤青二本線は許可の制限条件による識別塗装）による海底清掃で回収された投棄漁具（韓国漁船のものと思われる底刺し網や雑籠等がある）。最近は韓国のバイ籠が多いとのことである。

2021 資料 24：令和 3 年度海底清掃事業 作業・監視報告書（速報）

3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮

3.2.1 生態系に配慮した人工種苗の生産

【要求事項】

人工種苗の生産や放流にあたっては、生物としてもつ種の特性と遺伝的多様性を維持するための十分な配慮がなされている。

【審査項目 3.2.1 ①】

- ① 種苗生産にあたり、必要な許可（占用許可、水利権等）が得られているか。
 自然環境に考慮することも求めている、種苗生産施設に関する許可等の取得

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認されないので、該当なしと評価した。

【評価の根拠】

種苗生産の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗生産実績」等

【審査項目 3.2.1 ②】

放流種苗の系群について考慮され、遺伝的多様性の保全のための取り組みがなされているか。

- 系群保全に関する取り組み（移植放流など）
 遺伝的多様性に関する取り組み（親魚数の管理など）

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認されないので、該当なしと評価した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.1 ③】

種苗生産に用いる親魚は継代飼育をせず、捕獲履歴が明らかな親魚の利用を行う措置をとっているか。

- 親魚の捕獲履歴の確認
- 親魚は継代飼育されていない

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認されないので、該当なしと評価した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.1④】

放流実績（放流数、時期、サイズなど）は収集したうえ、最適な放流方法（放流サイズ、適切な発育段階など）を選定する措置をとっているか。

- 放流実績（放流数、放流月日、サイズ）の収集
- 適正な放流方法の検討（発育段階など）

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認されないので、該当なしと評価した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.1 ⑤】

疾病の蔓延を防止するための措置をとっているか。

- 魚病診断の体制
- 魚病蔓延防止のための措置

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

3.2.2 自然再生産個体群維持のための管理目標及び管理措置の設定

【要求事項】

対象資源について、現存する自然再生産による個体群を持続的に維持するための管理目標の設定及びそれに基づいた管理措置が講じられている。

【審査項目 3.2.2 ①】

放流魚に標識がなされる等、放流由来と自然再生産由来の個体群の別々の評価が可能となり、放流効果を評価しているか（自然再生産個体群が評価されているか）。

- 放流魚への標識付けの実施等による放流効果の評価

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.2 ②】

種苗放流等により対象資源の増殖を図る場合、対象資源の自然再生産個体群、及び増殖に用いる個体を採捕した資源への深刻な悪影響を回避するための、管理目標と管理措置が存在するか。

- 管理目標及び管理措置（左記相当含む）

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.2 ③】

3.2.2. ②の管理措置として、自然再生産個体群の維持のため、生息環境の評価および保全の取り組みがなされているか。

生息環境保全の取り組み

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

3.2.3 種苗放流による対象資源および生態系への影響モニタリング

【要求事項】

対象資源および生息域におけるモニタリングが行われており、種苗放流による対象資源の自然再生産や生態系への影響を回避するための措置が講じられている。

【審査項目 3.2.3 ①】

対象資源の生物学的・遺伝学的なモニタリングが実施され、対象資源の形質等に変化がみられないことを確認しているか。

- 生物学的（魚体サイズ、年齢、卵数、来遊時期など）・遺伝学的モニタリングの実施
- 対象資源の形質の変化

【評価】 該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.3 ②】

審査対象となる漁業が、栽培・増殖漁業を含む場合、以下の全てについて、十分に信頼できる最新の情報が存在しているか。

- (i) 関連する栽培・増殖漁業による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）に関する情報と評価。
 - (ii) 関連する栽培・増殖漁業による、希少種への影響に関し、国際的な基準に沿って収集された情報と評価。
 - (iii) 関連する栽培・増殖漁業による、対象資源の重要な生息域、及び左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域への影響の情報と評価。（左記漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間を含む。）
 - (iv) 関連する栽培・増殖漁業による、生態系の構造・機能へ与えうる影響の可能性や程度に関し、時宜を得た科学的助言を得るための、国際的な基準に沿って収集された情報と評価。
- 上記 (i) ~ (iv) の情報の存在
- 自然再生個体群が、関連する栽培・増殖により放流された個体群により大きく置き換えられていないかを含む、放流後の分布域や成長に関する情報の存在

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.3 ③】

審査対象となる漁業が、栽培・養殖漁業を含む場合、以下について「管理目標」、「管理措置」、及び「アウトカム（成果）指標」が全て存在するか。

- (i) 関連する栽培・増殖による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (ii) 関連する栽培・増殖漁業による、希少種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。
- (iii) 関連する栽培・増殖漁業による、生態系の構造・機能への回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を最小限に抑えるための管理目標とアウトカム（成果）指標。また、関連する栽培・増殖漁業による生息域の変化は、回復可能な影響とし、生態系の構造・機能への回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を及ぼさないこと。

上記 (i) ~ (iii) に示す管理目標、管理措置、アウトカム（成果）指標（左記相当含む）

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

【審査項目 3.2.3 ④】

関連する栽培・増殖漁業による、生態系への最も可能性の高い悪影響についての分析するための方法と結果が、適切な守秘の下、時宜を得て開示されているか。

- 生態系への最も可能性のある悪影響についての分析手法及びその結果の開示

【評価】

該当なし

【審査員の所見】

関係する栽培・養殖漁業の存在が確認できないので該当なしと判断した。

【評価の根拠】

種苗生産・放流の実施が確認されていない。

参考資料：全国豊かな海づくり協会ホームページ「種苗放流実績」等

13. 是正措置

該当なし。

14. 審査の結果

管理点2及び管理点3で多くの観察事項を指摘した。これらについては対象種が、水平的にも鉛直的にも広域に分布し、調査が困難であることや、年齢形質が確としていないこと、外国漁業の影響を十分に把握できない現況にあること等によるものである。これらのことについては、今後、新たな技術開発による知見の収集や政府間および関係者の協議の進展により改善が期待できるものと考え観察事項とした。また、種苗生産による放流も実施されおらず、該当なしも少なくない。その他については要求事項を満たしていると判断する。

15. 将来の審査に向けた提言

持続的な漁業を達成するためには、観察事項に指摘した「管理点2」や「管理点3」に関する項目の改善のために、所要の管理目標・措置を明確化し、現場で実践できる記録方法の改善・導入への取組等の検討が必要である。また、国際的観点から見れば、最大の懸念事項は、日本海の日韓暫定水域において、日韓両国による共同資源管理体制が確立していないことである。この問題は審査の対象外であり、申請者である漁業者等の努力のみにより、すぐに解決できる問題とは考えられない。しかし対象系群の持続的利用を深化するためには、科学的研究を基にした両国の公的研究機関や漁業者の協議を踏まえ、日韓両国政府の協議により、暫定水域での資源管理体制を早期に確立する必要がある。

2021 年次審査においては下記の問題点を指摘し提言とする。

1. 平成 15 年以降、漁獲量は ABClimit を上回っていないのに、漁獲の減少、資源量指数の減少が見られ、資源水準も中位から低位となった。なぜ維持できないのか。

・資源評価方法がおかしいのか

方法は変わっていないので、絶対値は無理にしても傾向としては把握されているのではないか。

・基礎データがおかしいのか

鳥取県水産試験場の図表等を見ると、2015 年ごろから水揚げケースと推定水揚げ尾数の関係が、少し乖離している（2021 資料 9、3 者協議会鳥取水試資料、図一）。1 ケースあたりの尾数が増加しているかもしれない。また、小銘柄の平均甲幅も大きくなっている（鳥取水試年報）。総合すると 1 ケースあたりの入り重量を 20% 程度上方補正すべきように思うが（甲幅一体重関係データ等から）、いつから補正するのか、毎年補正するか不明である。

統計資料への信頼性が無くなる懸念もあり、まずは研究機関で検証する必要がある。

・外国漁船の影響が大きいのか

韓国へのべにずわいがに漁獲量の経年変化（資源評価書）は、日本とは比較ならないほど変動が大きい。漁場や漁獲努力量など不明点が多いが、集中的漁獲方法の印象を受けることから、成長乱獲を数年時にわたり引き起こした可能性も考えられる。

・環境変動等による加入群の状況が悪いのか

ベニズワイガニ日本海系群の分布は浮遊幼生時間の長さから、北海道やロシア水域に広く及ぶことはもちろん、オホーツク海や太平洋にも及ぶという情報がある（漁業養殖業生産統計年報の漁獲量 0 は若干の漁獲がある表示）。加入前の幼稚仔の着底場所や生残りは海流や海水温に影響されると思われる。

ここ 5 年程度は環境要因に伴い、ほとんど大きな加入がなかった（特に 2015~18 は加入前群も少ない。加入していたものを獲り尽くすだけ：鳥取水試資料）とも考えられる。ただし、今後数年は加入が期待できることから、大事に利用する必要がある。

2. ABClimit を超える IQ 総枠の設定（漁業経営、地域産業を勘案）

・実際に資源状態がかなり悪化しているとすれば、資源回復措置はどうするのか

→今後数年年の加入群は最近では多い見込みであり、研究サイドは深場漁場の保護（小型ガニ保護）、漁具浸漬時間の長期化（脱出率の向上）により、小型ガニの取り残しを増やすよう提案（漁業者の実施状況は今のところ不明）。

・ 令和 3 年漁期はまだしも、令和 3 年度のベニズワイ資源評価によれば、令和 4 年漁期の管理基準値は、系群全体の ABClimit で 8,800 t、大臣許可水域では 3,700 t 程度が見込まれる。水産庁の示す固定枠 5,930 t との乖離は大きくなる。

また、令和 3 年漁期は大和堆水域で操業する 1 隻が休漁しており、全体漁獲量の減少も予想される。令和 4 年度の資源評価が注目される。

3. 自主的管理について

・ 入手した「境港ベニズワイガニ三者協議会自主規制状況記録用紙」では 1 ケースの尾数と甲幅（9 cm 超と 9 cm 未満）ごとの尾数が記録されている。それによれば、1 ケース

あたり 70~90 尾入りで、9 cm未満は記録を見た限り確認できなかった。

一方、IQ を適切に管理するため、1 ケースの重量は 30 kg と自主的管理措置で定めている。記録では 30 kg をオーバーしているものの、氷等の水切り部分として 10% 程度は一般的な超過分と思われる。

しかし、70~90 尾で 30 kg とすると、甲幅一体重関係（日本海ブロック試験研究集録 10 号、29-50、1987）から甲幅で 105 mm 以上の比較的大型の小銘柄（いわゆる小 A）以上のケースを測定していることが示唆される。

90 cm 未満の小ガニ（禁止サイズ）が混入する可能性があるのは、小銘柄でも小さい方の小 B 銘柄（全体水揚げケースの 96%）であり、自主的管理措置として不十分な検査と考える。

- また、境港市場の水揚げケースと水揚げ尾数を示した鳥取水試の資料からは、2015 年以降、1 ケース当たり平均で 100~110 尾入であることが読み取れる。また水揚げのほとんどが小 B 銘柄であること、小 B 銘柄の甲幅が 2005 年以降大型化の傾向にあり、2015 年以降は 100 mm を超えていること（鳥取水試年報）、先の甲幅-体重関係から求めた 100~103 mm 程度の 1 尾当たりの体重は 350~370 g であり、平均尾数に乘じると 1 ケース当たり 35~40 kg になると推定される。

資源管理の基本である資源量指數等は、漁獲量等の基礎データにより求められており、基礎データの精度向上のためには自主的管理措置の透明性確保や精度向上を目指す必要がある。

自主的管理措置から一時的にでも公的管理措置（公的検査との併用）への移行を提言する。

16. 根拠となる資料

List of Evidences

1) 聞き取り相手

書面審査：日本海かにかご漁業協会

現地審査：日本海かにかご漁業協会

2) 法令・許可・文献等

【法令】

- ・漁業法（関連政令、省令）
- ・指定漁業を定める政令
- ・指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令（資料 7）
- ・水産資源保護法
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・船舶安全法

2021 年次審査（上記漁業法、政令、省令は下記に改正された）

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

- ・漁業法（改正漁業法：海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を統合）
- ・漁業の許可及び取締りに関する省令（指定漁業を定める政令と指定省令を統合）
- ・資源管理基本方針：令和2年10月15日、農林水産省告示1982号

【許可】

- 資料1：日本海べにずわいがに漁業許可証（農林水産大臣、平29年7月24日付け）
資料2：日本海べにずわいがに漁業許可船名簿（水産庁ホームページ：以下ホームページはHP表記）

【文献等】

- 資料3：我が国の海洋生物の資源管理指針、令和元年12月改正（水産庁HP）
資料4：日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について、水産庁境港漁業調整事務所、第34回日本海・九州西広域漁業調整委員会資料（2019）
資料5：日本海べにずわいがに漁業の管理体制、（日本海かにかご漁業協会作成）
資料6：日本海ベニズワイガニ漁業の資源とMELジャパン認証、西野・上田、日水誌75(6), 1089-1090 (2009)
資料7：指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、昭和38年1月22日農林省令第5号
資料8：ベニズワイガニ漁業の概要、鳥取県（水産試験場）HP
資料9：しまねの漁業（カニかご）、漁業協同組合JFしまねHP
資料10：べにずわいがに漁業漁獲成績報告書（例示）
資料11：水産庁の漁業取締り、水産庁漁業取締本部パンフレット
資料12：境港ベニズワイガニ産業三者協議会自主規制状況記録（例示）
資料13：出漁前訪船指導の実施について、中国運輸局鳥取運輸支局通知文、令和元年8月20日付け
資料14：漁業取締方針、水産庁漁業取締本部、令和2年4月
資料15：日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画、平成31年4月変更確認
資料16：日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行確認書の提出について（資源管理協議会会長あて）、日本海かにかご漁業協会、令和2年2月10付け
資料17：履行確認書の裏付け資料（漁績、漁獲日報、仕切り書）、日本海かにかご漁業協会、令和2年3月12日売りの元記録、日報は正午報告の為、漁績と合致しない日がある。
資料18：平成29年度鳥取県水産試験場年報（2018）
資料19：広域的な資源管理（広域漁業調整委員会について）、水産庁HP
資料20：境港ベニズワイガニ三者協議会会則
資料21：令和元年度境港ベニズワイガニ産業三者協議会資料抜粋
資料22：令和元年度（2019）ベニズワイガニ日本海系群の資源評価、水産庁HP（2020.3）
資料23：日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画、水産庁、平成21年3月一部改正
資料24：日本海かにかご漁業協会第44回通常総会資料抜粋、日本海かにかご協会、令和元年6月
資料25：日韓漁業協定の概要、水産庁境港漁業調整事務所HP、鳥取県HP

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

- 資料 26：韓国との関係、令和元年度水産白書 P166、水産庁（2020）
- 資料 27：日本海におけるベニズワイガニも生態特性と資源管理に関する研究、東北大学学位論文（2009）
- 資料 28:ベニズワイガニ資源調査、鳥取県水産試験場年報 3- (6) 2019 (2020)
- 資料 29：新潟県・上越沖におけるベニズワイ雄の未成体群から成体群への加入過程、日本海ブロック試験研究集録第 31 号、17-23、水産庁日本海区水産研究所（1994）
- 資料 30：平成 29 年漁業・養殖業生産統計年報及び平成 30 年漁業・養殖業生産統計
- 資料 31:ベニズワイガニの資源管理と経済効果、慶北ベニズワイガニかご協会、日韓民間漁業者会議資料（2015. 2）
- 資料 32：養松、白井、日本海大和堆北東部におけるベニズワイガニの深度分布と移動、日本水誌 73 (4) 674-683 (2007)
- 資料 33：我が国周辺の水産資源に関する評価会議の開催について、水産庁HP（2019）
- 資料 34：令和元年度漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針、国立研究開発法人水産研究・教育機構（2019. 6）
- 資料 35：令和 1 年度 ABC 算定のための基本規則、国立研究開発法人 水産研究・教育機構（2019. 2）
- 資料 36：日本海べにずわいがに漁業者への指令書、農林水産大臣（2019）
- 資料 37：上田祐司、ベニズワイガニの資源動向と生態について、令和元年境港ベニズワイガニ産業第三者協議会資料抜粋（2019）
- 資料 39：日本海べにずわいがに漁業漁獲量上限の消化状況、平成 27 年～令和元年、日本海かにかご漁業協会作成
- 資料 40：鳥取県水産試験場からの混獲物の聞き取り情報
- 資料 41：廣瀬太郎他、深海生物採集用大型桁網の開発、水研センター研報 17, 69-82 (2006)
抜粋
- 資料 42：日水研資源管理部資源生態グループ 研究内容、日水研HP
- 資料 43：富山水試研究報告第 17 号（2006）：土井他、オオエッチュウバイの成熟サイズ
- 資料 44：環境省レッドリスト
- 資料 45：環境庁海洋生物レッドリスト
- 資料 46: 渡部俊広、籠によるゴーストフィッシング、日本水誌 72 (5)、930-931 (2006)
- 資料 47: 渡部俊広、ズワイガニ類資源の保全型漁業生産技術に関する研究、日本水誌 72 (5)、835-838 (2006)
- 資料 48：谷内透、日本海におけるガンギエイ類 2 種の生態と重要魚介類に与える影響、科学研究費補助金研究成果報告書
- 資料 49：ツチクジラ、平成 30 年度国際漁号資源の現況、水産研究・教育機構
- 資料 50：養松他、水深によって異なるベニズワイの餌環境、日本海リサーチ&トピックス 第 3 号、日水研（2008）
- 資料 51：海の豊かさを守ろう、国際連合広報センター
- 資料 52-①: 海洋環境の保全、平成 30 年度環境白書、環境省（2019）、環境省HP
- 資料 52-②: 海洋環境の保全、海上保安庁HP政策

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

資料 53:長谷川勝男、わが国における漁船尾燃油使用量とCO₂排出量の試算、水産技術 2 (2)、2010

資料 54:和田雅昭他、漁船排出CO₂の削減を目的としたICTを活用した定置網漁支援に関する研究開発、ICTイノベーションフォーラム 2017

資料 55:西村三郎、日本海の成立（7. 日本海の深海群集、深海群集の起源）、築地書館、1974

資料 56:倉長他、2016、脱出口付ベニズワイかに籠の逃避効果について、鳥取県水産試験場報告第39号

資料 57:清田雅史、着底漁具が脆弱な海洋生態系に及ぼす影響の評価と管理、日水誌 85(6)、562-574 (2019)

資料 58:松岡達郎、ゴーストフィッシング死亡量広域推定のための標準手法の日本海国際漁場への適用、科学技術費補助金研究成果報告書、2013

資料 59-①:海底清掃による過去の投棄漁具回収量、日本海かにかご漁業協会

資料 59-②:令和元年の海底清掃による漁具回収量、日本海かにかご漁業協会

資料 60:田中栄次、ベニズワイガニの資源量推定 未発表 (2020)

2021年次審査文献等資料

資料 0:追加登録対象漁船の日本海べにずわいがに漁業許可証写しと許可船名簿
(水産庁 HP)

資料 1-①:日本海べにずわいがに漁業漁獲実績報告書(例示)、水揚げ仕切り報告、市場自主検査記録

資料 1-②:漁獲日報例示(漁獲実績報告書の元資料)

資料 2:国の資源管理基本方針(令和2年10月15日、農水省告示1982号)

資料 3:我が国の海洋生物資源の資源管理指針(令和2年12月最終改正、水産庁)

参考資料①:令和2年漁期前の中国運輸局、水産庁境港漁業調整事務所の検査予定表

資料 4:資源管理指針・計画作成要領(令和3年4月最終改正、水産庁)

資料 5:日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画(令和3年4月変更確認、新旧対照表付き。日本海かにかご漁業協会)

資料 6:日本海べにずわいがに漁業における資源管理計画にかかる履行確認報告書
(令和3年11月8日付け、令和3年漁期分、かにかご会長→資源管理協議会)

資料 7:第41回資源管理協議会による資源管理計画履行確認状況(令和3年2月開催)

資料 8:第46回通常総会資料(令和3年6月開催、日本海かにかご漁業協会)

資料 9:令和3年度境港ベニズワイガニ産業三者協議会次第と資料(令和3年8月開催)

資料 10:令和2年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価(水研センター)

資料 11:令和2年度版水産資源レポート「ベニズワイ」(鳥取県水産試験場 HP)

資料 12:ベニズワイガニ資源調査(令和2年度鳥取県水産試験場年報、鳥取水試 HP)

資料 13:令和3年度ABC算定のための基本規則(令和3年6月、水産庁・水研機構)

**漁業認証規格 2.0
適合の判定基準（審査の手引き）2.1
日本海べにずわいがに漁業**

- 資料 14：令和 3 年度漁獲管理規則および ABC 算定のための基本方針（水研センター、令和 3 年 6 月 30 日）
- 資料 15：ベニズワイガニ日本海系群令和 3 年度資源評価結果ダイジェスト版（水産庁 HP）
- 資料 16：第 39 回日本海・九州西広域漁業調整委員会資料（令和 3 年 11 月開催、水産庁境港漁業調整事務所提出）
- 資料 17：日本海べにずわいがに漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限の設定等に係る基準（令和 2 年 11 月改正、水産庁）
- 資料 18：日本海べにずわいがに漁業の資源管理について（令和 3 年 8 月、水産庁）
- 資料 19：令和 2 年漁期当初 IQ と期中調整後の最終 IQ（日本海かにかご漁業協会）
- 資料 20：令和 2 年漁期 IQ（最終）の消化状況（日本海かにかご漁業協会）
- 資料 20-①,②：令和 2 年漁期の農林水産大臣による IQ 指令書（①当初、②最終）
- 資料 21-①：漁業法改正に伴う指定省令の一部を改正する省令抜粋（新旧対照,附則）
- 資料 21-②：上記附則第 2 条の「特定水産資源として漁獲可 能量による管理が行われる日」の予定表（TAC 拡大スケジュール表、水産庁 HP）
- 資料 22：漁業認証規格に係る過剰漁獲状態の解釈について（マリン・エコラベル・ジャパン協議会、2021.8）
- 資料 23：環境調和型産業資材の実証化－生分解性繊維の実用化－、山本他（石川県工業試験場研究報告 Vol.49、2000）
- 資料 24：令和 3 年度海底清掃事業作業報告書（速報）例示
- 参考資料：SH”U”N プロジェクト評価結果—ベニズワイガニ日本海—Ver1.0.0（国立研究開発法人 水産研究・教育機構、2020.10、HP で公表）